

## 第六十三回 参議院内閣委員会会議録

## 内閣委員会会議録第十一号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

玉置 猛夫君

補欠選任

渡辺一太郎君

四月二十八日

辞任

玉置 猛夫君

補欠選任

玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長

西村 尚治君

理事

源田 源田

上田 佐藤

上田

委員

石原 西村

八田 八田

一朗君

監察官

防衛省

防衛省

行政管理

監察官

行政

行政

行政

政府委員	國務大臣	中曾根康弘君
行政管理局長	行政	河合 三良君
防衛政務次官	岡内 豊君	房參事官
防衛廳長官官房	島田 豊君	通商産業省貿易
防衛廳衛生局長	宍戸 基男君	振興局輸出業務
防衛廳經理局長	浜田 駿君	石原 尚久君
防衛廳裝備局長	田代 一正君	公害防止事業団
防衛廳參事官	蒲谷 友芳君	古沢 実君
防衛施設廳長官	江藤 淳雄君	参考人
防衛施設廳繪務部長	山上 信重君	○許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
防衛施設廳設施部長	鈴江 士郎君	○防衛廳設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
科學技術廳研究調整局長	鶴崎 敏君	○日本原漬場における実彈射撃問題に関する件(内閣提出、衆議院送付)
厚生省環境衛生局長	金光 克己君	○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
農林省畜產局長	太田 康二君	○委員長(西村尚治君) たゞいまから内閣委員会を開会いたします。
通商産業大臣官房長	高橋 淑郎君	許可、認可等の整理に関する法律案を議題いたします。
通商産業省企業局長	柴崎 芳三君	御質疑のおありの方は順次御発言を願います。
通商産業省重工業局長	赤澤 瑞一君	五国会、それから五十八国会でいずれも出ておりました。これが成立せずに今度の国会にまた出なつてある事務が幾分でも簡素化なることで
通商産業省化学工業局長	山下 英明君	なつてあります。その分につきましても内部的に検討いたしまして、できるものからやつていきた
通商産業省鉱山保安局長	橋本 德男君	なつております。その残りのものについていろいろございますが、いまの段階ではちょっと進捗がしにくいという状況になっております。

ありますから、したがって基本的には反対をとる態度ではありません。しかし、この許認可事務については、三十九年の臨調答申でもかなり具体的に指摘をされた事項であります。それ以来、多少の整理は行なわれておますが、かなり残っています。そこで第一にお聞きをしたいのは、この臨調の答申で出された許認可事務——おたくの資料によれば三百七十九件と、こうなっているわけであります。ですが、一体その現在までの整理状況と、それから残っているものについては今後どうされるのか。臨調答申の取り扱いからまずお聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(岡内豊君) 臨調答申で出ました許認可事項の整理につきましての進捗状況でございまが、これは御承知のよう三百七十九ございまして、この点につきまして、私ども監察のほうで二回ほど監察を実施いたしました。第一回、第二回とやつておりますので、その結果に基づきましていろいろやりました結果、二百九のものがすでに整理済みでございます。ペーセントにいたしますと五五・一%。こうしたことになつておりますが、それでさらに行革の二ヵ年計画の中で二十五加わつてしまいまして、それを入れますと六一・八%の進捗状況になる。なお百七十件ほど残つておるわけでございますが、このうち五十二件につきましては、審議会等の諮問をするとか、関係省庁がいろいろございまして、その間の協議を整えて、なお検討中でございます。それから、その残りのものにつけてもいろいろございますが、いまの段階ではちょっと進捗がしにくいという状況になっております。その分につきましても内部的に検討いたしまして、できるものからやつていきた

○山崎昇君 いまの説明がありましたように、三十九年に臨調が指摘をした三百七十九件についても、進捗率は約六割ですね。したがって四割前後のものが残つておる。ところが、その後行管の資料を見ますといふと、報告、許認可を入れまして約一万件ぐらいふえていますね。その実情からいへば、もうほとんど何にもされていないと同じ結果ではないだらうかと私ども思うんです。

そこで、お聞きをしたいのは、この臨調答申以降、一万余件近いものがふえているんですが、一体こういう各種立法について、許認可とか報告事項について、行管はどういうチェック方法をとるのか。あるいはまた、このふえたものについて、どういう整理方法をとつていくのか、お聞きをしておきたい。

○國務大臣(荒木萬鶴夫君) 許可、認可等の新設につきましては、行政改革計画、昭和四十四年七月十一日に閣議決定しました第二次計画で、その新設を極力抑制するものとして、そのための措置を関係機関において検討することとしておりまします。ところで新設を抑制するということは、行政管理庁の機能からいたしましてなかなか容易でない。法制局と連絡をとりながらつとめてはおりますけれども、所管の省庁と意見が違つた場合、これを強行するわけにまらないという不便がござります。その意味で何らかの措置を考えたいとうことで検討中でございますが、まだ検討の結論を得てない状況であります。

○山崎昇君 結論を見ないという長官のお話ですがね。私はあまりにもふえ過ぎるのじゃないかと、たとえば四十三年の十月の閣議決定を行なった第一次案のときに、行政管理庁は許認可で一万一千八十八、報告で七千四百四十九、合計一万八千五百三十七件であります。こうなっています。したがつて臨調の答申をかりに引いたとしても、わざか三年か四年の間に一万余件ぐらい、これはほとんどの手つかずの状態です。いまの説明あっても、臨調のわずか三百七十九件の許認可のうち六割ぐらいいしかやられてなくて、五、六十件については審

議会にはかつておりませんと、こう言う。いまのところ進捗状態はほとんどおぼつかないという答弁ですね。これは許認可事務について臨調が二つの方針を出しておるのでですが、一つは、各省庁みずからいろいろなことをやりなさい、もう一つは、政府部内において許認可の統括機関を設けてやりなさい——その統括機関に私は行管が当たるのだと思うのです。その行管がほとんどいまのよくなっている。それで、これからさらに法律がふえるたびに、いまの行政事務の状況からいって、私は許認可報告事務はますますふえると思う。一体政府はこういう問題をどうされようとするのか、重ねてお聞きをしておきたいと思う。

四十九、こうなつてゐるのは、臨調の答申が三十九年に出てゐるわけですから、それ以来六年たつて、臨調の答申すらあなた方は、ほとんどといつていいくらい、四割も残つておる。それも、今後の准拠率というはどうもばつとしないという答弁がある。四十三年の十月の閣議決定のとき調べた数字からいけば、全くやつてないにひとしい状態ですか。さらに今後法律がふえるたびに許認可事項がついてぎふる、報告事項もふえる、これは明らかだと思ふんあなたの方は簡素化しているように言つていいけれども、実態はそうじやないじやないです。第一次のときは、おおむね三ヵ年計画でこれを解消したいという閣議決定を行なつておる。ところが、この三ヵ年計画すらもうでき上がりないと云ふんです。そしてあなたのほうは、閣議決定では、四十五年度以降にかなり持ち残さざるを得ない。それもめどがないといふことです。ですから、それならば四十三年の閣議決定で、おおむね三ヵ年を目標にやると言つたのだが、三ヵ年間でできていられないわけですね。今後一体どれくらいかかるか、それじや臨調答申だけでもこれ解消できるのか、その辺のところを明確にしてください。

今回の整理法で七十六の整理をする。それから、別に提案中の単独法で十三の整理をする、こういうことになつております。

したがつて、現段階では法律事項十八、政省令等事項が四百六十八が未措置でございます。未措置のもののうち、法律事項につきましては他の制度と一括して処理する必要があるということで保留になつた、それから審議会の答申がおくれているということで保留在つてあるもの等がございまして若干おくれたと、こういうことでござります。これが十八。それから政省令事項につきましては、関係省厅で整理を進めておりまして、特に今国会に提案されておりますこの法律案が成立いたしましたならばそれに伴いまして政省令事項も整理するというようなものがかなりございまして、政省令事項につきましても整理が進むものと、かように考えております。で、私どもいたしましては、今後できる限り計画どおり進めていこうということで努力をいたしておりますところでございまして、そうし残しが残るというふうには考えておりません。

○山崎昇君 いまの説明でもかなり残るじゃないですか。そうすると、あなたの説明どおり、四十三年の十月の閣議を始めたのだが、実際は四十四年度から三年でやるから四十六年までだと、こう言つたのですね。

○政府委員(岡内豊君) そうです。

○山崎昇君 そうすると、残つたやつを全部四十六年度で解消するのですか。

それからもう一つ聞きたいのは、私が調べた資料ではどうしてあなたの数字と違うのだが、法律ができるたびにどうしてもこの事務はあえてくる。そうした場合に、行管は事前にどういうチエックの方法をとるのか。そうすると臨調で言つてい、政府部内において許認可総括機構の必要性といふことをかなり強調されている。それに行管が当たるのだが、行管はこういう許認可、報告事項のふえることについて、具実的にどういうチェックをされるのか。ただ法制局と話し合ひだけして

終わるのか、そして、ふえた数字をあとから整理をいたします。しかしながらそれは進まない。こういうことを繰り返しているのじゃないかと私は思うのですが、一体、事前のチェック方法についてどういう方法がありますか。もう少し説明してください。

○山崎昇君　長官から、いま検討中だというので、私は大いに支持する所である。専門知識をもつておられる方の意見を尊重する所である。現状でございます。ただ、事実問題としましては、法制局が法律を審議します場合に、許認可等につきまして、その要否について事実上の調整を何とかはかりたいということを努力しているにすぎないのです。権限を持って、この許認可は適切でないから取りやむべきだという立場にございませんために、新規のものを押えるという機能は、率直に申して働き得ない状況でございます。そこまで何らかの取りきめなり方法を考慮して、実効があがるようなことはなし得ないかどうかという点について検討中でございます。

○政府委員(河合三麿君) お答え申し上げます。  
許認可の新たな設定の場合のチェックでござりますが、これにつきまして、たゞいま長官より答申し上げましたように、現在の段階では、これはそれを所管するはつきりした所管がないためにそれが現在行なわれない。そこで私どもといたしましては、従来の許認可の整理につきまして、どういうような趣旨で整理が行なわれたかという点を検討いたしまして、これが将来、今後の許認可を新たに設定する際に、これを認めるべきかどうかという基準を考えるということとの参考にいたしたいというふうな意味で、事務的に現在それを検討いたしております。

言つておられますことは、これは臨調の文面によりますと、行政管理庁がこれに当たるべきものということになつておりますが、必ずしもそうとばかりは申せないと思いますので、そういう点につきまして、臨調のお考えいたしましては、おそらく総務庁というようなものが臨調の構想の中にございますが、そういうものができまして、そこで各行政の総合調整機能が非常に發揮されるという状態になりました場合に、そこで臨調のお考えではなれば、その中に行政管理庁に入ることになつておりますが、そこに行政管理庁の持つべき機能としてそういうものがあるということのお考えではなかったかと、これは類推であります。そういうふうに考えます。で、そういう意味でございますので、許認可の新たな設置基準あるいは設置のチェックということになりますと、これは行政の総合調整機能、これの強化という問題と必然的に結びつく問題だと思っております。

筋でありますから、あらためてこれは別な機会にやりたいと思いますが、いずれにしても、いま申し上げるように、これからだんだんやつぱり日本は行政国家の様相を帶びてくると思うんですね。どちらみちにしろ、そうなれば行政が国民生活にまで介入するわけでありますから、許認可あるいは報告その他の事項があえてくる。あとから私どもは追っかけて、これがいいとか悪いとかと言うことになってくる。そこで、できるだけ事前にやつぱりチニックする体制というものをつくってもらいたいと思う。そういうことについて、長官何かお考えがあれば、この機会に聞いておきたいと思う。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 法制局がもともと、たとえば許認可事項の当否についても権限を持つておったのであります。が、戦後法制局からそこそこが取り除かれたと承知いたします。したがつて、関係省庁独自の案が持ち込まれた場合には、法制度的な立場から法理論としての妥当性は判断しますけれども、政策的にその当否を判断することはできないという、行政組織としては一つの欠陥かと思います。そこで行政組織法の再検討の機会に、そういう機能をどこかに与える。たとえば行管に与えるというふうなことも考慮をすべきことの一つじゃないかというふうに考えております。

○山崎昇君 そこで、もう一度念を押しておきますが、たとえば臨調の答申で残ったやつ、それから第一次改革で閣議決定された分で残る分ですね、それはおおむね三ヵ年計画というので、あなたのはうは四十六年まで考えておるようですが、一体四十六年度でそれが全部完了するかどうかという点、それからその後、臨調の答申以降かなりふえておるし、現実にまた第二次以降でいると思うんだが、一体どれくらい現実にふえたとあなたの方判断されておるのか。それらについ

を整理するということのはうが大事じゃないかという考え方を持つておりますので、これはいろいろの監察の機会に、事務の整理なり簡素化なり、あるいは簡便なやり方を考えいくことが、やはり監察の一つの大好きな眼目になるのではないかといふうに考へております。あらゆる監察をやつしていくといふうに考へております。

○山崎昇君 それに関連をして、長官にひとつお聞きをしたいのですが、先日、総理大臣の私的諮問機関である物価安定政策会議から、政府は少し行政的に介入をしがちでいるのではないか、これは物価に関する提言であります。こういうことが言われ、そして総理に対しても、経企長官ですか、対して、行政介入等ある程度やめるべきではないか、こういう提言がございましたね。そこでこの問題について私が調べた限りでは、すでに三十八年の八月ごろに、行管はこういう問題等について監査といいますか、調査といいますか、検討されて、そういう点は廃止すべきでないか、具体的にいえば、たとえば運輸省のタクシーレンジの問題とか、あるいはふる屋の設置基準の問題とか、いろいろあると思うのです。あると思うのですが、そういう点について行管が三十八年ごろに触れていると私も聞いていますが、一回も触れていたことは承知いたしております。これは総理大臣に答申を、提言をなされた段階でありますし、まだそれが行管の課題としておりてないと申しますが、そういう段階でございます。それにしましても、検討すべき課題であることは承知いたしております。行管が今まで監査を行なったのは、この物価安定会議が行政介入について提言をしておりますことは承知いたしております。これは総理大臣に答申を、提言をなされた段階でありますし、まだそれが行管の課題としておりてないと申しますが、そういう段階でございます。それにしましても、検討すべき課題であることは承知いたしております。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 物価安定会議が行政介入について提言をしておりますことは承知いたしております。これは総理大臣に答申を、提言をなされた段階でありますし、まだそれが行管の課題としておりてないと申しますが、そういう段階でございます。それにしましても、検討すべき課題であることは承知いたしております。

○山崎昇君 私は、三十八年ごろにすでに行管が監査の中で、いまの運輸省の免許、あるいはその機会に、事務の整理なり簡素化なり、あるいは簡便なやり方を考えいくことが、やはり監査の一つの大好きな眼目になるのではないかといふうに考へております。あらゆる監査をやつしていくといふうに考へております。

○政府委員(岡内豊君) 若干補足をして御説明申し上げますが、昭和三十八年の監査の結果、勧告をするといふうな運びにならうかと思ひます。が、いずれにしましても、まだ日程にのぼっておりません。

○政府委員(岡内豊君) 四十五年度の監察計画の概要でございますが、まず第一は、政府の重要な施策を中心として、国民生活に密接な関連のある問題といたところでございまして、たとえば都市基盤の整備を促進するとか、消費者利益の擁護、増進をはかるとか、農林業の近代化あるいは災害の防止等についての監察をやりたいというふうに考えておりますが、そのほか、社会経済の発展に即応する行政の体質改善というふうなこともありますので、それから行政運営の近代化、合理化というような問題もございますので、そういったこととのための、つまり行政改革の推進に役に立つ調査をしたいということをございます。

それで現在、第一・四半期で手をつけておりますのが、住宅に関する行政監察、それから農業基盤整備に関する行政監察、これを手をつけております。第二・四半期以降につきましては、先ほど申し上げました旅客運送事業その他の問題、若干いま検討中でございますが、いずれにしましても、重要な施策を中心にする監察と、それから行政改革に必要な監察なり調査を進んでやっていくという態度でござります。

○山崎昇君 いま四十五年度のおおむねの方針と、長官から基本的な考え方を聞いたわけですが、ただ私は、新聞に出たからというので言うわけじゃありませんが、私どもいろいろ行ってみますと、地方行政監察局の無用論だと、それから重箱のすみをつくようなやり方であって、必ずしもこの事務がどうだというよりも、摘要といいますかね、そういうことに力点が置かれるようないい印象を受ける。だから受けたほうは、何を言っているのだと、こういう感情のほうが先に走っています。いるのだという言い方もかなり聞くわけです。そこで、具体的に受けたほうの方々の意見を聞けば、いま申し上げたような意見が多いわけなんですが、

が、一体長官、いま方針が述べられた項目として大項目ですね、いま四十五年度の方針を見て、内部統制というものをやらなくちゃならぬわけなんですが、具体的にたとえばいまあげられた住宅なら住宅でけつこうですが、どういう方法でやられるのか、もう少し説明をしてほしいと思います。

○政府委員(岡内豊君) 方法論でございますけれども、これは本庁のほうで、建設省の事務局局にいろいろ当たりまして、資料の整備もいたしまして、それから現地の調査もいたしまして、詳細な計画、監察実施計画といふものをつくるわけでござります。それでこまかに計画をつくりまして、管区の部長会議というものを開きまして、伝達をして、そしてその伝達した中身を管区の部長さんがそれぞれの管区の地方監察局長さんに説明して調査に当たる。その調査結果の報告書、現地の実態を反映した報告書が中央に集まりますので、それを分析検討いたしまして、今度は中央として全国的な視野に立ったところの報告書をつくる、そして勧告をするという手順に相なっております。

○山崎昇君 これは少し古い新聞報道であります。が、去年の十一月の毎日新聞です。「これによると、頭から地方行政監察局なんか無用だ。こういうのが報道で出される。そうすると国民のほうは、こういう委員会でのやりとりなんかわからませんから、何だ、行政監察局というのは形式的にやっているけれども、ただ形式的に勧告する、こういうのが新聞報道で出される。そういう考へ方が私は濃厚になつてくるのではないか、こういう考へ方が私は濃厚になつくると思います。あわせて、最近ども行政監理委員会と行政管理庁といふものがうまくいっていない。何か行政監理委員会といふものをやつかいもの扱いにして、いるような風潮もあると聞く。それらと関連して監察行政といふものを一休後強めるのかが強めないのか。いまのままで推移していくこと

○國務大臣（荒木真壽夫君） 行政管理委員会と行政管理厅とがうまくいっていないという批評を聞きますが、それは、先日行政監理委員六名が委員長である行政管理厅長官を抜きにして意見を述べられたことに端を発するかとも思いますが、これには別に仲が悪いとか、けんかをしておるとかということではないので、いつかも申し上げましたけれども、行政管理厅長官が入った姿では、ある意見を、示唆に富んだ意見であろうとも、直ちに実行できる案でなければ、意見として、答申として出ない。率直に申してそういう傾向があることはないなめないと思います。それで、実行案をつくり、関係省庁と渡りをつけて、話がまとまつたり、こちらで立ち上げるということでは時期的に会わないのであります。タイムリーに意見を発表するということが困難だということを主眼に置かれての委員長抜きの提言であったかと思うのであります、これは私の想像ですけれども。そういうことがありますても、民間出身の委員の方々と行管とが仲がいいときの提言であったかと思うのであります。これは全然別個のことであると御理解をいただきたいと思います。

そこで、今後もそういうことは起こり得ると思うのであります。そのことが起こつたからと云つて仲たがいをしておるという観測は当たりませんので、願い下げにしたいと思いますが、要するに、毎週一回定例の会合を開き、新規の提案をされる以外にも、行政改革なしは行政監察につきまして十分の審議をしてもらつておるという状態でござりますから、その点は誤解のないようにお願いを申したいと思います。

○山崎昇君 私どもは、何も行管と行政監理委員会の仲を知つてゐるわけではありませんし、どんなふうにやられているのか知りません。ただ、しかしながらの見解といらものを見かしてもらいたい。

理委員会がいろんな改革案を出す、ほとんどそれが行管部として手がつけられない。そこで行政管理委員会は政治的な動きもなされている。いわば行管部と全く対照的な意見が出されてきて、それで委員の中からはかなり強烈な不満が述べられ、そういうものが新聞によって報道されてくれる。こういうことになるから、私どもは現実にその中にいるわけではありませんからよくわかりませんが、受ける印象としては、どうも行管と行政管理委員会というのはうまくいかないのではないか。せんが、受けた機関だけれども、その機関の運営がうまくいっていないのではなかろうか、こういう感じがするわけであります。そこへ持ってきて、これはけさの朝日新聞でありますけれども、まことに大きい記事で出ている。これを見ると、「仲悪い行監委・行管部」、「行政改革進まぬはず」、こういう見出しで「流新聞が書かれている。中身にもかなり委員と行管部とのやりとりが載つておる。私どもこういうものでしか実際の運営がわからないわけです。そこでいまあなたにお聞きをしたわけです。

しかし、いざれにしても、行政監理委員会が具体的に出したことが、ほとんど行管によって実施されないという事態だけは明らかだと思うんですね。そこで、行監委員長というのは、これは審議する側の委員長であります。予算委員会でもお聞きしましたけれども、相反する場合に、あなたはどうぞちをとるんですか。政府の責任ですからおそらく行管長官としての任務のほうが重いだらうと私は思います。重いけれども、行政監理委員会と食い違った場合、あなたはどういうきばきをするのか。この機関の運営とも関連して聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろん、行政監理委員会の意見の発表、提案ということは、将来に向かってある示唆を与えるということであらうかと思いますが、現実には実行できないことが提案されることがあります。たとえば農林省の行政機

構の改革は、出血整理を伴わないでの改革はできない道理であります。それをあえて提案されることは、実行案としてならば不可能に近いと思われることであります。そういうことで、当面の解決課題として受けとめた場合には、実行不可能だという客観的事実に立脚して、農林省の機構改革は必要であるということは、だれしも認識しているところであります。そういうことで、さしあたり、それでしかないという矛盾が出てくることはいなめないことであります。その場合には実行案としての考え方となるほかにはない。さしあたり、それではいけないという矛盾が出てくることには何ら矛盾ございません。冒頭に申し上げましたように、行政管理庁長官兼委員長としては、決議に加わっておる以上は実行しなければならない検討に取りかかっておる次第であります。そこにはもう一つ問題として、行政管理委員会の方々は、決議に加わっておる以上は実行しなければならないことはやむを得ないといふ関係に立ちますために、進退両難におちいるような次第であります。その辺を監理委員の方々は推察をして、ことさら委員長を加えないで意見を発表された、こういうことかと心得ます。

○山崎昇君 そうすると長官、これから私はやはり行政自治がもつと複雑になり、それからもと機関なんかも膨大になってくると思うのです。そうすると、いま起きておるような矛盾というものはもつと拡大をされてくる。そういう意味で言うならば、ことばは少し悪いですけれども、あなたの立場といふものはマッチポンプみたいなものですね。火をつけておいて片方で消さなければならぬという立場にある。だから、行政監理委員会の委員長を兼ねることをやめて、行政監理委員会という審議なら、意見を具申するなら具申する機関をし、どう政治的に判断をして実行するかというのは、行管長官としての判断をすべきだと思う。そういう意味では行政監理委員会の委員長をあなたが兼務することは誤りではないか、むしろやめ

て、そして行政監理委員会なら行政監理委員会にまかせて、あなたは実行する立場から判断される。こうならないと、これからだんだん私は矛盾が拡大するのではないかと思うのです。どうですか、そういう点について。

委嘱するというようなことで、身分的には非常勤の国家公務員ということには相なっておりません。

談の窓口を開けと、こういうことに相なつております。それから最近は各省庁ともいろいろな消費者セニターとか、それに似たような制度をつくってきておりますので、将来の行き方といたしましては、私どものほうは、そういった各省庁の窓口とも密接に連絡をとりながらやっていくということ

○山崎昇君　そこで次にお尋ねしたいのは、私は行政の統制というものは、法律による統制もありま  
すし、司法による統制もあろうと思うのですが、  
にもなろうかと思います。いずれにしろ検討させていただきたいと思います。

四百円ふえまして四千五百円と、こういうことに  
なっております。非常にわずかな金額でございま  
すので、私ども今後増額には努力したいと思って  
おりますが、以上そういう状況でございま

とのほうが大切なではないかというように考えております。したがいまして、この相談委員さんも、そういう各省庁のモニターだとか、あるいは人権擁護委員だとか、民生委員、そういった方々との連絡を緊密にいたします上においての中核に

てくることはないめないことでありまして、それでも、提案された課題そのものは、検討すべき課題としては価値あるものだということで、さつそく検討に取りかかっておる次第であります。そこには何ら矛盾はございません。冒頭に申し上げましたように、しかし一番やはり肝心なのは、やられる行政みずからが統制をしていくということが大切だと思っている一人なんですね。そういう意味では、行政監査というものはますます私は重要性を帯びてくると思うのです。

○山崎昇君 この制度ができるから、私どもはいろいろ聞いてみると、まだまだ問題点はあるにしても、かなり評価されている面もあると思うのです。そういう意味でいまお聞きをしているわけで

なる、中心になつて動いていくというようなことを考えていかなくちゃならないのではないかと、うことで、現在各省庁の行政相談の連絡担当者会議というものが、これも閣議了解でできておりますので、そういう会議を通じまして、各省庁と

そこで、一市町村に一名で三千六百名くらい、年間四千円くらいの実費弁償と、こう言うのです。が、これは私は、まことに仕事の性質からいってきわめて低額過ぎるのではないかどうか、もう少

密接に協力をしながらこの制度の発展につとめていく。行政相談が何も私どもの専売特許ではございませんので、今後そういうことも各省庁で取り上げていくということが大切ではないかと思います。したがいまして、私どもの扱う案件という

○山崎昇君 そうすると長官、これから私はやはり行政自体がもっと複雑になり、それからもっと機構なんかも膨大になつてくると思うのです。そ  
うすると、いま起きておるような才官と、いうもの  
が、どうして委員長をかねたとして意見を  
発表された、こういうことかと心得ます。

○政府委員(阿内豊君) お答えいたします。  
大本丁政由委員の故でござりますが、二れま  
るいはそういう方々はおそらく非常勤だと私は思  
うんだが、一体どういう待遇措置をとつておられ  
るのか、説明願いたいと思う。

しきらんとした制度にする必要があるのでほんの  
か。  
そこで、関連してお尋ねをいたしますが、この  
臨調の答申を見ますと、苦情の処理あるいはあつ  
せんといいますか、こういうものについてかなり  
余裕義務が「わづかしく」と云う言葉で記載して  
あります。

のは、各省庁にいろいろ関連しておって、そのためになかなか解決できない問題を中心に取り上げていったほうがいいのではないかというふうなことも実は考えておるのであります。

はもっと拡大をされてくる。そういう意味で言うならば、ことばは少し悪いですけれども、あなたの立場というものはマッチボンブみたいなものですね。火をつけておいて片方で消さなければならぬという立場にある。だから、行政監理委員会の立場からいって、一市町村に一人といふこと平均いたしまして、一千六百名ほどおられます。それから活動状況でございますが、大体この制度ができましてから行政相談の件数が飛躍的に発展いたしております、大体十一万件から十二万

そこで、今後行管としては、こういう苦情の処理というものを現状のままで押していくのか、あるいは臨調の第三専門部会の第二分科会で行政手続に関する報告というのが出されておるのだが、そういうものとの関連から、この行政相談委員とい

のですが、昭和三十五年五月に行管厅訓令第一号、「行政苦情あつせん取扱要領」というものが出来ております。おそらくこれによつて、いまもやられておると思うのです。そこで、臨調が答申された中で、統一的な行政手続法を制定してはどう

委員長を兼ねることをやめて、行政監理委員会と  
いう審議なら、意見を具申するなら申す機関  
としてまかせて、それを受けたう行政的に判断  
をし、どう政治的に判断をして実行するかという  
のは、行管長官としての判断をすべきだと思う。  
そういう意味では行政監理委員会の委員長をあな  
たが兼務することは誤りではないか、むしろやめ  
たは、行政相談委員法でできますときには、国家公務員に  
あらずということになりましたので、現在では、  
何といいますか、委任者と受任者の関係にある、

しますか、苦情処理といいますか、こういうものの発展強化といいますか、そういう点についてお考えがあれば、この機会に聞いておきたい。  
○政府委員(岡内豊君) ただいまの行政相談制度全般の将来の問題でございますが、これは先般行政事務運営の改善に関する閣議決定というものがございまして、各省庁の窓口にもこういう行政相

うかという意見があります。こういうものと関連して、三十五年の訓令といふものは生きていると思うのですが、この手続法的なものについて、どういうふうにお考えになるか。だから私はこの苦情処理について、いまのままの、あなたの説明だけでは、なんだん行政が複雑になつて、専門化していくといふ状態からいけば、苦情はふえこ

それ減ることはあり得ない。そうすれば、各省委ニター制度をもちろんやつておりますが、しかしこれとても満足な状態ではありません。そういう意味では、この苦情処理の考え方というのは、行政監察の中でもかなりのウェートを占めているのではないか、こう思うのですから、統一的な手続法をきめたらどうかという臨調の考え方について、どう考えられるのか、お聞きをしておきたい。

○政府委員(岡内豊君) 行政手続法についての御質問かと存じますが、行政手続法そのものにつきましては、これは監察の直接の所管でございませんけれども、大体あれをつくりますといふと、かえって行政が複雑になるのではないかというような批判もございまして、あまり内部的な検討が進んでおらないよう思っています。ただ、この相談業務につきましては、非常に関係各省庁多うございまして、個々の相談委員さんも、具体的な相談を受けて場合に処理に困るというようなこともあります。したがいまして、何かそういった場合の手続というものをきめたほうがいいのじやないかということはございますが、それよりも前に私どもとしては、やはり行政実例といふものを、相談の解決、あっせんの事例といふものを幅広く集録いたしておりまして、各委員さんに配付する。それを見ていただけば、大体交通事故にあった場合にはどうしたらいいかというようなことが全部わかるようなもの、そういうものをつくりたいということで、そういった作業を実はやっておる段階でございます。ただ一般的な手続法をつくるかどうか、あるいは行政不服審査法みたいなものというところまでまだ進んでおりません。そういうのが実情でございます。

○山崎昇君 重ねてお聞きをしておきますが、さつき質問した行政相談委員というのをもつとふんとしたあっせんをやらせるとか、そういうお考えはありませんか。

それから、全く先生のおっしゃるとおりでございます。それで、私どものほうといたしましては、この処遇の改善については毎年毎年予算的に努力をしていきたいというふうに考えております。それから人數の問題でございますが、たとえば東京都の区のようないい廣いところに二人しかいないのは少ないじやないかというような御議論もございますので、これも全体的に検討いたしまして、若干の増員をするかどうかというようなことも検討はいたしました。しますときには、当初の目標といたしましては、各市町村には一人ずつというようなことで一応そこの計画が達成された状態になつておりますので、今度はまた新しい考え方なり何なりを盛り込みます。そこで先刻も申し上げましたように、行政監察をするについては、監察される関係省庁と手を取り合つて、ともに改善に資するという態度でなければなりません。さらには監察をする側は、監察される側よりももっと勉強してやるのになれば、適切な勧告等を生み出すことになります。したがいまして、何とか措置を講じたい、かように考えております。

○山崎昇君 それでは長官に最後に行政監察について、私は行政事務の流れ、それから行政サービスを受ける住民の立場からいろいろ出る苦情の処理等々の問題から考へると、この行政監察といふのは、これから行管の中では私はかなり重要性を帯びてくるであろうし、持たせなければならぬ問題ではないか、あわせてこの行政監察といふのは、単に指摘をするばかりではございませんで、行政事務を執行した限りにおいては、それがどう一分手不足ではないかといふことも考えないわけではございませんけれども、当面うんと勉強して、一騎当十の意気込みをもつて事に当たるといふが、正直なところ、少数精銳とはいながら、幾分手不足ではないかといふことも考えないわけではございません。三年間に5%削減するといふことのために、率先して削減しておりますが、正直なところ、少数精銳とはいながら、幾分手不足ではないかといふことも考えないわけではございませんけれども、当面うんと勉強して、一騎当十の意気込みをもつて事に当たるといふことでやつていかなければならぬという立場にあるわけでございます。要は、行政監察の使命が、ますます行政が複雑になるに従つて重要なといふことは私も痛感しておるところであります、あらゆる面について十分検討を加え、善処いたしたいと思つております。

○中尾辰義君 それでは質問が多少重複している点もありますが、よろしくお願いいたします。

一番最初に、許可と認可と免許、こういう用語があるわけでありますけれども、これはすべてが国民の権限に關係のあるものであります。ところが、実際にはこの用語が明確に區別されておらないのだというやり方だけでは、もう行き詰まつてゐるし、また今後の行政改革は行き詰まるのではないか、そう思ひうるので、行政管理庁の中における行政監察といふものについて、長官としてどうの見解をお持ちなのか、長官として、これはもつと強められるという考え方を持つておるのか。その点最後に長官の見解を聞いて、時間がぎりぎりまでありますから、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 行政監察は、行政がほんとうに簡素合理化、しかも行政サービスを有効に作用しておるかどうかということを監察する建設的な態度でなければならないと思うのであります。そこで先刻も申し上げましたように、行政監察をするについては、監察される関係省庁と手を取り合つて、ともに改善に資するという態度でなければなりません。さらには監察をする側は、監察される側よりももっと勉強してやるのになれば、適切な勧告等を生み出すことには困難であろうといふことで、極力その態度を堅持すべきことを監察局長会議等においては申しております。三年間に5%削減するといふことのため、率先して削減しておりますが、正直なところ、少数精銳とはいながら、幾分手不足ではないかといふことも考えないわけではございませんけれども、当面うんと勉強して、一騎当十の意気込みをもつて事に当たるといふことでやつていかなければならぬという立場にあるわけでございます。要は、行政監察の使命が、ますます行政が複雑になるに従つて重要なといふことは私も痛感しておるところであります、あらゆる面について十分検討を加え、善処いたしたいと思つております。

○中尾辰義君 それでは質問が多少重複している戦前は、そういう点を法制局もきびしく審査をしておったようですが、戦後英米法が入ってまいりましてから若干乱れてきたという感じを認めますのに、大体大陸法系によつておりました

認可と免許、この用語は一体どういう意味があるのか、この辺からひとつお伺いをしたいと思いま

す。

○政府委員(岡内豊君) 許可、認可、免許の相違が一体どういうことであるかといふことは、法律でこれが医薬品の製造業の許可あるいは火薬類譲渡の許可、そういうものがこれに該当いたします。

それから認可とは、法律的行為を補充いたしまして、その能力を完成させる行為である。したがいまして、認可がないと法律上の効果が発生しない、こういうものでございまして、これはたとえば公益法人の定款変更の認可というものがこういうものに該当いたします。

それから特許、免許といいますのは、学問上は、特定人のために新たに法律上の権利を、あるいは国で保留しておった行為ができるようにしてやる、権利を付与する行政行為である、こういうふうにいわれております。たとえば鉄道事業の免許とかガス事業の免許とか、そういうものがこれに該当するわけでございます。

しかしながら、これは學問上の区別でございまして、實際の法律を見てまいりますと、その辺に若干の混同がございます。たとえば許可とすべき場合に認可と称しておるもの、これが放送法四十三条一項にそういうことがございます。それから

認可とすべきものを許可としておるもの、これは軌道法にそういうものがございます。これは私考えますのに、大体大陸法系によつておりました

戦後は、そういう点を法制局もきびしく審査をしておつたようですが、戦後英米法が入つてまいりましてから若干乱れてきたという感じを認めますのに、大体大陸法系によつておりました

認可とすべきものを許可としておるもの、これは軌道法にそういうものがございます。それは非常に何といいますか、整理をされておるもの、これは私個人として持つております。それで非常に何といふうになりますといふうなのが実情でございますが、これを将来統一するといふ感じがするわけです。ですからこの際に許可と

る何千、何万という法令の全部の条文を一々検討して直していかなければならぬ、ちょっとこれ等を制定する際に、これを何かチェックする機関は物理的にむずかしいのではないかという感じを持つております。それで先ほどもいろいろ許認可

等を制定する際に、これを何かチェックする機関等を制定する際に、これを何かチェックする機関

といふことがあります。それで今後どうかといたしましたら、今後できるものについては整理をしていく、そういうことの内容をはっきりさせていくといふふうに考えております。

○中尾辰義君 あまり答弁が御親切で、私が聞こ

うといふものを次々とおっしゃるわけですから、私は意義はどうかというようになれるのではなく、それが許可に許可、認め、免許、この用語の意義は違うわけであります。そこであらためて申し上げますけれども、放送法の第四十三条の第一項は、「協会は、郵政大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。」このように規定をして、特定の場合に、一般的の禁止の解除を認可として、この場合は、これは先ほどの用語の意義から言いますと、明らかに認可ではないに許可のほうが適切ではないか、こう思うわけです。

ささらにあなたがいまおっしゃったように、軌道法の第十五条、これは、「軌道経営者ハ主務大臣ノ

許可ヲ受ケタル場合ニ限り特許ニ因リテ生スル権利義務ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得」と規定しております。これは法律的効力を補充する場合なのに許可という文字を使っておる。この場合は認可のほうが適切ではないか、こういうことになるわけですけれども、その点あなたのいまの答弁を聞きまして、非常に数字的に膨大なものになるので整理すと、非常に大きな眼目になつておりますので、いままで法令化したものはしようがない、こういうわけですね。そういうことになると思ひますが、それから今後新しく出てくる法令は、この点

をはつきり整理をする、こういうことです、その辺をもう一べん答弁してください。これは法律を勉強する者、解説するのに非常に混乱するわけ

です、こういういろいろの用語を使いますと、ですから私は最初にこれを聞いておるわけです。

○政府委員(岡内豊君) 現在認可とすべき場合にそれが許可になっておるというようなのが若干あるわけでござりますけれども、そのものにつきま

して、その部分だけについての法律改正をするといふことは、あまりこれは実益がないというふうなことで、実際にはそのまま行なわれておるといふことではないかと思います。それを将来の問題

として、そういうチェック機関ができれば、その辺の整理はだんだんできていくんではなかろうかと、そういうことを申し上げたわけでございます。いま

すぐそのことのためにだけ法律をいいじるといふのはどうであろうというふうに考えるわけでござります。

○中尾辰義君 それならば将来のために、またこ

ういうことも、これは各行政官庁に勧告をする必要があるんじゃないですか、こういう間違った用語を使いなさんなどということを。その点はいかがでしょ。

○中尾辰義君 間違つておるから違法であるといふふうなことで繰り越しになつたもの、それから審議会等に諮問しております、その答申が出て

いないもの、そういつたものが繰り越しになつたということございまして、これは繰り越しになつたからもう改めないと、いうことではございませんので、これは四十五年度分として処置していくなどと、各省庁と折衝しておる

わけでござります。

○中尾辰義君 ですから四十五年度でできないものをそれ以後ずっとやるわけでしょう。残つた分は……。

○政府委員(岡内豊君) そのとおりでございま

す。

○中尾辰義君 それで、いまさっきもお話をありましたように、行革三年計画でいまの件数が、各

省の総点検をして出たわけですから、若干まだ整理を

独自でさらに特に調査をすれば、行管庁

が、そういう考え方には行管庁にはありませんか。

○政府委員(岡内豊君) それは先ほどもお答えいたしましたように、私ども監察の立場としては、

やはり事務の整理、簡素化ということがやはり一つの大きな眼目になつておりますので、今後監察

を行なうことになつておる。それは四十六年度まで

四年計画、年次計画でこれを実施する、こうい

うことですね。四十四年度までに、四十三年、四

十四年度で許認可関係と報告関係、合わせて二千四百八十一件を整理するけれども、四十四年度末に一千九百七件、残りが五百七十五件、これを四十

五年以降にやると、そこで今国会で八十九件がいります。なぜこれはおくれておるのか、一方的に

はいかないと思ひますけれども、この辺の事情をもう一べん説明を願いたいと思います。

○政府委員(岡内豊君) おくれております事由と

いいますか、本年度までの計画の中に入つておつて、本年度できなかつたもの、これは特に法律事項でござりますが、これは十八事項ござります。

これは他の制度とあわせて処理すべきであるといふふうなことで繰り越しになつたもの、それから審議会等に諮問しております、その答申が出て

ないもの、そういつたものが繰り越しになつたということございまして、これは繰り越しになつたからもう改めないと、いうことではございませんので、これは四十五年度分として処置しておるなどと、各省庁と折衝しておる

わけでござります。

○中尾辰義君 ですから四十五年度でできないもの

のをそれ以後ずっとやるわけでしょう。残つた分は……。

○政府委員(岡内豊君) そのとおりでございま

す。

○中尾辰義君 それで、いまさっきもお話をあり

ましたように、行革三年計画でいまの件数が、各

省の総点検をして出たわけですから、若干まだ整理を

独自でさらに特に調査をすれば、若干まだ整理を

が、これは単独法でやるものでござりますけれども、整理法の中でも、たとえば予防接種法の改正

がござります。これなどは国民に対する規制を廃止、あるいは緩和するものが、この中でも三十

一事項も含まれておりますというものがありますが、これは単独法でやるものでござりますけれども、整理法の中でも、たとえば予防接種法の改正

がござります。これなどは国民に対する規制を廃止、あるいは緩和するものが、この中でも三十

一事項も含まれておりますというものがありますが、これは単独法でやるものでござりますけれども、整理法の中でも、たとえば予防接種法の改正

だと思います。それからもう一つ、私たちと気がついでいることがありますけれども、この三ヵ年計画というのとは、各省庁がそれぞれ独自の立場で出してきておりまして、若干歩調のそろつてない面もなきにしもあらずというような点もございまして、この点は今後事務的に検討いたしたいと、かのように考えております。

○中尾辰義君 それから、次にお伺いしたいのは、今回の法案で許認可等が整理をされた場合、その対象人員なり処理件数が特に激減するものはどういうことになりますか。それをひとつ参考に聞かせていただきたい。

○政府委員(岡内豊君) 事務なり、それから国民負担の画期的に何といいますか、軽減になるといふふうなことで繰り越しになつたもの、それから語を使いなさんなどということを。その点はいかがでござります。

○中尾辰義君 それならば将来のために、またこのことではないかと思います。それを将来の問題として、そういうことを申し上げたわけでございます。いま

すぐそのことのためにだけ法律をいいじるといふのはどうであろうというふうに考えるわけでござります。

○中尾辰義君 それからもう改めないと、いうことではございませんので、これは四十五年度分として処置しておるなどと、各省庁と折衝しておる

わけでござります。

○中尾辰義君 ですから四十五年度でできないもの

のをそれ以後ずっとやるわけでしょう。残つた分は……。

○政府委員(岡内豊君) そのとおりでございま

す。

○中尾辰義君 それで、いまさっきもお話をあり

ましたように、行革三年計画でいまの件数が、各

省の総点検をして出たわけですから、若干まだ整理を

独自でさらに特に調査をすれば、若干まだ整理を

が、これは単独法でやるものでござりますけれども、整理法の中でも、たとえば予防接種法の改正

がござります。これなどは国民に対する規制を廃止、あるいは緩和するものが、この中でも三十

一事項も含まれておりますというものがありますが、これは単独法でやるものでござりますけれども、整理法の中でも、たとえば予防接種法の改正

がござります。これなどは国民に対する規制を廃止、あるいは緩和するものが、この中でも三十

一事項も含まれておりますというものがありますが、これは単独法でやるものでござりますけれども、整理法の中でも、たとえば予防接種法の改正

寸

それからまた質屋営業、古物商関係の改正で帳簿の廃棄を。これは從来 所轄警察署長の何といいますか、承認によらしめておつたわけでございますが、これは數にいたしますと、両方合わせて二十二万件くらいでございますが、そういった方の負担が、これを廃止するわけでござりますかね。非常に負担が軽減される、こういうことがあります。そういうものが、この整理法の中ではおもなれだうかと思います。

○中尾辰義君 わかりましたが、それではこの許認可に關係して、タクシーの免許のことですが、これは非常に個人タクシーの申請も多いし、また利用者のほうから案外これは評判もいい、非常に親切である。ですから、個人タクシーの申請もかなりあるわけです。一方においては、運転手の不足ということで、タクシー業者は非常に運転手が手不足で困っている。こういうような状況で、このタクシーの免許につきましては、行管庁はどういう態度で臨むのか、この辺のこところをちょっと将来の方針なり聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(岡内豊君) タクシーの免許でござりますが、これは先般も山崎先生から御質問ございました、私ども昭和三十八年に勧告いたしましたときには、個人タクシーも免許を与えなさいといふ勧告を実は中に含めておつたわけでございました。それ以後、個人タクシーがだんだんふえてきましたということが実情でございますが、最近の運営の状況を運輸省に聞いてみると、増車ワクも何もきめてないから、資格のある者はだんだん免許をしていくのだ、こういうふうな基本方針でおりますという説明でございますが、実態を若干聞いてみますといふと、たとえば東京の陸運局では五千件くらいまとめておるわけでございます。月間の処理能力が三百件くらい、これも從来は百五十分台であったのを、倍に努力をしてしたのだ、こういう説明でございます。これを、五千件を三百で割ると、一年七、八ヶ月かかるということで、こ

ではちよつとぐあいが悪いということで、先ほど申し上げましたように、運送事業に関する行政監察というものが、私ども四十五年のテーマの中に入っていますので、ひとつこういった点についても監察をすべきでないだらうかということでお、ただいま内部的に検討中でございます。

○中尾辰義君 それでは、最後に一つだけお伺いしますが、これは先ほども質問がありましたたが、監察局の勧告の問題ですが、山崎君のはうから質問ありましたけれども、どうしても行政官庁は、勧告に対して、どういますか、もう一つ真剣でないような感じもしているわけです。あなたのほうから数多くの勧告を出して、その勧告といふものが非常に効果のあったようなものもありましょうし、勧告はしたけれども、もう一つ追い上げられてない、効果があまり出なかつた、そういうようなケースがあろうかと思うのですが、数字的な、統計的なものがあれば一番けつこうだと思うのです。なお具体的なケースをあげて、こういう勧告は非常に効果があつた、こういうものは出したけれども、さつぱり馬耳東風で取り上げてくれないというようなものを、具体的な例をあげてひとつ説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(岡内豊君) 勧告の効果でございますが、先ほども大臣からお答えいたしましたように、私ども勧告をいたしました場合に、期限を切つて、改善措置についてどういうふうに考えるか、とつた措置の回答を求めております。それでその回答の中で、たとえば御趣旨の線に沿つて検討したいとかいうような抽象的な回答の場合には、さらに六ヶ月ないし一年くらいたつたときにもう一べん再照会をいたしております。それで大体改善の措置は実現する。それでもなお直らないという面が現実にござります。そういうものが少しずつ出てございますから、そういうものをまとめて、三年に一べんくらい推進監察ということをやっております。

が、統計的に申し上げますというと、これは昭和三十年度から統計をずっととつておりまして、改善したもの、措置のできなかつたもの、いろいろ分けまして統計をとつておりますが、大体監察の項目数にいたしまして四千八百五十四という事項がござります。それでその改善済みになつたものが三千八百五十五、それから、一部改善されたものが三百四十九、こういうようなことになつております。そして、大体一部改善を含めますと八五%は改善されておるというふうに私ども考えておるわけでございます。それで、改善されない原因というのは、なかなか改善の進まないものといいますのは、一般的に申し上げますというと、これは各省の利害が対立しておつて、なかなか話し合いがつかないというようなものが、これがどうも解決しにくい。それから、膨大な予算措置を必要とするというふうなものがなかなか実現がむずかしいと、こういうふうな実情に相なつております。で、若干具体的に例を申し上げますと、たとえば、これは昭和四十年の九月の勧告でございますけれども、医療機関に関する行政監察というのを行ないました。これは国立療養所の中には、結核病棟として患者数も減つて、非常に何といいますか、空床を生じておるものがある。こういったものにつきましては、それは結核性の病棟ですね、の勧告に基づきまして、昭和四十一年に三億六千万円ほどそういう切りかえの予算がついておりまます。これは年々ふえておりまして、四十五年には八億の予算がついておるというふうなことで、これは国立療養所における重症心身障害児の施設でございますけれども、そういうもので、徐々に勧告の効果があがつてきておると、こういうふうに考へるわけでございます。

察というのを四十年に実施いたしまして、そのときにいろいろ調べてみますと、校舎そのものについては国の財政措置がござりますけれども、校舎よりも用地の取得について市町村は非常に困っておるというふうなことでございまして、これにも何らかの財政措置が必要なんじゃないかという勧告をいたしました。その勧告に基づきまして、土地の分として起債のワクが初めて昭和四十二年度に十億ほどつきまして、これがだんだんふえまして、昭和四十四年度は五十億になつております。それで、四十五年度一本年度でございますけれども、これは過密地帯における義務教育というとの監察でもつて、東京周辺あるいは大阪近辺の市町村が、やはり何といいますか、団地ができるに伴いまして学校を三つも四つも建てなくちゃならない。土地の問題が非常に負担し切れないというようなことがございまして、これも勧告をいたしました。その結果、四十五年度は一舉にこのワクが三十億ふえまして八十億になつております。それから償還期限が十年でございまして、十年ではとても払い切れないわけでございます。これは償還期限をコンクリートの建物につきましては二十五年、それから木造の建物につきましては二十年というふうに期限を延ばしております。

以上、若干例を申し述べまして終わりをいたし

たいと思います。

○中尾辰義君 実は監察局の問題につきましていろいろ批判が出ておりますから、若干勤務評定の意味で私は聞いているのですから、これ、いい面もあると、ただし、こういう点がまずいじゃないかということで、先ほどから委員会は激励されているのですから、そういう意味であなた答えてもらわなければ困るのです。

最後に、いま行管監理委員会の委員長が荒木長官で、行管庁の長官が荒木長官、荒木委員長が荒木長官に答申をする、これも話があつたのですが、ほかにもこういうふうに類した組織、機構があるのはあると思うのですが、なぜこういうふうになつているのか、この点私も前国会でも質問した

わけでありますけれども、答弁がはつきりしなかつた。たとえば総理大臣が何らかの審議会の会長か何かをやつて、総理大臣にまた答申する。これはどのくらいあるのですか、こういうケースはいまわかつておりますから、詳細でなくともいいですから、少し答えてください。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

ただいまの御質問の点は、諸問をする者と、それを受けて答申する審議会の会長が同一の大臣であるものというこどかと思いますが、こういう種類の審議会はかなりございまして、例を申し上げますと、総理府の科学技術会議、あるいは法務省の法制審議会、農林省の農業共済再保険審査会等々でございます。ただいま申しました例を申しますと、科学技術会議は、諸問者が内閣総理大臣でございまして、会長が内閣総理大臣でござります。また、法制審議会も、諸問者が法務大臣でございまして、会長が法務大臣でございます。また、農業共済再保険審査会は、主務大臣が諸問いたします、農林大臣が会長でございます。これに類するものは農業資材審議会、これはやはり諸問者が農林大臣でございまして、会長が農林大臣でござります。ただいまのような部類の中に御指摘の行政監理委員会に入るわけでございまして、諸問者が行政監理委員会長官でございまして、会長は行政管理者が行政監理委員会長官でございます。

○中尾辰義君 これで終わりますから……。いまお話ししましたが、そういうように数多くあるわけですが、それは一ぺんひとつなるべく私は分離をしたほうがいいと思うのですが、何らかの理由でそうなっているのだと思いますが、その辺ひとついろいろ検討をして結論をつけてもらいたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 検討をいたしましたが、先ほど御質問に対しましてお答えしましたので、行政監理委員会の委員長を行政監理委員会長官が兼ねておるその予盾、不便というようなことを申し上げましたけれども、これは形式論を申し上げれば、行政監理委員会の議決は多数決によるところから、行政監理委員会の委員長を行政監理委員会長官が執行部の代表

者でありますとともに、多数決によつたからしかたがないと、形式論としては言いのがれはできます。

ですけれども、実体的に考えましてどうか知らぬという疑問がありますので、先刻のようなお答えを申したのであります。いずれにしろ検討させていただきます。

○委員長(西村尚治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時まで休憩いたしますが、午後一時の再開時間は厳守したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後零時十九分休憩

午後一時八分開会

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

午後一時半開会

○委員長(西村尚治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時まで休憩いたしますが、午後一時の再開時間は厳守したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後零時十九分休憩

午後一時八分開会

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

午後一時半開会

○委員長(西村尚治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時まで休憩いたしますが、午後一時の再開時間は厳守したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後零時十九分休憩

午後一時八分開会

○委員長(西村尚治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時まで休憩いたしますが、午後一時の再開時間は厳守したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後零時十九分休憩

午後一時八分開会

○委員長(西村尚治君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時まで休憩いたしますが、午後一時の再開時間は厳守したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後零時十九分休憩

かれている中央調達不動産審議会と、被害者給付金審議会とを統合して防衛施設中央審議会とし、その組織、所掌事務等を整備するとともに、防衛施設局の付属機関として置かれている地方調達不動産審議会を防衛施設地方審議会に改めるための改正であります。これは、政府の行なう行政改革の一環として審議会等の統合を行なうとともに、防衛施設の運用による障害に関する事項についても広く学識経験者の意見を徴し、民意を反映させることをねらいとしているものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

その一は、自衛官の階級として、一曹と三尉の間に、准尉の階級を設けるための改正であります。この准尉制度の新設は、自衛隊の部隊等の効率的な運用と、人事の適正な管理とをはかる必要から行なうものであり、あわせて曹の階級の自衛官の処遇改善を目的とするものであります。

その二は、自衛隊の予備勢力確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、計三千三百人を増員して、予備自衛官の員数を三万六千三百人とするための改正であります。なお、海上自衛隊の予備自衛官は、今回新らしく設けられる制度であります。

最後に、防衛厅職員給与法の一部改正について御説明いたします。

これは、准尉制度の新設に伴い、准尉の俸給月額を定めるための改正であります。

以上、法律案の提案の理由及び内容を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(西村尚治君) 本案の審査は後日に譲ります。海上自衛官の増員は、艦船の増加に伴い必要となる人員並びに航空関係の部隊、後方支援部隊等の充実のため必要となる人員であります。

た、航空自衛官の増員は、ナイキ部隊の新編並びに航空保安管制等の部隊の充実のため必要となる人員であります。

第二は、現在、防衛施設庁の付属機関として置かれている中央調達不動産審議会と、被害者給付金審議会とを統合して防衛施設中央審議会とし、その組織、所掌事務等を整備するとともに、防衛施設局の付属機関として置かれている地方調達不動産審議会を防衛施設地方審議会に改めるための改正であります。これは、政府の行なう行政改革の一環として審議会等の統合を行なうとともに、防衛施設の運用による障害に関する事項についても広く学識経験者の意見を徴し、民意を反映させることをねらいとしているものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

その一は、自衛官の階級として、一曹と三尉の間に、准尉の階級を設けるための改正であります。この准尉制度の新設は、自衛隊の部隊等の効率的な運用と、人事の適正な管理とをはかる必要から行なうものであり、あわせて曹の階級の自衛官の処遇改善を目的とするものであります。

その二は、自衛隊の予備勢力確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、計三千三百人を増員して、予備自衛官の員数を三万六千三百人とするための改正であります。なお、海上自衛隊の予備自衛官は、今回新らしく設けられる制度であります。

最後に、防衛厅職員給与法の一部改正について御説明いたします。

これは、准尉制度の新設に伴い、准尉の俸給月額を定めるための改正であります。

以上、法律案の提案の理由及び内容を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

まず、お尋ねしたいのは、長官は四十年の七月



三で議決をしております。

その議案の内容というのは、「日本原演習場問題の処理について」というのであります。「日本原演習場問題の処理については日本原演習場の使用等に関する協定第五条但し書の規定にかかるわらべ東地区への実弾射撃を前提とした試射を実施することに同意する」、こういうものを町議会できめてしまったわけです。そしてこれを自衛隊に通知をした。で、自衛隊のほうでは、これは町議会できめてくれたのだから、射撃はできるということで、先ほど言いました宮内部落での発言というものはすっかり忘れてしまつて、射撃をするということに踏み切り、十一日ですか、第十三特科連隊第二大隊長名で、十八日から二十三日まで毎日一〇五ミリりゅう弾砲を十二発ずつ東地区的宮内と成松の北方にある新着弾地に向けて撃つ、こう通告してきたのであります。

これを考えてみると、私はこの町議会の議決と  
いうものがいかいでたらめであったかがわかる。  
しかも、そういうことをやる中で、町長はいやで  
もおうでも納得をさせようというので、部落の人  
たちに聞いたところによりますといふと、その通  
告を受けてから後、部落に出向きまして、とにかく  
賛成をしてくれと、賛成をしてくれば、これ  
は整備事業費が二十一億円もらえるのだ、さらに  
賛成してくれば賞金十万円ずつをやる、こうい  
うような懷柔工作をやっている。そしてどうして  
もそれが成功しない、そして十一日のいわゆる射  
撃強行を迎えた。こういう背景になつておる。

私はそういったこまかい事情というものを、はたして中部方面総監部というほうから報告を受けたおられるのか、受けておられぬのか。しかも四十五年の初頭に宮内部落で行なわれた座談会においては、町長と町当局ないし関係部落との断層がある。町長の言っていることは全く間違いだということを列席をしておった方面総監部の幹部自体が口にして帰つてゐる。そうすると私が、今回の実弾射撃についても、形式的な町議会の議決

だけをたてにとつて押しまくったというやり方に  
は問題があるんではないかと、いま申し上げまし  
たのは、従来の経過をまとめたものであり、その  
概要ですが、それをお聞きになつてどうお感じに  
なるか、それが一点伺いたいのであります。

○國務大臣（中曾根康弘君）　ただいまお聞きした範囲内では、関係当局がみなみならぬ苦労をして、円満に事態を運ぼうと努力されており、まあ町当局の努力には私は敬意を表したいと思います。自衛隊といいたしましては、演習の計画等もあって、できるだけ町当局にお願いをし、円満了

解を期待しておったと思うのでござりますけれども、なかなか地元との了解がつけることがむずかしくなつて、それで町当局とよく話をして、万全の安全措置を講じてやろう、そういう気持ちになつていつたんではないかと、そのように思いました。以上は私の感想であります。

十五日、実弾射撃の強行は反対であるということことで、防衛庁長官はじめ関係当局にあてて抗議書を送っております。これをごらんになつておるかなつていないかどうでしよう。

○國務大臣（中曾根康弘君） 私のところへはまだ回ってきておりませんでした。

○矢山有作君 参事官はどうですか。

○政府委員(江藤厚雄君) 四月十五日付の電報が  
十七日付で着いております。

ましたか。

○政府委員(江藤厚君) 防衛厅は全国にかなりの演習場がございまして、演習を実際に実施する場合に、このような抗議電報は間々参るのでござります。したがいまして、この場合におきましても、一般的にこの演習場の使用なり、その管理といふものは現地の方面総監の判断にまかせるというふうな考え方で進んでおりますので、この電報が參りましたので、現地の陸上自衛隊を通じ

まして、現地の方面総監に対しまして、この演習の実施についてはできるだけ現地の要望を聞き入れながら、現地の情勢の判断をよくみきわめて実施するよう」というような指示はいたしております。

○矢山有作君 長官、長たらしいことを先ほど経過として申し上げましたがね。私はその中で一番の問題は、いつでしたか、一月四日ですね、宮内部落で、自衛隊側の中部方面総監部第四部長以下七名の方々が出席されて話し合われたときに、中部方面総監部としては地元部落の住民の意向とうものを十分承知して帰られたのですね。だからその時点では、町議会の議決はあったといたしましても、その町議会の議決は直接関係のある部落の住民の意向とはかわりのないものであるということは、私は総監部の方は認識をされて帰られておるとと思う。このことをひとつまず念頭に置いておいていただきたい。

次に進みます。着弾地周辺で、すわり込みのために反対の方々が入山した。その行動を起こしたのは午前一時であります。すわり込みをしたその人数については、現地で自衛隊の責任者に人数を掌握しておられますかと聞きましたら、それはわかりませんといふお答えです。これはもちろん、何人が山に入つたか、すわり込んだかということ

○國務大臣(中曾根康弘君) 詳細は政府委員をして答弁せしめます。

○政府委員(工藤草雄君) 弘のまゆま、自衛百六  
は、防衛庁当局も御存じないものと思いますが、  
これは間違いないでしょうね。御存じないのです  
ね。

○政府委員(江藤草雄君) 私のほうは、自衛官六

百五十名並びに警察官三百六十名をしまして演習場に警備配置させまして、その演習場内に侵入することを防止いたしましたけれども、それがすべての侵入者を把握したかどうかにつきましては、必ずしも確証があるわけではございません。

○矢山有作君 そのとおりです。現地の司令すら何人入ったかわかりませんと言つてはいるのですから、それは事実であります。

そこで、すわり込みのために入山した人数は、私は調査団として現地の人々から確認をいたしました。すわり込みをする以上、射撃に対するすわり込みでありますから、これは命がけです。したがって、現場の責任者としてはその人の数というものが

のを的確に把握しておかななければならぬのは当然でありますから、その把握したものを持ちよんとメモをとつておったようですが、それを確認したのは地元住民が四十七名です。地元住民の反対闘争を支援するための組織がつくられておりまして、その組織から十二名、計五十九名がすわり込みをやつております。ところで、長官の報告によりますれば、退去させた人數は——この間のこの報告です。午前八時四十五分に五人、九時から十時四十五分の間に六人、十時三十三分ごろに九名、十一時十分ごろ八名、また十一時ごろ危険区域内に入つて来た学生七人を退去させた、こう言っておられます。そこで一つ抜けておりますのは、いわゆる

危険区域におった住民が山奥に一人逃げ込んで、それが二十一時二十分ごろ演習場外の部落で発見されたと言つておりますが、これについては事実が全く違いますので、これはあとで申します。だからこの二名は除きます。そうするというと、長官が退去させたと言つている人数は、住民二十八名、学生七名ということになります。この数は現

野司令は、現地において現地調査の際に言ったことは、ほかに住民七名を退去させておる、こういうことを言っておられます。しかしながら、このほかに七名退去させた住民の退去というのは、根柢がないのではないかと思っております。なぜか判明されませんが、何と申しますと、阿野司令の報告と同じであります。ただ、阿野司令は、現地において現地調査の際に言ったことは、ほかに住民七名を退去させておる、こういうことを言っておられます。しかしながら、このほかに七名退去させた住民の退去というのは、根柢がないのではないかと思っております。

といいますと、地元の責任者が的確に把握しておるところでは、特に命がけで着弾地近辺にすわり込みをやる人々の人数というのは、あの射撃のときには、東西に標的が二つあり、西の標的に十四名、東の標的に五名、これが最後まで残つておった。出されたのもありますから、すわり込みの人数はまだあります。最後まで、西地区の標的のところに十四名、東の地区に五名、計十九名残つて

おりました。そうすると、四十七人入山をして、長官の言われた二十八名退去させたというのと、数字は合っていないが、ところが阿野さんは、きのうの現地調査では、ほかに七名退去させておる、こうおっしゃつておるわけですが、この点については私は論議のあるところだらうと思つておられるわけです。そうすると、自衛隊のほうでは、嚴重な警戒体制をとり捜索をしたから完全に排除できた、したがつて射撃したということを強調しておられるのですけれども、入山者が四十七人で退去された者が四十七人とおっしゃるなら、私はそれが言えると思う。ところが、入山者の人数は確認しておらない。退去させた者だけの人数を確認しておる二十八名と、あなたのおっしゃつたのに現地で阿野さんがおつしやった七名をつけ加えても三十五名であります。そうすると、これは確実にやはり残つておつた、こう見てくるのが私は正しいんじゃないかと思う。私は、断じて弾着地の周辺にだれもおらなかつたということを断言するためには、入山者の数と退去させた数、これをやはり現地の自衛隊が掌握しておつて初めて言えることなんであつて、入山者の数を掌握してないで、退去させた者の数だけを掌握しておつて、さがしがたがだれもおらなかつたという断言はできない。そうお思いになるのは主觀の問題ですからかつてです。しかしながら断言はできないのではないかと思うのですが、この辺の御見解はどうでしょ。う。

話をいたしましたが、これは危険区域に解釈が一つあるのでございまして、一つは町当局で告示しました立ち入り禁止危険区域と、それから私のほうで砲弾が実際に落ちて炸裂した結果それは身体に危険であるという意味の危険区域とがあるわけでございます。私のほうは、そのうち立ち入り禁止危険区域というものにつきましては極力侵入者に対しまして排除措置をとりましたけれども、あるいは二、三名、あるいはそれ以上残ったかもしれないという、その意味におきましての確認はとれていなかつたというふうに申したのでございます。しかしながら、四百五十メートルに六百メートルのたまの落ちる、実際に身体に危険を及ぼす程度のきわめて危険性のある危険区域、いわゆる防衛庁で考えておる危険区域の中は、先ほど長官が申されました普通科一個中隊をもちまして精査いたしましたので、その範囲においては侵入者はいなかつたという点を確認して実弾射撃したのをございます。

が、樹木がおい茂つておりまして、イバラだらけ、ツル、カズラがまといつていて、いろいろな状況であります。私どもも強引に皆さんにおつき合い願つて上がつてみようかと思つたけれども、さすが私でもこんなところはとても上がれないと思つて上がらなかつたのです。ヘリコプターで何ぼその上を飛んでみても、とてもじゃないが見つかるところじゃありません。しかも、あとで言いますが、その防火帶の中は、現におつた人たちが、だれも入つてこなかつたと言つていい。まあそれはよほど熱心でなかつたら入れるようなところではないように見受けました。これをまず一つ頭に置いておいてください。

それから、あなたが危険区域と言われましたが、先ほど言わされましたように、弾着区域は縦三百、横百、こう言つておられます、が、危険防止のための弾着区域は、標的を中心にして東西四百五十、南北六百、これを危険区域として設定したと言つておられるのですから、これも頭に置いて、あなたがおっしゃったことですから覚えていてもらつて、次の私の話を聞いていただきたい。

当日、射撃目標は、先ほど申し上げましたように、東西二ヵ所ありました。ところが、射撃をされたのは東地区だけであります。したがつて、西側の標的のところにわり込んでおつた十四名といいましたね、十四名の人たちに聞きましたところが、だれもさがしに来なかつた。それは無理もないのです。西側の標的は射撃をしないつもりだったわけですから、何ぼすわり込んでおつてもらつてもさがしに行くはずはない。そして、東側の標的の近辺にすわり込んでおつたのが、高円という部落の住民が立石典弘ほか五人です。それから豊沢部落の住民が鷹田正平ほか六名、計十三名であります。そのうちで、高円部落の住民の二名、豊沢部落の住民の六名が退去させられております。五人については、防火帶の中に捜索に入つておら

ぬのですから、見つかりっこありません。ヘリコ  
プターで見るといつても、木が一ぱい茂っておる  
から、しゃがんでおつたらヘリコプターでは見え  
ない、こういうことは先ほど言つたとおりであります。さらに残存者の発言によりますと、それ  
はもう先ほど申しました。さらに注目すべきこと  
は、高円部落のすわり込み入山者で退去させられ  
た者、これが先ほど言つたように二名ですね。こ  
の二名の者が退去させられたときに、岡本某ほか  
一名ですか、この人は、退去をさせに来た警務隊  
の人に対して、まだうちの村から來た者が四名  
残つておる、こういうことを警告をして退去させ  
られております。また、長官の報生にある、先ほど  
私があとで言うと書いた問題ですが、危険区域外  
の山奥に逃げ込んで、二十一時二十分演習場外の  
部落外で発見されたという人、これは実は豊沢部  
落のすわり込みの人、これは総計で七人ですね。吉元氏は  
その中の一人の吉元亮一という男です。吉元氏は  
六名の者が退去させられるのをじつと陰にしやが  
んで見ておつたそうであります。その見ておつた  
地域はどの辺かといつたら、大体標的に向かつて  
左側五十メートルくらいのところにしゃがんで  
おつた、こういう言い方をしております。しかも、  
その人は多少の地域の移動はやつたようであります。  
す。移動はやつたようであります、大体標的に  
向かつて左側の防火帯の外側くらいのところに最  
終的にはおつたというふうに言つております。そ  
うして、そこで、十二時過ぎになつて射撃をする  
ふうはない、ヘリもぶんぶん飛んでおる、まあ撃  
たぬかもしれない、弁当でも食おうかと弁当を広  
げたそうです。弁当を食いかけたところが、どか  
んときた。それで続いて二発撃ち込まれた。その  
ときには弁当箱に当つたものがあるので、びつく  
りしてつかまえたところが、手が熱いので放し  
た。それが砲弾の破片であるということを持つて  
帰つておりまして、これは現地に調査を行つた人  
たちはみんなそれを見ておるはずでありますし、  
私も現物を持って帰るうと思つたんですが、実は  
残念ながらそれを忘れて帰りましたので、現物を

○政府委員(江藤厚雄君) 先般も、危険区域内に絶対いなかつたかといふ御質問がございましたので、二、三名あるいはいたかもしませんといふ

トル幅で流れておるわけです。それからもう一方のほうも、それから少し離れたかつこうで防火帯が出ておる。その中を、私どもは下から見ました

標的から近い防火帶内に潜伏しておつたようあります。したがいまして、防火帶内におつたその五人については、防火帶の中に捜索に入つておら

たちはみんなそれを見ておるはずでありますし、私も現物を持って帰ろうと思つたんですが、実は残念ながらそれを忘れて帰りましたので、現物を

写した写真が新聞に出ておりましたから、何でしたら念のためにお見せをしてもよろしゅうございります。そして、そういう状況のあった最終段階はどうであつたかというと、あの指令によるというと、十二時二十分ごろまでもヘリコプターを飛ばして、上から立ちのきの警告をしておつたというのであります。ところで、あの標的の真下に那美池という池がある。その堤防の上に二百人くらいの反対派の男女が集まつておりまして、それから一段上がつたところが那美池の道路兼堤防になりますが、その道路の側に広場があります。そこに、当日の射撃の指揮所というのですか、それがあつたようであります。そこに責任者もおるし、町長もおる。そこでそういうふうにヘリコプターが十二時過ぎになつても立ちのきの警告をやつておるようであります。さらにまた情報によつて、これはいよいよ射撃が始まるとぞということをキャッチした。その反対派の人たち、その中の責任者の、先ほども言いましたが、奥という議員が、これはたいへんだといふことで、指揮所に向かつてスピーカーで――この距離は直線にして二、三十メートル、指揮所に向かつて、いま撃つてくれるな、まだ山の中に入人がおる。さらに山に向けては、大声で、届いたか届かないか知りませんが、入山しておる者はもうおりないか知りませんが、入山しておる者はもうおりてこい、これからいいよいよ射撃が始まらし」と言って、呼びかけをやつております。まさにこのどたんばにおける呼びかけというのは、私は必死の呼びかけだったと思う思います。しかも、現場責任者として、何人がすわり込みをし、何人が退去をしてきたかということを的確につかんでおるのですから、したがつて、いま射撃をされたたらこれはたいへんなことになるというその時点においての、入山者に対しておりるという呼びかけ、指揮所に対してはとにかく待てという呼びかけ、その呼びかけをやつて数分足らずして第一弾が発射されておるのであります。私はここのことになると問題があるのでないかと先日も言つたんです。いよいよ撃とうというときに、必死の呼びかけを

しておるなら、これは三十分や一時間射撃がおくられたとしても、現場の責任者においては、どの辺におるんだということをなぜ指揮官が聞かなかつたか、現場の責任者は、だれとだれが下山してこないか、それが大体どの地点にあるかといふことをなぜ聞かないか、聞いて捜索をなぜやらなければならないか。その後に撃つたというなら話はわかる、それをやっておらない。あくまでも、だれもおらぬ、ヘリもさがした、たくさん自衛隊員や機動隊員を入れてさがしたがおらぬのだといふ、そういう自分なりの主観に基づいて射撃している、ここに私問題があるのでないかと言うのです。これが当日の大体の状況であります。私は、こういう状況が、あなたがまるでうそだとおっしゃるなら別であります。しかしながら、そういう状況の中で射撃が強行されておるとするなら、人命尊重の立場から、軍あって国民なしということにならぬようにならなければなりません。またそういうことが事実であるとするならば、私はあなたに深い反省を求みたい。最高の責任者です、どうでしようか。

を見ながらやつたとしておるならば、やむを得ない措置ではないか、万一でもそういう危険性はないという判断をしてやつたのではないかと私は想像いたします。なお、先ほど、破片のようなものが来た、さわってみたら熱くて云々という、そういうお話をございましたが、私のところへ来た報告では、弾丸が破裂した場合には、そのような弾丸は大体破裂した際の瞬間温度はおよそ八百度Cである、とうてい持てる状態ではない、つまりの不発弾処理による実験例でもあるそうです。したがいまして、吉元さんとおっしゃった方が示した破片、およそ小指大のものと思われるものが、そのあとびしつと音がしたときにさわれるものであるかどうか、もし砂紙であった場合、その点は疑問が残るのではないかと思います。

○矢山有作君 私は長官のそういう姿勢に問題があると思うのです、考え方には、標的から五十メートルぐらいうら危険はまずないだろうという、こういう一つの前提があるわけですね。ところが、標的から五十メートルといふと、まさにこれは短い距離ですよ。どこでどう手元が狂うか、何かの拍子で、これが標的にそのままぱりぱり当たればいいが、当たらなかつた場合には、どうなるのですか、それが一つ。

それからもう一つは、おらないことを確認したとおっしゃるのですが、先ほど言いましたように、そこに差し上げている図面が大体防火帯の図面ですが、防火帯の外は言うに及ばず、中は、その標的の設置されておる場所というのは、木がお茂つて、上からはとうてい見られません。これはカズラがくつづいておる、イバラがくつづいておる、そういう中です。しかも、現地におつた人が、だれも防火帯の中を捜索に来なかつたと言つておるのであります。私の想像ですが、また一部の人への話ですが、つかまつた連中は防火帯の辺でうらうらしておつたらしい。これは、防火帯は木を切り落としておつたらしい。

そう五十メートルとか、三十メートルとか、メートル数、そういうものにこだわらないで、できるだけ安全の上にも安全を重ねてやるということが正しい措置であると思います。そういう意味においては、今後はもっと厳重に注意をして、安全をさらに確認した上で、万全の措置をとるようになります。注意を喚起していきたいと思っております。いろいろ御心配をおかけいたしましてまことに恐縮でございますが、以後はよく注意するようさせたいと思います。

○矢山有作君 あなたが私の言つたことが信用できなければ、こういう問題ですから、現地に出向いて関係者を集め、一べん調査してごらんなさい。その上であなたが自信を持ついろいろと言われるのなら、私は聞いておきましょう。ただ、あなたがおっしゃったように、今後慎重な態度をとつてやるということだけは、私もそのとおりに受け取つておきます。特に私はあなたに申し上げておきたいのは、五条の二項といふことです。使用協定の五条の二項といふものを形式的だけに解釈しない、このことだけはやはり十分注意をしてもらいたいと思うわけです。特に、中部方面総監部の方々は、町長の言つておることと関係の住民の言つていることが全く違うということを認識しておつたはずですから、それだけに私は、五条の二項といふものをたてにとつてものをおっしゃる場合には、十分実情を把握した上でおっしゃつていただきたい、そのこともさらに注文としてつけ加えておきますので、見解を言つてほしい。

それといま一つ、時間が限られておりますから申し上げますが、三十七年か三十八年に防衛庁が決定されておりました日本原演習場問題処理要領、それがあることは過日の質問で明らかになりました。ところが、この処理要領を私が資料としてもうしたいということを申しましたが、参事官の意向を受けた施設課長ですか、どうしても貸せぬとおっしゃる。私はこれは軍機に触れるような重大な問題とも思えません。一演習場の使用について、その問題をどう処理するかという見

解をおそらくまとめられたものだらうと思う。それがつくられて七年になる今日、それを実施するだけ安全の上にも安全を重ねてやるということが正しい措置であると思います。そういう意味においては、今後はもっと厳重に注意をして、安全をさらに確認した上で、万全の措置をとるようになります。注意を喚起していきたいと思っております。いろいろ御心配をおかけいたしましてまことに恐縮でございますが、以後はよく注意するようさせたいと思います。

○矢山有作君 あなたが私の言つたことが信用できなければ、こういう問題ですから、現地に出向いて関係者を集め、一べん調査してごらんなさい。その上であなたが自信を持ついろいろと言われるのなら、私は聞いておきましょう。ただ、あなたがおっしゃったように、今後慎重な態度をとつてやるということだけは、私もそのとおりに受け取つておきます。特に私はあなたに申し上げておきたいのは、五条の二項といふことです。使

用協定の五条の二項といふものを形式的だけに解

釈しない、このことだけはやはり十分注意をして

もらいたいと思うわけです。特に、中部方面総監

部の方々は、町長の言つておることと関係の住民

の言つていることが全く違うということを認識し

ておつたはずですから、それだけに私は、五条の二項といふものをたてにとつてものをおっしゃる

場合には、十分実情を把握した上でおっしゃつて

いただきたい、そのこともさらに注文としてつけ

加えておきますので、見解を言つてほしい。

それといま一つ、時間が限られておりますから

申し上げますが、三十七年か三十八年に防衛庁が

決定されておりました日本原演習場問題処理要

領、それがあることは過日の質問で明らかにな

りました。ところが、この処理要領を私が資

料としてもうしたいということを申しましたが、

参事官の意向を受けた施設課長ですか、どうして

も貸せぬとおっしゃる。私はこれは軍機に触れる

ような重大な問題とも思えません。一演習場の使

用について、その問題をどう処理するかという見

解をおそらくまとめられたものだらうと思う。そ

れがつくられて七年になる今日、それを実施する

ための細目協定も何もできない状態に放置され

る。それをなぜ私どもに資料として出すことが

できないのかどうか、こんなものをわれわれの日

から離して一体何をしようとするのか、その二点

について長官からお答え願いたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 先の件につきましては、協定の形式的解釈だけでなく、実際人命の安

全ということをよく確認して、実質的に安全の措

置をとるようやらしたいと思います。

○矢山有作君 この日本原演習場問題処理要領と

あとの点につきましては、私内容をよく存しま

せんので、よく調べまして判断をいたしたいと

思つております。

○矢山有作君 この日本原演習場問題処理要領と

あとの点につきましては、私内容をよく

だと思いますが、これは私は行政監理委員会から出されたものであるから、当然内容等についても、行政監理委員会がつくったものであるということは当然ですけれども、非常にこの内容等については行政改革のいろんな突っ込んだ問題を取り上げておるわけですね。そういう点から考えますと、行政管理庁としてこの行政改革の進捗状況がどういうぐあいに進んでいるかということをつかむということは、私は非常に大事なことじやないかと思うのです。たとえば臨時行政調査会の答申によりましても、「政府は、毎年行政の実態とその改善の状況を明らかにする「行政改善白書」ともいうべきものを発表することを考慮すべきである。」と、こういうぐあいに臨時調査答申の中にも書いてあるわけですが、これについては政府としてはどういうぐあいに考えていらっしゃるのか、初めにお伺いしたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の行政白書ともいいうべきものは出しておりません。

○峯山昭範君 実は私も新聞等でときどき見るのですが、行政改革のいわゆる白書が出たといふのはこれなんですね。要するに、「行政改革の現状と課題」というこの監理委員会から出してあるようなものを私は出すべきではないかと、こう思うのです。要するに、出しておりません。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 临調の答申を尊重するということは——もう一回読みますけれども、临調の答申の中にはちゃんとあるんです。明記しておりますとおり、临調の答申は尊重しながらも、行政管理庁としてこの行政改革の進捗状況の実態とその改善の状況を明らかにする「行政改善白書」ともいいうべきものを発表することを考慮すべきである。」と、こうちゃんとうたつてあるわけですよ。ですから、私は先日のときにもすいぶんやつたんですね。三ヵ年計画がなかなか進まない、行政改革が進まない、臨調答申がなかなか実行されない。それだから、やはり担当官厅である管管においても、行政改革がどのくらい進んでいるか、どうなっているかということについては、毎年チェックする必要もあるし、すべきだよ。こう思ふんです。ただ単に出しておりませんといふのは、そんなうしろ向きな答弁というものがございませんが、私は大臣の中でも実力のある大臣というようないいからと、こう思ふんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 従来、どういう理由か知りませんが、出しておりません。しかし、臨調答申でも、政府はこの臨調答申を尊重するといふのがかねがねから的大臣の答弁にあるわけです。そういう点からいくと、私はこの臨調答申の行政改善でも改革でも同じだと思うのですが、出すという姿勢が必要でもあると思いますし、ただ出しておりませんとえらい簡単にすと終わるんでは、どうも得心がいかないのですが、どうでしょうか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 従来、御指摘のようないいから、これは行政改革を強力に推し進めていく上からは、やはりこういうふうな行政改革ということの「行政改善白書」というのは私はつくるべきだと、こういうぐあいな考え方であります。どうかいまの答弁をもう少し一步進めただきたいと思うのです。

○峯山昭範君 出していないというのはわかつたんですよ。けれども、臨調の答申を尊重するといいます。

それは、これまでの答申を尊重するといいます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 今後の課題につきましては、積極的に取り上げて検討を加えつつあります。

○峯山昭範君 私はそれじゃこれはもうこれでやめました。

それじゃ、大臣、お伺いしますけれども、行政管理庁の中には監察官というのがありますかね。いま大臣が読みましたように、そういうぐあいに具体的になつているかどうか。

また、もつと突っ込んで言いますと、行政監察局には監察官というのがたくさんおりますけれども、その監察官の皆さんと大臣は話をされたことがあります。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) しゃつちゅう話をしました。

○峯山昭範君 前段の質問に答えてください。

○政府委員(岡内豊君) 大臣がお答えいたしましたときからの基本的な考え方でございましたが、この方針というものは、行政管理庁が昭和二十七年に経済調査室と合併いたしましたときからの基本的な考え方でございました、私どもはその方針に従って業務を運営しておるということでございます。

○峯山昭範君 私は、きょうは、行政監察という業務が非常に一部の片寄った意見になつてゐるのぢやないか、要するに「行政監察」というものが、もつとわかりやすく言うと、大臣の目にとまつてないのぢやないかということをただすために、初めにちよと言つておきますけれども、そういうことでこれから詳細にやつてきますが、実際問題、行政監察局では具体的にどういうことをやつてゐるのか、その点お伺いしたい。

○政府委員(岡内豊君) 具体的にどういうことかということでござりますが、現在実施しております第一四半期に、監察計画といたしましては、住宅に関する行政監察、農業基盤整備に関する行政監察、これを中央計画として計画いたしまして、末端の管区なり地方局なりを使いまして、現在監察を実施中でございます。

○峯山昭範君 私はそういう具体的なことは何も要りませんからね。そういうことを何もまだ聞いていない。要するに、監察というのはどういう監察があるのか。たとえばいま中央監察の話をしたわけですけれども、その監察業務そのものについてどういうふうになるのか、監察のルールを説明してもらいたい。

○政府委員(岡内豊君) 監察のルールでございますけれども、ただいま申し上げたのが中央で計画して全国一齊に行なう監察でございます。そのほかに地方の自主的な活動といたしまして地方監察というのがございます。それからまた、地方的な問題で、地方で重要な問題というのは、重要事項報告というのが来ると、こういうことになつております。そのほか、現地でいま非常に、何といいますか、ウェートが重くなつてきておるのが、個々の行政相談事業の解決ということが地方局ではいま半分ぐらいのウェートを占めておる、こういうことでございます。

○峯山昭範君 どうも、もうちょっとわかりやすく要領よく説明してもらいたいのですけれども、要するに、行政監察が、逆にいきますと、中央監察で各地方にやらせる、各地方の行政監察では、

各地方でそれぞれの特徴のある問題を取り上げ、また中央から言つてきた問題を監察する、それ以外に行政相談から上がつてきた問題も取り上げる、私こういうことだろうと思うのですが、そうすると、それぞれ各地にはそれぞれの局に行政監察官という人がいると思うのですね。そういう人たちは、特に中央の方は大臣もしょっちゅう話ををしているということになりますが、先日から私は、実はこの行政監察局をいろいろ回りまして、それで行政監察官の皆さんとすいぶん話をいたしました。大臣あまり時間ないそうでありますから言いますけれども、地方の監察官の皆さんのが非常に苦労して行政監察をやつておりますが、たとえば行政監察局がやってきたというので喜んで迎えるところは一つもない、みんな悲しい顔をするわけですね。そういうふうな中で、いろいろな箇所の予算を使つ面において不合理な点はないかということで、非常に私は重要な監査をやつしていると思うのです。ところが、そういうふうな監査を幾らしても、その監査の報告が、地方の局長のところへ出し、だんだん出すに従つて細くなってきて、それこそ大骨も小骨もみんな抜かれたやつが行政監察月報なり何なりにして上に上がつてくるというのですね。私は具体的にどの問題がどうということで二つ三つ具体的な事例も調べてきましたけれども、こういうふうな実情では、幾ら地方の行政監察官が一生懸命やつても何にもならないんじゃないのかなあ。そういうふうな地方で、目立たないところで一生懸命やつている行政監査を取り上げることのほうが、私はずっといいのじゃないか。本当に載つたやつなんか何にもなりはしない。それよりか、地方で出てきた問題というのは非常に私は重要な問題を含んでおると思う。私は先日から担当者に聞きましたら、それは調査が不十分ですとか、資料が不足しているとか、いろいろなことを言いましたけれども、それだけじゃ私は済まされない問題があるのであるのじゃないかと思うのですね。そういう点は、私はもと前向きでこういうような問題に取り組んでいただきたいと思うのですが、

○政府委員(岡内豊君) お答えいたします。  
出先で調査した結果が若干不十分であつて、本  
府で検討した結果、最終報告書から落ちるといふ  
ものが、これは人間のやることでござりますから  
若干ございます。そこで、そういった点につきま  
しては、私どもも從来いろいろ内部で検討いたし  
ておりますし、特に本年度はそういったものにつ  
いてはお互に照会をし合うということをもつと  
まめにやつて、不十分な点は補充調査をいたしま  
して、それを活用していくといふうな方向で  
やつて、いこうではないかということで、せつかくく  
努力をいたしております。  
○峯山昭範君 大臣、答弁してってください。  
○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま監察局長か  
ら申し上げましたとおり、全部が全部そのとおり  
中央で受け入れられないということは、何も地方  
の努力を無視するということじやなくて、取扱選  
択、おのずから中央で取り上げべき課題にふさわ  
しいものであったかどうかという評価に基づくも  
のでありますから、あなたがち末端の努力を無視し  
たということではないと思います。  
○委員長(西村尚治君) 速記とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(西村尚治君) 速記起こして。  
○峯山昭範君 先ほど局長が、人間のやることだ  
からとか、いろいろおっしゃいましたけれども  
ね。私は、具体的にいつても、その何一つ取り上  
げても、行政監察という地方の監察官がやつてい  
る仕事を見てみると、その時点、時点に合った重  
要な問題を私は取り上げていると思うのです。と  
ころが、大骨小骨をだんだん抜いているうちに、  
その監察そのものが役に立たなくなる。いわゆる  
時間がたつてしまうと何にもならない、そういうこ  
とがいろいろなところであるのです。それならば  
もっと、これは重要な問題だからこうしろとか、  
または各地方で、地方監察でこういうふうな問題  
をいまだんぞんやってると、私は何も内容等は  
発表しなくとも、たとえばどこどこでこういう問

題が起きていると、個々の国の予算についてこういうことをいまやっているのだということについては、少なくとも、その内容は別にして、発表できるんだと思うのですが、これはいかがですか。

○政府委員(岡内豊君) 大体地方で自主的に行なっていますいわゆる地方監察というものは、原則としてしまして現地的に改善のできるものである、そういうものを現地でどんどんやって現地的に改善をしていくってくださいというのがたてまえでございます。したがいまして、その結果についても現地では適宜発表しておるわけでございますが、ただ、重要事項報告というのは、これは内部の報告でございますので、一応公表はしない、こういうたてまえに相なつております。

○峯山昭範君 そうすると、重要事項以外は各地方で適宜やっていると、こういうことですね。ということは、各地方でやっているその内容について、各地方ではこういう問題があるということについて具体的には局長の監察局には報告はないのですか、各地方から。

○政府委員(岡内豊君) すべて報告は来ております。

○峯山昭範君 ということは、すべて監察の業務の内容について報告が来ておるということですか、それは公表していただけますか。

○政府委員(岡内豊君) 公表といいますか、そういったものは現地的に解決できる問題でございまして、中央としてまとめて公表するということは現在いたしておりません。ただ、こんなになりたいということをござりますならば、いつでも御説明に上がります。

○峯山昭範君 非常に重大な問題でありますので、資料として、昭和四十三年、四十四年、四十五年――現在ですね、やっているその監察について、各地方、地方で問題として取り上げられたものについて、これはたとえばそれぞれの地方で自動的に解決できるとはいしましても、われわれこの国の行政をいろいろな面から担当する面

で、実際問題これ、どういう問題が問題になつてゐるか、またそれぞれ地方で解決したにしても、

○委員長(西村尚治)を再開いたします。

君) ただいまから内閣委員会

細につきましては、残念でございますが防衛庁から数字の内容を承知しておりません。

○説明員(石原尚久君) 前回の委員会で、在日米軍の特需の調達のやり方についてお答えができた

やっぱり知っていたほうがこれからの方で非常に都合がいいわけですから、資料として出していただけますか。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

細につきましては、残念でございますが防衛庁から数字の内容を承知しておりません。

それからなお、これに関連をいたしますが、残りの分につきまして申し上げますと、装備費といふのがございまして、これは武器、車両、航空機、沿岸砲兵等、表面装備費、式年費等を

○説明員(石原尚久君) 前回の委員会で、在日米軍の特需の調達のやり方についてお答えができておりませんので、お答え申し上げます。

在日米軍の物資の調達は、たてまえとして A.P.A. がいたすわけでございますが、そのほかに空軍ある、海軍貢負、虫食で調整するところなど、まことに

○政府委員(岡内豊君) 大体年間百五十件ぐらいござりますので、これを一々取りまとめてと  
いうことになりますと、かなり時間がかかるかと  
思いますが、現在はそういういた取りまとめをいた  
しておりますんで、必要なものは関係省庁にも  
連絡して、こういうことがございました、それから

○國務大臣(宮澤喜一君) 前回本委員会におきまして上田委員から御質問ございましたこととのうち、調査の上お答え申し上げますと申し上げます。

ら本庁でも処置しなければならないものがございまます場合は、それは関係省庁に連絡いたしまして、こういうことがあるからひとつ改善していくべきだきたいということはやつております。ですかね、資料として提出するとなればこのことになると、若

○政府委員(赤澤璋一君) 先般の委員会で十分調査ができておりませんでした点、三点ございますが、その点につきまして補足的に御説明申し上げます。

細につきましては、残念でございますが防衛庁から数字の内容を承知しておりません。それからなお、これに関連をいたしますが、残りの分につきまして申し上げますと、装備費といふのがございまして、これは武器、車両、航空機、船舶購入費、装備品等の整備費、試作費等を含んでおりまして、合計一千五十三億円、三八・五%でございます。残りの約一〇・五%はその他、ということでお五百五十五億、こういう内訳に相なっております。以上が防衛費に占める人件費の割合でございます。

それから第三点といたしまして、先般ここで私が御説明申し上げました中で、四十四年度の通関統計の中で、いわゆる武器等の輸出額を数字をあげて御説明申し上げましたが、その中で特に弾薬等という項目がございましたが、これが四千三百四百ございます。これは一本どう、一品物である

○説明員(石原尚久君) 前回の委員会で、在日米軍の特需の調達のやり方についてお答えができるかもしれませんので、お答え申し上げます。

在日米軍の物資の調達は、たてまえとして A P A がいたすわけでございますが、それのほかに空軍あるいは海軍が独自で調達することもござります。それらの調達のやり方はみな同様でございますので、以下御説明申し上げます。なお、日本政府はこの調達に関与いたしておりません。

まず調達のやり方でございますが、第一に業者の資格審査が行なわれます。その観点は、その業者の規模の大小というようなものではございませんで、そのものを確実に調達納入できるかいかないかという点が観点になつております。実際にいま APA に登録されております業者の数は千四百ないし千五百という数にのぼっております。まず調達第一歩は、こつゝみや等によるふださうりよ

干これは日にちをおかしいただけないと提出できません。提出できないのではありません。失礼いたしました。提出できぬというのはちょっとあれでござります、提出がなかなか早急にはむずかしいと  
いうことでございます。

まず第一点の、日本兵器工業会の会員の数でござりますが、調査いたしましたところ、正会員が八十七社、準会員三十七社でございまして、正会員、準会員の合計が百二十四社でございます。な

細につきましては、残念でございますが防衛庁から数字の内容を承知しておりません。それからなお、これに関連いたしますが、残りの分につきまして申し上げますと、装備費といふのがございまして、これは武器、車両、航空機、船舶購入費、装備品等の整備費、試作費等を含んでおりまして、合計二千五十三億円、三八・五%でございます。残りの約一〇・五%はその他、ということでおよそ五百五十五億、こういう内訳に相なっております。以上が防衛費に占める人件費の割合でございます。

それから第三点といいたしまして、先般ここで私が御説明申し上げました中で、四十四年度の通関統計の中で、いわゆる武器等の輸出通関を数字をあげて御説明申し上げましたが、その中で特に弾薬等という項目がございまして、これが四千三百万円ございます。これは一体どういう品物であるのかということでございまして、この点の調査をいたしました。その結果は、アメリカ向けに試射用として船積みをいたしましたナイキ、ホーク、防衛庁のものでございますが、いわゆる無為替輸出で、うち多くは北朝鮮へ、これが約二千七〇〇説明員(石原尚久君)○前回の委員会で、在日米軍の特需の調達のやり方についてお答えができるかもしれませんので、お答え申し上げます。

在日米軍の物資の調達は、たてまえとして A.P.A.がいたすわけでございますが、それのはかに空軍あるいは海軍が独自で調達することもござります。それらの調達のやり方はみな同様でござりますので、以下御説明申し上げます。なお、日本政府はこの調達に間与いたしておりません。

まず調達のやり方でございますが、第一に業者の資格審査が行なわれます。その観点は、その業者の規模の大小というようなものではございませんで、そのものを確実に調達納入できるかいなかという点が観点になつております。実際にいま A.P.A.に登録されております業者の数は千四百ないし千五百という数にのぼっております。まず調達の第一歩は、この A.P.A.等による公示であります。この公示の内容は、調達すべき物品の内容、数量、納期、納入場所、梱包方式などについて行なわれるものでございます。その公示のあと、入札の十日前ごろになりますと、調達する場合の内

○峯山昭範君 すでに監察官室ごとにまとまつて  
いるのでしょうか。ということは、年間百五十件な  
らわりあい少ないですね。百五十件なら、一監査表  
にしても簡単にできるのじゃないでしょうかね。  
これはやはりそれぞれの地方で全國網を張つてい  
るわけですから、現在國の予算を執行する上にお

お、規約によりまして推薦会員というのがござりますが、これが十六社ございまして、合計百四十四社でございます。このほか個人会員が百四名といふことに相なっております。以上が日本兵器工業会の会員の数につきまして調査をいたしました結果でございます。

それから第二点は、方角に費し占める人半数づ

ているはずでありますからね。私は、これは非常に大事な資料である、こう思います。したがつて、早急に出していただきたいと思います。

四十五年度予算は、防衛本庁の予算が全体で五割合はどうか、こういう御質問でございましてが、これにつきまして防衛庁当局からいろいろ事情を聞いたわけでございますが、私どもに防衛庁から示していただきました限りの範囲で御答弁をいたしたいと思います。

細につきましては、残念でございますが防衛庁から数字の内容を承知しておりません。それからなお、これに関連いたしますが、残りの分につきまして申し上げますと、装備費といふのがございまして、これは武器、車両、航空機、船舶購入費、装備品等の整備費、試作費等を含んでおりまして、合計一千五十三億円、三八・五%でございます。残りの約一〇・五%はその他、ということでお五百五十五億、こういう内訳になつております。以上が防衛費に占める人件費の割合でございます。

それから第三点といたしまして、先般ここで私が御説明申し上げました中で、四十四年度の通関統計の中で、いわゆる武器等の輸出通関を数字をあげて御説明申し上げましたが、その中で特に弾薬等という項目がございまして、これが四千三百万円ございます。これは一体どういう品物であるのかということでございまして、この点の調査をいたしました。その結果は、アメリカ向けに試射用として船積みをいたしましたナイキ、ホーク、防衛庁のものでございますが、いわゆる無為替輪出という形になつております。これが約二千七百万円ございます。このほかにフィリピン、中共向けの建設用の爆発銃が約八百万円ございます。この残りさらに約八百万円ばかりでござりますが、この点につきましては、なお通関統計をこまかく調査をいたしておりますが、現段階では残りの八百万円につきましてはおまだデータがわかつております。たいへん申しわけございませんが、現段階では、いま申し上げたようなナイキ、ホークと建設用の爆発銃、これだけがいま判明をいたしております。それからなお小銃等同部品といふものが四十万円ばかりございましたが、これにつきましては、すでに輸出をされました護身

●説明員(石原尚久君) 前回の委員会で、在日米軍の特需の調達のやり方についてお答えができるので、以下御説明申し上げます。なお、日本政府はこの調達に関与いたしておりません。

まず調達のやり方でございますが、第一に業者の資格審査が行なわれます。その観点は、その業者の規模の大小と、いろいろなものではございませんで、そのものを確実に調達納入できるかいかないかという点が観点になつております。まず調達の第一歩は、このAPA等による公示であります。この公示の内容は、調達すべき物品の内容、数量、納期、納入場所、梱包方式などについて行なわれるものでございます。その公示のあと、入札の十日前ごろになりますと、調達する場合の内規、方法その他について説明会が催されまして、その際具体的な説明がなされ、かつ応札用紙が交付されることになります。それから入札が行なわれるわけでございますが、入札に際しましては入札保証金というようなものを積む必要はございません。なお、継続的に購入されるようなものについては、必ずしもこの入札によらないで、隨意契約によるものがあるそうでございます。さて、入札いたしますと、その後一、二週間の間に、米側納入は、指定された時期、指定された場所にいたしましたところ、つづいて内々直つてござります。そこで契約がなされます。で、物品の

○委員長(西村尚治君) 暫時休憩いたします。

午後二時五十分開会

千三百三十九億円でございますが、このうちいわゆる人に伴う経費、これは人件費、被服費、食糧費、医療費の合計でございます。この合計が二千七百三十一億円でございまして、全体の予算のうちの五%を占めております。なお、この内訳の詳

払い込みがなされるという形でございます。

以上であります。

○上田哲君　ただいま御報告をいただいた内容ですが、ちょっと確認をしておきます。

日本兵器工業会については、私が御指摘申し上げましたとおり、百四十という数字ですが、この会員名について、これは後ほどでけつこうですか

ら確認をしたい。

それから、防衛省の人事費については、二千七百三十一億円の内容について防衛省がこまかく出さないということあります、従来こういう形で防衛省は発表していないといふうに理解をしていいのですね。

それから、四十四年度の通関統計上の兵器輸出について、彈薬類の四千三百万円のうち八百万円については内容がつかめいないということですね。

それは確認ですが、最後の特需の問題について、大体五億ドルなり六億ドルなんというのは、全体の中では大きい数字ではないけれども、まあこれだけ大きいものが今まで通産省での道筋が把握されていない、どういうわけか。それとあわせて、こういう道筋について国会で報告されるのはこれが初めてかどうか。これだけひつお答えいただきたいと思います。

○説明員(石原尚久君) 特需の数字の五ないし六億ドルということにつきましては、これは日本銀行の統計に依存しておるわけでございます。それから、それの中身につきましては、特別に問題のあるものが今までなかつたということございまして、從来特にこれにタッチしていたわけではありません。

それから、この種のことを国会で御報告申し上げるのは初めてであろうと私は思います。

○上田哲君　確認事項はいいですね。

○政府委員(赤澤喜一君)　ただいま先生の御指摘のとおりでございます。

なお、工業会の会員名簿につきましては、後刻お手元に差し出したいと思ひます。

○豊山昭範君 私は、きょうは、今回の通産省設置法の一部を改正する法律案の審議にあたりまして、「二、三質問をしたい」と思ひます。

初めに大臣に、公害という問題は非常に大事な問題でございますので伺いしたいのです。が、今回の法案に出てまいりました「公害保安局」というものをつくることにつきましては、公害問題が非常に全國民的な問題となりつつあるおりから考えましても、非常に私たちも重大であると考へております。また、いつも言われることでありますけれども、この公害の問題につきましては、何としても人間の生命を守るといいますか、生命の尊重という点からいきますと、そういうことを守るという姿勢が私は大事であると思ひます。また、先日京都で開かれました国際未来学会に出席したアメリカの学者も、国民の生命を守るために一つの企業をつぶすくらいのことは何でもない

ことだ、そういうことを私も聞いておりました。が、実はそういうふうな観点から見まして、大臣は日本のいわゆる公害政策について今後どういうふうに取り組んでいくかという大局的な立場から、大臣の見解を初めにお伺いして、内容に入りたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは先般も申し上げたことでござりますけれども、我就任をいたしました最初に申しましたことは、通産行政にとっていま最も大事なことの一つは公害の発生源であるとしばしば企業が言われておるわけでござりますから、通産行政として最も大切に考えなければならないことは、いかにして人間をもう一度回復するかということである、こういうことを申しまし

た。たまにもそのとおり考えております。すなましてもまだ相当の成長力を失っているかといふことであるが、そのいろんな汚職が起きて、そのあと事業団としてはどういうぐあいに処置をして、それをどういうふうなぐあいに解決したかということを初めにお伺いしたいと思います。

○参考人(原文兵衛君) 昨年の八月事業団の課長に汚職が発生いたしましたことにつきまして、私としてもまことに遺憾に存じております。今後こういうふうなことの絶対ないようについて、そのいろいろな措置を講じておるわけでございました。その後いろいろな措置を講じておるわけですが、まず事件を起こしました本人を懲戒解雇いたしますとともに、監督責任をいたしまして、私

が、監督官庁であります通産省は、この昨年八月の汚職に対しどういうぐあいに指導されたか、その点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 事業団が自動的に嚴重処分を行なつておりますが、もちろん企業が成長の過程で人間の幸福といふものを持っています。しかし、わが国の経済はまだ相当の成長力をもつておいても成長するだけの力を持つておりますので、通産行政としては、それもさることなげれど減減その他の懲戒処分を行なつております。同時にまた、全職員に対しまして、綱紀肅正がござりますが、私ども監督官庁の一つとして責任を感じております。そこで、その後とりま

うものを害するようなことがあつてはならないと、その面に政策の重点を置くべきだ、そく

うにしてちょうど結果はいいところにいくといふことを私はかねがね申しております。そういう心がまえで公害行政は私どもの所管の関係についてはやつてしまいたい、こう思つております。

○豊山昭範君 いま大臣の所見をお伺いしまして、私たちがかねがねから認識しておつたことは多少違うような感じがするわけです。いま大臣のおっしゃるように、人間の幸福を守るという、そこにポイントを置いてやるということは、非常に大事なことだと思います。

そこで、きょう私はまず初めに、公害防止事業団の方がお見えになつておりますので、たいへん忙しいところおいでいただきましてありがとうございます。が、昨年の八月事業団で公害防止事業に関連いたしました。せっかくおいでいただきましたので、事業団のほうから先にお伺いしたいんです。初めに事業団並びに大臣にお伺いしたいんです。が、昨年の八月事業団は非常に人數が少ないも

う处置をとつております。さらに、業務の遂行にあたりまして、同一事案につきましては必ず複数事いたしますと、まま好ましくない結果も生じがちでござりますので、適宜配置転換を行なうといふふうに取り組んでいくかという大局部的な立場から、大臣の見解を初めにお伺いして、内容に入りたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは先般も申し上げたことでござりますけれども、我就任をいたしました最初に申しましたことは、通産行政にとって

いたしました最初に申しましたことは、通産行政にとって最も大事なことの一つは公害の発生源であるとしばしば企業が言われておるわけでござりますから、通産行政として最も大切に考えなければならぬことは、いかにして人間をもう一度回復するかということである、こういうことを申しまして、私はそのいろんな汚職が起きて、そのあと事業団としてはどういうぐあいに処置をして、それをどういうふうなぐあいに解決したかということを初めにお伺いしたいと思います。

○参考人(原文兵衛君) 昨年の八月事業団の課長に汚職が発生いたしましたことにつきまして、私としてもまことに遺憾に存じております。今後こういうふうなことの絶対ないようについて、そのいろいろな措置を講じておるわけでございました。その後いろいろな措置を講じておるわけですが、まず事件を起こしました本人を懲戒解雇いたしますとともに、監督責任をいたしまして、私が、監督官庁であります通産省は、この昨年八月の汚職に対しどういうぐあいに指導されたか、その点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 事業団が自動的に嚴重処分を行なつておりますが、もちろん企業が成長の過程で人間の幸福といふものを持っています。しかし、わが国の経済はまだ相当の成長力をもつておいても成長するだけの力を持つておりますので、通産行政としては、それもさることなげれど減減その他の懲戒処分を行なつております。同時にまた、全職員に対しまして、綱紀肅正がござりますが、私ども監督官庁の一つとして責任を感じております。そこで、その後とりま

業団の業務の関係の責任者に通産省へおいでを願いまして、その月々の具体的な業務の実施状況についてこまかく聞きましてお互に検討するということで、今まで毎月いたしておりまして、こういうことの再び起こりませんよう嚴重にみずから戒めておるところでございます。

○峯山昭矩君 それではやはり、先ほど理事長からお話をございましたけれども、私も私なりにこの事件そのものいろいろな面から検討してみました。その汚職の原因が一体どこにあるかということをやっぱり突きとめないで幾ら厳重な処分をしたって、何にもならないんじやないかと思うんですがね。この点については、事業団としてはその原因がどういうところにあったと考えていらっしゃるか。また、監督官庁としてその原因はどこにあつたと考えていらっしゃるか。ただ単に幹部を呼んで綱紀の肅正をやつたというだけでは私は解決の見通しはないんじゃないか。きょうこれからこまかいところへいきますけれども、そういうふうに思うんですけど、この点いかがでしょうか。

○参考人(原文兵衛君) 昨年の事件は、大阪の鉄鋼金属団地の造成に関連いたしまして起きた事件でございます。その移転団地造成を担当する課長が、しばしば団地造成につきまして相談をする、あるいは現地を視察するという関係でもって、大阪岸和田市の現地に参つておつたわけでござりますが、先ほど申し上げましたように、事業団の人員も非常に少ないものでござりますから、一人ないしは少数の者で行くこともしばしばあったわけでござります。そうして、それに対しまして、大阪鉄鋼金属団地の協同組合、その組合に私どものほうが移転団地を造成して譲渡したわけでございますが、その理事長も、本人がたびたび来て、いろいろと相談に乗つたり調査もしておると夜おそくなることもあるというようなことで、夕めしを何回かにわたりまして一円円ずつぐらいの金を渡したというようなことでございます。私どもとい

たしまして、先ほど申しましたように、何といつまでも一つはやはり、それぞれの個人の認識といいますか、こういうものに対する姿勢といいますか、そういうものが大事であることは当然でございますけれども、同時にやはり、一つの事業を行なうにつきまして、複数の人でそれを手がけるということをお互いにチェックをすることにもなりますし、また同時に、先ほど申しましたように、同じ仕事に長い期間従事するということは、やはりその相手方と、何といいますか、非常に親密の度が過ぎてしまうというような好ましくない結果にもなりますので、そのような点大きな原因であらうと思いまして、そういう点につきまして十分考慮いたしましてその後体勢を立て直している、こういうことでございます。

簡単でございますが、お答え申し上げます。

○**國務大臣(宮澤喜一君)** 私どももいま理事長の言われましたように考えておるわけでございますが、これはまあ事業団としては、人員が少ないのですがござりますので、非常におつらくて、二人といふのはなかなかたいへんでございますが、やはりそれが一つ大事なことで、公団のことともほんとうは一人の人が一つの仕事に十分熟達するということが能率からいえばよろしいでございますけれども、それについていまのような御配慮を願っている。で、私どもは、先ほども申し上げましたが、そういう毎月の事業団の計画について一月ごとに話を聞き、また検討を事業団の関係者とともに一緒にやつておると、こういう体制をとつております。

○**参考人(原文兵衛君)** ちょっともう一つつけ加えさせていただきたいと思いますが、実はこういう中小企業の移転団地——これは中小企業の移転団地の造成でござりますが、先ほど申しましたように、中小企業のそこに入る人たちに協同組合をつくらせて、そこに譲渡するわけでございます。やっぱりこのほかにも、そういうような公害防止のための団地をつくつておるわけでございますが、この組合の人たちに対して、事業団というも

のは政府の機関であり、事業団の職員というものは公務員に準ずるのだという点を十分徹底してありますし、その後それぞれの組合の幹部にも、組合のほうで何か悪意でなく、お礼心のようないい気持ちでもって、夜おそくなったりしながらごちそうする、食事を出すというようなこともあります。これはいけないので、どうのような趣旨のことをして民間の方にもよく徹底してもらうようにお話をしたというようなことをござりますので、つけ加えておきたいと思います。

○鎌山昭範君 私は私なりにこの汚職の原因がどこにあるかということをすいぶん検討してみたんですけれども、確かに個人のこういうことに対する姿勢の問題もそれは根本にはあるでしょうけれども、やはり一人になつたときには人間的にも相当弱いし、そういうような問題が起こりかねないといふことは、事業団の組織そのものにこういうよきな汚職が起きる根源があるんではないか、そういうふうに考えるわけです。なぜかといいますと、私も先日から資料等いただきまして検討したところでは、全部で五十数人の職員で二百何十億という予算を使って事業をするわけです。しかも、その中で、いわゆる仕事の監督とか、そういう受け渡しをやる部門というものは十数人なんですね。それを二人でやれなんというのは相当無理なんじゃなかろう。そういうふうに何十億というようなたいへんなお金がわざかの職員の判断にまかされておられる。そういう訳で、実際は会議を開いてきめているのだとおっしゃるかもしれませんけれども、しかし実際は、そこまで書類が上がってくるまでにはほんのわずかの人が仕事をするということになるわけですね。そういうところにも一つこの問題の原因があるんじゃないかな、私はこういうふう思います。

者にそれを分譲したわけですね。こういうような分譲というのはどこで扱っているのか、事業費といふのはどこで扱っているのか、もう一つ、事業団で公害防止の設備をつくってやる部門がそれであると思うけれども、それぞれ何人ずつでやっておるのか、それを一べんお伺いしたいと思います。

○参考人(原文兵衛君) こういう汚職ができた原因の一つは、非常に少ない人数でもって多額の事業費を扱っているということにも原因があるのではないかというお話をございます。私どももやはり、そういうものも大きな一因であろうと思います。いま四十五年度の予算案として出ておりまする四十五年度の事業費は二百十億ということでお願いしておるわけでございますが、これに対しての事業団の人員は確かに少ないのでございまして、実は私どもやはり、もつと適正な規模の職員にしなければならないと思いまして、例年増員の方を予算のつどお願いしておるわけであります。御承知のように、私どものほうの役職員は、一般の交付金でござりますので、定員が認められませんと、事業団自体でもって人数をふやすというわけにはこれはまいりませんので、その辺毎年またこれからもお願いしてまいりたいと思っておるわけでございます。

それから、現在の事業団の組織並びにそれに伴う人員でございますが、理事長と、それから理事が三人、常任顧問が一人、監事が一人、これで役員を構成しております。そのもとに部が三つございまして、総務部、業務部、工務部というふうになっております。総務部におきましては、総務、経理、企画というような課がございまして、それの仕事を担当しております。それから業務部は、事業一課、事業二課、融資課という三つの課がございまして……、ちょっとと言ひ落としましたが、総務部と業務部には、部長の下に次長が、その下にそれぞれの課がございます。で、特に業務関係が主であらうと思いますので、これについて詳

すぐ申し上げますと、業務一課の中に管理室と共に同処理施設係とそれから二号業務室というのがあります。これらは業務課長以下八人でございます。それから業務第一課のほうに三号業務室と共同福利施設係というのがございまして、これは課長以下六人でございます。融資、これは個々の企業が個々にあるいは共同して自分のところでもつて公害防止施設をつくるについて、それに要する資金を融資すると、こういうことでございますが、やはりその融資課には融資係と審査係がございまして、課長以下七人でやっております。それから工務部のほうに工務第一課、工務第二課がござります。工務第一課は課長以下五人、工務第二課は課長以下五人、これは設計であるとか、あるいはいわゆる工事の監督であるとかいうようなことを担当しております。そのほかに大阪に連絡事務所がございまして、そこに二人ということになっております。

事業のほうは建設事業と融資事業でござりますが、融資事業のほうはいま言つた融資課でござりますが、建設事業のほうは法律によりまして一号業務、二号業務、三号業務、四号業務となつておりますまして、一号業務というのが共同の公害防止施設の設置、造成、譲渡、二号業務というのは工場アパートの造成、譲渡、三号業務というのが先ほど問題になりました工場移転用地の造成、譲渡、四号業務というのが共同福利施設と申しましていわゆる緩衝緑地——グリーンベルトでござります。そのうちの共同公害防止施設と二号業務——工場アパートが事業第一課のほうに属し、三号業務——工場移転用地と共同福利施設——緩衝緑地が事業第二課に属する、こういうふうになつておるわけでございます。

— 1 —

工場移転用地係としておつたのでござりますが、この仕事が非常に大きくなりまして、また数多くございましたので、いわゆる係ということではございませんし、同時にまたそこの課長のもとにやはりその工場アパートなり工場移転用地係については相当な責任者を置いてやつたほうがかり能率的であると同時に、何といいますか、先ほど来の仕事の面におきまするチェック作用もあるであろうということで、最初事業団の組織規程によれば、いま申しましたように、工場アパート係工場移転用地係でございますが、その事業量の大に伴いまして、まあ一つにはこの仕事の運営でもあります。昨年の四月から理事長の達でもってこの係を室にいたしまして、そうしてその室長というものが相当の責任を持たせる、こういうふうに改めました次第でございます。

言うと、いやそういうものではどうも權威がないので、名刺の上でやっぱり室長のほうが感じがいいのでと言ふのですね。どうもそこら辺のところはつきりしていないのですね。ですから、こまかにことですればれども、少ない人数でそれだけ責任を持たせるためには、それだけ組織の面でもすつきりさせるべきじゃないか、こういうやうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(原文兵衛君) 私のほうといたしましては、たとえばいまの一号業務室にいたしましても、三号業務室にいたしましても、課にはさらに人員を増強してしっかりした組織にしたいと考えておったわけでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、人員に制約がございましてどうしてもそういうふうにまいりませんので、まあ何かこういう組織の上で室とか係とかいろいろごたごたしているようございますが、むしろまあ係よりも一つ格上げした室にして、そうして責任

固ができましたのは四十年の十月でございました。厚生省、通産省両省の共管のもとにできた事業団でございます。私どもの事業団といたしましては、やはり公害防止という事業を進めるついては、役所の公害防止計画、それの一環として進めていくという必要がございますので、特に関係省等の連絡が緊密でなければならないのでござります。そういうような意味合いもございまして、確かにおっしゃるよう各省から役職員が見えておるのでございます。しかしながら、見えておる役職員はそれぞれやはり公害防止というのは、一番大事な仕事だと自覚してみんな一生懸命やつているのでございまして、各省から来ているがゆえに、混成部隊なるがゆえに意思の疎通を欠くとか、あるいは責任感が欠除するとかいうようなことは私は毛頭ないと信じてやつておるわけでございます。

○参考人(原文兵衛君) この二号業務室というの  
は、先ほど申しましたように、工場アパートの係  
でございます。三号業務室というのは工場移転本  
地の係でございまして、当初は工場アパート係  
は事業団でかつてにつくった名前なのが、またた  
か、いろいろ問題があると思うのですよ、私は  
ね、こちら辺のところはどうですか。

何にも載っていないし、いま何か、去年の四月で  
すか、つぶつたという話ですけれども、そこらが  
やつぱり組織の面できちんとした管轄が行なわれ  
てないじゃないか。仕事の上で私は必要だとは  
思うのですけれども、そこら辺のところも、やは  
り責任を持たせる場合でも、たとえば室長さんと  
いうのは何だと私聞いてみると、専門職のことだ  
と、これから専門職と言えばいいんじゃないかなと  
○参考人(原文兵衛君) 御承知のように、当事業  
していかなければいけないんじやないか、こうい  
うぐあいに思っております。  
それからもう一つは、特に上のほうが混成部隊  
であることですね。これはどうかな、混成部隊で  
あるから責任感が薄れていくんじゃないかなといふ  
点もあるのですが、この点私はそんなことないと  
思うのですが、その点いかがでしょう。

業務室、管理室というのもあるそうですが、「これが室長さんいらっしゃるのだとと思うのですが、たとえば事業第二課長さんは次長さん兼任ですってね。そうすると、六人ですね。問題の起きたところですが、全部で六人です。六人で、それじゃやることはその下へいきますと業務室長さんというのもやはりいるのだろうと私は思うのですが、私が調べますと、業務室長さんというものは、たとえば防止事業団のいわゆる組織令の中にこの業務室

分けておるわけです。一人ぐらいですよ。二人のうち一人は室長さんで、一人は室長代理さん、全部役がついているわけですよね。それで非常に私は、人数が少ないと、それからそういう組織の面についても、実はこんなことを言つて申しわけないので、けれども、私のところへ実際説明しに來た人、その人の名刺を私はぱっと見ますと、室長代理になつてゐるのですよ。室長代理と、いうのは私は何ですかと聞いたら、もうおろおろ

○豊山昭範君 この問題については、いずれにしましても、今回の汚職等から関連して、私はまず組織の面が弱体じやないかというところに目をつけたんです。いずれにいたとしても、この問題は人數が少ないということであります。みんな役がついておつて、下のはうは一人もいないということなりかねない状態ですし、やはり少ないとくなります。それではほつきりした制度をつくったわけでござります。

卷之三

らっしゃらないそうで、途中ですが、大臣のほうを抜かしてはいけませんので、それを先にやります。

初めに、事業団のいわゆる事業の内容の中で、塩釜の水産アパートの問題であります。この問題についてはいろいろな問題があります。私は、この問題について、どうしても公害防止を推進する意味におきましても大事な問題でありますので、ここで取り上げたいと思うのであります。私は、この一覧表によりましても、いわゆる塩釜の水産アパート——塩釜水産物加工工場アパート、これは塩釜市が譲渡の相手方でありまして、事業団としましては四十三年の一月三十一日に約五億のお金で契約しているわけであります。これがどうもうまいかなかつたということで、ずいぶん地元からも陳情があつたのであります。自治省のところにも行つてていると思うのですが、要するにこの工場アパートはどういうふうな経過でどういう点がまたかつたのか初めにお伺いしたいと思いま

○参考人(原文兵衛君) 塩釜の水産加工工場アパートは、昭和四十二年の九月に塩釜市当局から譲渡の申し込みを受けまして、それに基づきまして水質の調査等もいたしまして設計をし、そして水産加工工場アパートと一緒に伴う排水処理施設を建設いたしまして、一昨年の四十三年十二月に完工し、塩釜市に譲渡したわけでござります。ところが、実際に操業いたしましたと、かまばこ製造の過程におきまして出る排水の濃度が、当初予定していた濃度よりもはるかに高いということが十分發揮できなくなつたといふわけございます。この点につきましては、最初のいわゆる排水の濃度の調査等が間違っていたのじやないかといふような点につきましてもいろいろと問題があつたと思いまして、私どもも真剣になつてその対策並びに当初のいろいろなことを検討したわけでございますが、確かに、何といいますか、われわれのほうの事前調査が完全でなかつたと、十分で

なつたといふ面もござります。同時にまた、工場が操業してからの魚の処理ですね、処理の過程において、何といいますか、十分適切な処理が行なわれていなかつたといふような面もあります。うちちはちょっとうまくいっていたのですが、昨年の六、七月ごろからどうも機能がうまくいかなくなつたわけございまして、昨年の八月ごろに共同の水処理施設の前処理施設といったしましてダグーン池という一つのため池をつくって処理をしたり、いろいろなことをやつておりますが、一時的にはそれによつてうまくいった期間もありますが、またそれが一ぱいになつてうまくいかないというようなことを繰り返しまして、沿岸漁業者あるいはノリ組合等からもいろいろなクレームを受けたこともあります。私どものほういたしましては、塩釜市当局並びに水産加工工場組合の人たち、さらに東北大學の専門家の先生、宮城県の当局の方々等にもいろいろとお集まり願つて、そのつど真剣にその対策を講じてきましたが、本年の一月になりまして、私どもの事業団内に、諮問機関としたしまして、塩釜水産加工団地排水処理施設の建設に関する基本構想検討委員会といふものを設置いたしました。そこで、ここで徹底的にこの問題を解明すると同時に、塩釜市におきまして、さらに、御承知のように、塩釜市には二百六十余のこういう水産加工工場がござりますので、それらを市内からやはり離れた団地に移して、市の公害を防止したいといふように、また同時に第二次を進めるについて第

一回は、いろいろな原因がござりますが、いわゆるこの塩釜の水産加工工場アパートの設計は、とにかく何回か委員会を開き、また現地でもつて実際に調査もしてもらいまして、いませつかくこの問題を検討中でございますので、なお経過その他のことにつきましては、もし必要がござりますれば、現地にしばしば行つております担当の理事が見えておりますので、詳しい点につきましては理事からお答えさしたいと思います。

○参考人(原文兵衛君) 今回の事件は、非常に公害防止事業団としても私は誠意がなさ過ぎると思う。まあいろいろ話を聞いておりますと、要するに今後の対策については審議会等をつくってやつてあると言つてますけれども、私はそれ自体もどうも懶惰のくさい。第一次の原因がはつきりしてない。要するに、初めて濃度を検査したとき、その濃度の検査が非常に甘かつた。そのことについても、非常にこれは、これだけで間違いかつたのだと聞かれます。私はただいま申し上げました諒問委員会の基本構想検討委員会といふのは、決して懶惰のくさいものではありませんで、非常に残念に思ひ、また責任を感じてます。

○参考人(古沢実君) ただいまの先生の御質問に答えてお答えします。

まず設計の業者でございますが、水処理に関しましては、現在名前が変わっていますが、当時の

水産庁、通産省、東北工業試験所というような関係当局の専門の方々、さらに宮城県の衛生部、水産林業部、塩釜市、あるいは東北学院大学、東北工業大学等の地元のそれぞれの大学の専門家の先生たちにもこの委員会に入つていただきまして、何回か委員会を開き、また現地でもつて実際に調査もしてもらいまして、いませつかくこの問題を検討中でございますので、なお経過その他のことにつきましては、もし必要がござりますれば、現地にしばしば行つております担当の理事が見えておりますので、詳しい点につきましては理事会からお答えさしたいと思います。

私はきょうはもっと具体的に聞きますが、いわゆるこの塩釜の水産加工工場アパートの設計は、とにかく何回か委員会を開き、また現地でもつて実際に調査もしてもらいまして、いませつかくこの問題を検討中でございますので、なお経過その他のことにつきましては、もし必要がござりますれば、現地にしばしば行つております担当の理事が見えておりますので、詳しい点につきましては理事会からお答えさしたいと思います。

私はきょうはもっと具体的に聞きますが、いわゆるこの塩釜の水産加工工場アパートの設計は、

私はきょうはもっと具体的に聞きますが、いわゆるこの塩釜の水産加工工場アパートの設計は、

私はきょうはもっと具体的に聞きますが、いわゆるこの塩釜の水産加工工場アパートの設計は、

住友機械——現在の住友重機械、これが水処理施設一切を、それから化成機械といいますか、そういう中で出す頭とかはらわたの部分、これを処理しまして、そうしてこれを、フィッシュ・ソリュブルといいますか、そういう形にして売る。いわゆるそういう頭やはらわたの部分をスラワジとして処理する場合非常にむずかしいのですから、それを有効利用ということで、それが住友商事、それから、御承知のように、この工場アパート全体の金額が約五億円でございますが、主体は建物の部分でございまして、水処理の部分は五千円、残りが建物と土地でございます。建物の部分については竹中工務店、設計は梓建築事務所。建物のほうはそろ問題はないわけあります。水処理については、以上のようなことです。

それで、先ほど来先生がおっしゃいましたとおりで、はなはだわれわれとしても遺憾に思つておるわけですが、何ぶんにもわれわれこういう形で、基本構想検討委員会といふことで、東北大学の先生を座長にしてすでに四回も開いて、問題点の究明その他についても徹底的に行なつてあるつもりでございます。これは実は委員会の中でも、各地のいろいろなこういう水産加工水処理、あるいはそれによく似た家畜などかその他の関連での水処理のものはどうか適当な例はないかということで徹底的に調査を始めおるわけですが、遺憾ながらこういう大規模な事業はございません。こういう形で一日六百八十トンという水の処理をする、こういう大規模なもの水産加工の公害防止といふか、汚水処理といいますか、こういうものは初めての経験だということでございます。まず最初の昭和四十二年に塩釜市から御注文いただきましたとき、さっそくわれわれのはうとしては、塩釜市、それからその監督その他をされている宮城県庁、そういうようなものといふ御相談をしまして、

まず水の質はどのくらいだということでおいろいろ調査を始めたわけでございます。これに関連して、もちろん宮城県の衛生研究所、あるいは日本衛生環境協会、そういうようなところにもいろいろ願いをしてしまして、そうして工場を調査したわれでございます。水産加工といいますか、塩釜の水産加工は毎年まばこをつくる工場でございますが、原料が北洋スケウでございます。これが入荷の時期が大体九月の半ばから三月あるいは四月ぐらいまでだということござります。そういう意味で、たまたま依頼されました時期がちょうど端境期だということと、このよくなだらかの大規模の水の処理をするということとの前例がなかったといふことで、結局市内の小工場の水の濃度を調べる以外にはなかつたということで、いろいろ調査を重ねた結果、利用時にしまして二千百三十PPMということももつてスタートしたわけでございまが、これは御指摘のようだ、ただいま理事長が申し上げましたように、すでに昭和四十三年の二月十日に塩釜市に引き渡しておりますので、塩釜市としては十二月の十八日から作業に入りました。当初はわりあいによかったのですが、その後昨年の一月になりますと、われわれ調べた結果とは、大きな工場でいろいろと共同作業をするといふことで、一つの省力化といいますか、そういうことでもござります。これは実は日本の水産加工の水処理といふものをこういうふうに大規模やつたということは日本で初めてだということについても徹底的に行なつてあるつもりでございます。一番の問題といふことは日本の水産加工の水処理といふものをこういうふうに大規模やつたということは日本で初めてだということについても徹底的に行なつてあるつもりでござります。これは実は委員会の中でも、各地のいろいろなこういう水産加工水処理、あるいはそれによく似た家畜などかその他の関連での水処理のものはどうか適当な例はないかということで徹底的に調査を始めおるわけですが、遺憾ながらこういう大規模な事業はございません。こういう形で一日六百八十トンといふ水の処理をする、こういう大規模なもの水産加工の公害防止といふか、汚水処理といいますか、こういうものは初めての経験だということでございます。まず最初の昭和四十二年に塩釜市から御注文いただきましたとき、さっそくわれわれのはうとしては、塩釜市、それからその監督その他をされている宮城県庁、そういうようなものといふ御相談をしまして、

○参考人(古沢実君) それじゃ簡潔にいたしま

す。そういうことで、いろいろあれましたのです。が、原因につきましてはいろいろな角度で研究しましたのですが、問題が非常に大きいということでお願いをしまして、そうして工場を調査したわれでございます。水産加工といいますか、塩釜の水産加工は毎年まばこをつくる工場でございますが、原料が北洋スケウでございます。これが入荷の時期が大体九月の半ばから三月あるいは四月ぐらいまでだということござります。そういう意味で、たまたま依頼されました時期がちょうど端境期だということと、このよくなだらかの大規模の水の処理をするということとの前例がなかったといふことで、結局市内の小工場の水の濃度を調べる以外にはなかつたということで、いろいろ調査を重ねた結果、利用時にしまして二千百三十PPMということももつてスタートしたわけでございまが、これは御指摘のようだ、ただいま理事長が申し上げましたように、すでに昭和四十三年の二月十日に塩釜市に引き渡しておりますので、塩釜市としては十二月の十八日から作業に入りました。当初はわりあいによかったのですが、その後昨年の一月になりますと、われわれ調べた結果とは、大きな工場でいろいろと共同作業をするといふことで、一つの省力化といいますか、そういうことでもござります。これは実は日本の水産加工の水処理といふものをこういうふうに大規模やつたということは日本で初めてだということについても徹底的に行なつてあるつもりでござります。一番の問題といふことは日本の水産加工の水処理といふものをこういうふうに大規模やつたということは日本で初めてだということについても徹底的に行なつてあるつもりでござります。これは実は委員会の中でも、各地のいろいろなこういう水産加工水処理、あるいはそれによく似た家畜などかその他の関連での水処理のものはどうか適当な例はないかということで徹底的に調査を始めおるわけですが、遺憾ながらこういう大規模な事業はございません。こういう形で一日六百八十トンといふ水の処理をする、こういう大規模なもの水産加工の公害防止といふか、汚水処理といいますか、こういうものは初めての経験だということでございます。まず最初の昭和四十二年に塩釜市から御注文いただきましたとき、さっそくわれわれのはうとしては、塩釜市、それからその監督その他をされている宮城県庁、そういうようなものといふ御相談をしまして、

○参考人(古沢実君) それじゃ簡潔に御答弁願います。

○参考人(古沢実君) それじゃ簡潔に御答弁願います。

○参考人(古沢実君) それじゃ簡潔に御答弁願います。

○参考人(古沢実君) 先生がおっしゃいました点で、まず塩釜市からわれわれのはうに御依頼がありましたが、それは、水処理については五千万円で引受けたのです。それで御依頼があったのです。それで、それ以外の経費が、誤解があるといけませんが、先ほど申し上げましたように建物関係、土地関係あるいは冷蔵庫その他ものでござります。五千万円で引き受けくださいといふ御注文がございました。それで水処理その他の水の質その他をいまして、それからその監督その他をされている宮城県庁、水の質その他を

指摘のとおり、予想と違つて悪い水が出てきた。こういう点はござりますけれども、向こうからの注文では五千万云々ということですございます。それから、それでは現在の曝氣槽一二三〇ではとて

て、一二三〇PPMならば十分に一〇〇PPMまで下げる。雑廃水も入れまして六百八十トンの水を処理できるということでお引き受けしたわけです。

という会社に油井さん、竹田さんという会社でございまして、佐藤さんの会社のBOD濃度が一四〇〇、油井さんが二七〇〇、竹田さんが一四〇〇、こうしたことでもあります。

にさしたいという決意でやつております。  
以上、簡単でございますが、御了承願いたいと  
思います。

も処理できませんでしたので、何とかの水処理施設が必要であるということで、先ほど理事長が申し上げたように、先生が集まって昨年来毎月のようにな現場へ行きまして会議しました。そうしまして結果としていろいろな案が出たのですが、やはりいろんな経費その他の関係がござりますので、大きな池をつくるて、そこで三日ないし四日滞留して

○堺山昭裕君 私、さうきから言っておりますよ  
うに、調査した責任はどこにあるのか。水の二二  
三〇 P.Mと判定したのは、どこに、いつの時点を  
とつて調査し、その調査についてはいつ責任が、  
どこに責任があるのか。この点は非常に大事な問  
題でしてね。私、実はこの点について、市とかそ  
ういう人が集まって、前の調査では間違いなかつ

○峯山昭蔵君 ということはね、私が聞いておるの  
のは、この九月十二日は原魚の水揚げ量が塩釜市の  
全体で五十四トンしかなかつた。普通は塩釜市の  
水揚げ量は三百トンから五百トンになつてゐる。  
この日は非常に魚の少ない日で、要するに水をふ  
んだんに使ってやつてゐるときに、こんな日に調  
査したんぢやおかしい」というのはわかるわナであります。

中で、水質の問題だけでこれだけなんです。たとえば、もうちょっといきますと、この水質自体がそういうふうな、いわゆる五億近くかけてやった事業そのものがあるとでいろんな問題を起こしてきた。いわゆるその検査は一本だれがしたのか。初めはどういうことになるわけですね。そのためにこういうふうな、いわゆる五億近くかけてやった事業そのものがあるとでいろんな問題を起こしてきた。いわゆるその検査は一本だれがしたのか。初めはどういうふうにしていいかげんな調査であったと

設計業者である住友とも相談し、住友としては材料その他についてのアフターサービスといいますか、そういうふうな形でやってもらっているわけでございます。

で、何日の時点でこういうあれが出てきたのか、お伺いしたいと思います。

○参考人（古沢実君） 先ほどの先生のあれで、確かに関係者が、それを誤りであつたと見込み違

ますけれどもね、要するに私は、いまのあなたの話もほんとに得心ができないのですがね。公害防  
止事業団として、市から五千円でやつてくれと  
言われたら五千円で当然やらなくちゃならぬの  
かもしけないけれども、だけども市のほうの契約  
の中でも私いろいろ確認したのですけれども、淨  
化槽の機能について、三百二十トンの原魚を処理す  
る。そして処理された水はBODで一〇〇PPM  
以下にという要望があつたはずですが、これはど  
うですか。

ろでございます。そして水の調査でござりますが、これは市、県の御案内で四十二年の九月に三工場程度調査いたしました。

○峯山昭範君 私はいろいろ調べてみましたら、もっと事業団としても私は突っ込んで調べなければいけないと思うんです。少なくとも私よりずっと調べてなければならないと思うんです。いよいよつしまおつしやいました四十二年の九月十二日に事業団の係官が来て、そして市内の三ヵ所の水産加工業の汚水の水質検査を行なう、そういうぐあいに私のものとに報告が来ております。そうすると、こ

○参考人(古沢実君) そのとおりでござります。  
○峯山昭範君 ということは、そのとおりの要望  
があつて、要するにもう全然そのとおりの要望が  
あつて、それは五千万円でできると事業団は判定  
していらっしゃつたのですか。

の十二日の日にはどれだけの原魚が揚がったといふことになっているのか。事業団としては、九月十二日には魚が、原魚がどれだけ揚がったのか、その点についてはどういふやうにわかつていますか。

し、またこういう問題を解決する決意がなくちや  
いけないのじやないか、私はこう思うのですが、  
この点いかがでしようか。

○参考人(原文兵衛君) おっしゃるよう、確かに事前の水質調査等におきまして十分な手段を尽くしていなかつた、不十分な点があつたといふことは私どもも反省しているわけでございます。したがいまして、今後そのようなことがないよう、特に汚水処理施設といふのは、非常に実験場でやつたのと実際に施設をつくつてやつたのと違うような場合も、ほかの例でも聞いておりますので、そういうような点、事前調査を徹底的にするという覚悟でもつてその後やつてはいるわけでございまして、この塩釜の問題につきましても十分そ段を結論を出して、何とかりつぱに機能するよう

○参考人(古沢実君) ただいまの御指摘の完成検査の問題については、建物の関係、その他いろいろ配管あるいは化成機械、そういうような関係は、うちの工務部でございます。そこで専門家が立ち会って検査をし、それから水処理については業務の専門家が立ち会って検査をしたわけでござります。ただ、その当時原魚が入つておりますんでしたものですから、何といいますか、一種のから運転といいますか、そういう形で検査をせざるを得なかつたということでござります。

○峯山昭範君 ということは、事業団としてはから運転の引き渡しはやつたけれども、実際に魚を入れての、操業をしての引き渡しはやってないわけですね。

○峯山昭蔵君 ということはね、私が聞いておるの  
のは、この九月十二日は原魚の水揚げ量が塙釜市  
全体で五十四トンしかなかつた。普通は塙釜市の  
水揚げ量は三百トンから五百トンになつてゐる。  
この日は非常に魚の少ない日で、要するに水をあ  
んだんに使ってやつてゐるときに、こんな日に調  
査したんじやおかしいといふのはわかるわけです  
よね。それで、担当者はわかるはずです。もちろ  
ん設備が五千万というワクできめられておれば、  
それは一応のワクははまつちやうかもしません  
けれども、あとでこういうような大問題になつ  
て、その設備がもう全然使えない、しかもあとで  
つくつたダグーンも全然だめだ。しかも近海の、  
いわゆるノリとかカキとかつくつてゐるそういう  
近海まで汚染してしまつた。ということは、私は  
もつと事業団自身にもこういうことについて本気  
で取り組んでいくべき勢勢がなくちゃいけない

中で、水質の問題だけでこれだけなんです。たとえば、もうちょっとといきますと、この水質自体がそういうふうやあいにしていいかげんな調査であったということになるわけですね。そのためにこういうふうな、いわゆる五億近くかけてやった事業そのものがあとでいろんな問題を起こしてきた。いわゆるその検査は一体だれがしたのか。初めはうまいこといったと言うてますけれども、完成したのは十二月十八日ですか、そうでしょう。そして、あくる年の一月にはだめになつているわけです。ですから、もうほんのわずかの間です。これはやはり設計の段階からその装置がまずかつたという点になると、これは事業団として、もう全面的にひつかぶつとこれをやらないといけないと私は思うのです。私そういうふうやあいに思うのですけれども、まず第一点は、完成したときは、完成検査というのは一体どういうふうやあいにして行なわれ

○参考人(古沢実君) ただいまの御指摘の完成検査の問題については、建物の関係、その他いろいろ配管あるいは化成機械、そういうような関係は、うちの工務部でございます。そこで専門家が立ち会って検査をし、それから水処理については業務の専門家が立ち会って検査をしたわけでございます。ただ、その当時原魚が入つておりせんでも立派なものですから、何といいますか、一種のから運転といいますか、そういう形で検査をせざるを得なかつたということでござります。

○峯山昭範君 ということは、事業団としてはから運転の引き渡しはやつたけれども、実際に魚を入れての、操業をしての引き渡しはやってないわけですね。







民の健康と安全を重視する、こういうごくあたりまえのことあります。うたつておりますが、実際は私は、メーカーの中には、公害防止の設備をすると会社がつぶれる、だから公害ということについて考えることはできないというような会社もあるというふうに聞いています。が、こういうふうな場合、通産省としてはどうううぐあいに指導していらっしゃるのか。その点、初めにお伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) やはり公害に対する企業の責任といふものは、この十年くらいの間にかなり急速に意識が変化をしてきておると思いますけれども、意識の変化になかなか体制の変化のほうがすぐにについてまいられないということもまた事実でございます。そこで、私どもが環境基準とか排出基準とかいうものをきめますときには、これはもうきびしくきめればきめるほど人間のためにはよろしいわけでござりますけれども、きめたことは守らなければなりませんので、最善の努力をすれば守られるという程度の基準をきめていくしか、現実の第一歩の行政としてはやりようがない。年とともにそれをきびしくしていく、また、技術の進歩、意識の発達とともに企業側もそれに即応できるようになる、そういう前に進む態度ではありますけれども、いきなり理想的な基準というものはなかなか必ずしも設定できない。ですから現実にはそういう最善の努力を企業側に払ってもらつて、それなら守れるという基準を設定していくわけでございますが、同時に、こういう問題は比較的新しい問題でございますから、企業にも、場合によつて財政なり税制なりあるいは金融なりで幾らか保護を与える。それによって公害防止の施設をさせていくということもまた不適当なことではないといふうに私ども考えております。したがつて、全然企業の独立で、力のないものにも、つぶれてもいいからやれというようなことを必ずしも申しているわけではございませんで、それなりのいろいろの方法による助成は講じておるといふのが現在の姿でございます。

○**豊山昭範君** 今度の設置法では、公害保安局ということになるわけですが、私は、公害といふことと保安ということがほんとうに一致するのかどうか。この点は提案理由の中にも、公害行政と保安行政は国民の健康と安全を確保するといふわゆる共通の目的を持ったものと、こういうふうな变成つておられますけれども、實際は相反するものじゃないかというような考え方もあるわけです。実は、通産省のいわゆる今回の出してきたゆえんで、これはどうも私納得できないのです。たとえば、この間の委員会で私に対する大臣の答弁で、立地公害部というのをなくして、そうして今度は保安局公害部、こういうふうなものを作つくる、そういうふうな説明があつたけれども、それで、前の立地公害部というのは、これは便宜的処置だと、要するに立地と公害とは全然異質のものだと、こういうふうな説明があつたけれども、それがどうも私は納得できないのです。何でかというと、大臣並びに通産省当局は、そのつど――要するにあとで理由をつくるからどうとでもなりましても、どうも私は納得できません。何でかというと、たとえば、この立地公害部というのもそんなに古い部じないです。昭和四十二年に産業立地部というものを改組してできた。それでこのときの提案理由を読みました。だいぶ違うんですよ、大臣のおっしゃっていることと。そのときは、立地、公害といふのは、立地と公害是非常に関係が深くてたいへんだというふうな意味のことであり、この間は全く別のものだという感じの答弁があつたんですが、これは非常におかしいと私は思ふんです。この点はどういうふうにお考えか、初めにお伺いしておきたいと思います。

○**國務大臣(宮澤喜一君)** この間、全く異質のものでと申し上げた……。

○**豊山昭範君** 便宜的な措置と……。

○**國務大臣(宮澤喜一君)** そういう意味のことは申し上げましたが、つまり、立地といふものは、これはどちらかと言えば比較的新しい觀念でありますけれども、當時そこにまた公害という問題が

ありませんから、立地と公害は無関係ではございません。立地を適当にすれば公害は比較的起りにくいという意味で、関連があるということどころをくつつけたものと思いますので、もともとの二つをくつつけたものだと思います。それともういった問題、本来それが立地の問題であると思われます。それは公害もそれにからりますけれども、工場立地であるとか、農村の工業化、過密、そぞれ非常に古くからある行政でございます。それも人の生命の安全をはかるということが主体でござりますけれども、中には、ガスの爆発であるとかあるいは崩壊であるとかいうことは鉱山の外でも起り得る鉱害でありますし、神岡鉱業所とか安中製錬所とかいうようなところで御承知のように製錬とか掘採ということになりますと、このごろは外でいわゆる似たような鉱害が出てまいります。技術的にも相当共通したことがございますから、そこで公害のほうと鉱山保安のほうと一緒にすることが、行政としては比較的縁の近いものを一緒にしていくという意味で、いいのではないかどうか。他方で立地のほうは、これは本来企業という広い立場あるいは産業という立場から考えるのが主体でございますから、企業局にそのまま置いた、こういうふうなことでござります。

かねがねから政府の方針であるスクラップ・アン・ビルドで、これによつてこうなつたのだとほつきりしておるんですがね。ほんとうに私はそういうふうに、いわゆる便宜的にこういうふうに組織をほんばんやつていいのかどうか、これはやはり問題があると思うんです。これは通産省としてはひとつも一貫性がないですよ。ぼくはきょうは行政管理庁設置法がちよつとしかできなかつたのですが、行政管理庁自身にも確かに一貫性といら問題が必要だと思うんです。これは要するにスクラップ・アンド・ビルドで、対応してやつておりますが、スクラップできるものは一ぱいありますから、対応してやつているのはいいと思いますが、そういう姿勢もないわけです。そういう点から考へると、政府の方針でいわゆるこういうふうな局ができるのじゃないかと、こういうふうに勧ぐりたくなるわけですが、実際問題これはやはりそのほか鉱山保安局というこれ自体が不安定な状態にある、その点からの改正ということも考えられるのではないか、こういうふうに思います。この点はいかがでしようか。

山保安は局長の直轄の事項にさしておくつもりではござりますけれども、やはりどこの屋根の下に置くかといふれば、そこに置くのがいいのではない。もちろん私ども政府の方針として、新しく部をふやす局をふやすということはいたさない、もしそういう必要があれば一つのものをつぶすと、それも決して奨励はしない、どちらかといふればふやさないということありますから、それが今回のようになった一つの要素でありますことは、これは否定を申し上げませんけれども、今回のような共通のものの多いところへ持っていくことは、私はます現状において適当ではないかと思っております。

○峯山昭範君 そうしますと、今回の公害保安局をつくることによって内部の人員編成等はあまり変わりはないということを私聞いておりますが、実際問題として、具体的にいつどういう効果があらわれてくるのか、この点を伺いたいと思いま

○国務大臣(宮澤喜一君) そこで、公害のほうを企業局の立地公害部から公害保安局に移しますの

と、化学工業局のガスとか爆発物の関係の公害を

やはりそちらへ移しまして、通産省内の公害に關する行政をそこに一本にいたしますから、まず行政の能率の向上ができるであろう。人員などがどう動きますか、必要ならば政府委員から……。

○政府委員(高橋源郎君) 人員は九十三名でござります。

○峯山昭範君 もう時間が来ましたので終わりますけれども、いざれにしましても、この公害行政というのは私もずいぶん調べてみたんです、非常に各省庁にまたがっておりますし、これはやはりいろんな機関もありますのであれだけれども、いざれにしても、もつと一元化してやる必要があるんじやないかという点が一つ。それからもう一つは公害保安局ですね、新しくできるわけでありますけれども、いざれにしても、この公害行政は、公害保安局の中の鉱害課はそのままらしいですが、これは一体どういう理由か。大体理由は聞いておりますが、これは一緒にしたほうがいい

じゃないかと私は思うのですが、それから鉱山保

安行政は、これは名前は変わっても当然その仕事

は残るだろと思うのですが、当然残しておくべ

きだと私は思うのですが、この点はどうか。この

点をお伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) 第一のこととでございま

すけれども、そう言われたことはございません

が、かりに公害省といふようなものにつくるとい

たしますと、それが一元化になるわけでござい

ます。あるいは通産省の中だけに公害局といふの

をつくるというのも一つの一元化になります。ま

たその場合に、結局公害省といふものができたと

いたしますと、ここに産業公害がある、それに対

していろいろ注意はいたしましたけれども、産

業のはうはやはりどうも何かいわばよその人から

頼まれているような感じがいたします。そこで結

局公害省も、産業を直接所管している通産省にひ

つ協力してもらえないかということになる。そ

れは協力はいたすわけですから、どうしても

自分の仕事のほうが先で、人から頼まれた仕事は

その次だという、人間に悪い心理がありまし

て、何となく自分の仕事にまず力を入れて、次に

委託された仕事をやるというような、どうしても

そういうことがございますから、それで一元化と

いうことに形の上でまいりますと、非常にいいよ

うではありませんが、実際は案外どうも隔靴搔痒の

感がある行政になってしまいます。かえって通産省の

者は、もう公害は公害省の仕事だからうちのは

うは直接には関係がないんだというような気持ち

になりやすい。それは私はやっぱりうまくないと

思いますので、したがって、直接企業に關係のある

者が頭を入れかえて、公害というのは自分たち

のそれも非常に大事な仕事だというふうに、そ

ういうふうに考えて行政をやつたほうが効果があが

る。各省のいわゆる調整といふものは、関係各省

の連絡会なり開催会議なりでつていくといふこ

とがいいのではないかといふうに考えるわけでござ

ます。それからその次に、いわゆる山の鉱害と言わ

ましたのは、たぶん地盤沈下等々についておつ

しゃったと思います。これは伝統的にもう長いこ

と鉱山石炭局のほうの仕事でございます。と申し

ますのは、これはことに九州でございますが、一

番石炭山の毎日の業務に——保安でなくて毎日の

業務に一番密接に関係がございますし、それから

この節で申しますと、閉山をするというよ

うなとおりに國がいろいろ援助をいた

しますが、その際に、地盤沈下による地方の被

害、それに対するクレームといふものがございま

す。そのクレームをまず國が助成するその金で優

先的に払つてやるということがありますから、

から、閉山するときにはどうせ会社のほうは十分

クレームを満たし得ない状態でございますから、

そういうこととの関係もあって、これは石炭行政

の中に置いておくほうがいいという考え方であります。

それから鉱山保安、これはもうもとより今度の

公害保安局の中に、それも局長の直轄事項として

残しておられるわけでござります。

○中尾辰義君 公害事業団の理事長がおいでに

なっていますから、一問だけお伺いをして、お引

き取りになつてけつこうですか。

ただいま塩釜の水産加工場の問題があつたし、

それから大阪の出先の公務員の納紀蕭正の問題が

あつた。もう一つ松尾鉱山の融資のこげつきの問

題が一つ出ておりますが、これはどういうわけ

でござりますから、これがどういうふうにするのか。

この点をひとつ……。

○参考人(原文兵衛君) 松尾鉱業への融資のこと

についてお答え申上げます。

松尾鉱業株式会社からの借り入れの申し込みに

対しましては、もちろん事業団といつてしまして

も、代理である第一銀行からの進達に基づき

まして慎重な審査をいたしましたわけでございま

すが、その結果、昭和四十二年十一月二十一日に

公害事業団の目的に反することもありますので、

私はこれ以上は申しませんが、どうかそこ辺を

でございます。この貸し付けの対象となりました

のは、東北鉱化工業といふ会社がございまして、

松尾鉱業と東北鉱化工業で共同で利用する汚水の

処理施設の造成資金でございますが、この処理施

設は、所期の目的どおり完成いたしまして、現在

も順調に稼働しております。ところが

その後、貸し付けいたしましてからの償還状況を

ますが、昭和四十三年十二月十八日に、東京地方

裁判所に對して松尾鉱業が会社更生法に基づく更

生手続開始の申し立てを行ないましたが、そ

れまでの順調に年賦で弁済があつたわけでござい

ます。その後、貸し上げますと、約定のとおり、第一回の割賦弁

済は昭和四十三年十一月に行なわれましたが、そ

の後も順調に年賦で弁済があつたわけでござい

ます。その後、貸し付けいたしましてから、

裁判所で申しますと、閉山をするというようなど

うなとおりに國が助成するその金で優

先的に払つてやるということがありますから、

から、閉山するときにはどうせ会社のほうは十分

クレームを満たし得ない状態でございますから、

そういうこととの関係もあって、これは石炭行政

の中に置いておくほうがいいという考え方であります。

それから鉱山保安、これはもうもとより今度の

公害保安局の中に、それも局長の直轄事項として

残しておられるわけでござります。

○中尾辰義君 公害事業団の理事長がおいでに

なっていますから、一問だけお伺いをして、お引

き取りになつてけつこうですか。

ただいま塩釜の水産加工場の問題があつたし、

それから大阪の出先の公務員の納紀蕭正の問題が

あつた。もう一つ松尾鉱山の融資のこげつきの問

題が一つ出ておりますが、これはどういうわけ

でござりますから、これがどういうふうにするのか。

この点をひとつ……。

○参考人(原文兵衛君) 松尾鉱業への融資のこと

についてお答え申上げます。

○中尾辰義君 まあこれは、公害事業団は商業機

関係ございませんし、公益の公害防止を目的に

しておるわけですから、そういうような問題も予想される更生計画案の内容を慎重に検討の上、

法の適用を受けて、裁判所で種々審理を尽くされ

ることによって債権の回収をはかることにしたの

でございます。が、何分にも同社はすでに会社更生

手続がありましたが、債務者をとりますとともに、繰

り上げ償還が不可能であれば、担保物件を処分す

ることは、規定の定めるところによりまして、即日全額

の開始がありましたので、事業団といつしまして

は、規定の定めるところによりまして、即日全額

の開始がありましたので、裁判所の認可が

ござります。が、何分にも同社はすでに会社更生

手続がありましたが、債務者をとりますとともに、繰

り上げ償還が不可能であれば、担保物件を処分す

ることは、規定の定めるところによりまして、即日全額

の開始がありましたので、裁判所の認可が

ひとつうまく調和をとつて、目的を達成するよう  
に今後ひとつしつかりやつていただきたい。それ  
でけつこうでござります。

それから次に、公害防止について私はお伺いをした  
なつてはいる悪臭の防止について私はお伺いをした  
いわけですが、四十二年度に公害基本法が制定を  
されましてから、一応水と空気の汚濁、騒音等に  
対しましては、それぞれい煙規制法あるいは水  
質保全法、騒音規制法が出されまして、曲がりな  
りにも一応は整備されておるけれども、この悪臭  
の公害に対しては、その対策がなお取り残されて  
おるような状況であります。公害の沿革を見まし  
ても、悪臭から始まつたといわれておるほど、悪  
臭は人非常に敏感に感知をされ、しかも不斷に  
生活を脅かしているのが現状であります。昨年の  
この公害白書の統計を見ましても、悪臭に関する  
苦情の受け付け処理件数が、騒音、大気汚染と並  
んで、その大部を占めておる状況であります。そ  
の総数二万七千六百件のうちに、騒音が一万、大  
気汚染が五千六百、それについで悪臭が五千と、  
公害の三本柱になっておるわけであります。そ  
こるがこの悪臭に対する研究や施策となると、一  
向に進展が見られない。非常に技術的なむずかし  
い点もあるうかと思いますが、そこでお伺いした  
いのは、科学的な規制基準というものがつくれな  
いのか、法律的な規制ができるのか。ところ  
が、現状におきましては、まあ地方におきまして  
は、住民に直結するいろんな苦情が地方団体に出  
ております。そして条例をもつて悪臭の規制をし  
ておる都道府県等もあるわけですね。それで、そ  
ういう条例の内容を見まして、まあその規制の  
態様としては、悪臭の発生源となるような工場、  
事業等を届け出をさせる、あるいは設備を調査を  
して事前に計画変更命令を、あるいは事後に改善  
命令を出させるとか、あるいははとんどもう訓示  
程度のものもある、こういうような現状であります  
すけれども、いずれにいたしましても、これは国  
に悪臭の規制法令がないのに、地方ではもう一足  
先に住民の苦情に応じててきておると、こういう

のような状態です。それで、私がお伺いしたいのは、まあ当然今後は私は踏み出されると思いますけれども、今後の悪臭規制に対する政府の見通しなり姿勢なりをお伺いしたい。それと、どうしても精密な化学分析ができないければ法律的な規制というものはでき得ないのか、こういうところを、通産省、厚生省、科学技術庁にひとつお伺いしたいと思ひます。

から石油化学につきましても、まあSO<sub>2</sub>対策、その他いろいろの生産技術上の問題といたしまして、悪臭がなるべく出ない方法ということが別途開発されておりまして、そういう面から側面的にある程度の効果が出ておるのが実情でございます。

以上のような状況で、これから努力を大いにわれわれとしても期しておる次第でございます。

○委員長(西村尚治君) 委員の方からたびたび御要望がございますので、政府委員おかわりになりましたから、ひとつ御披露しておきます。

向かって左から、科学技術庁の石川研究調整局

て、これを強力に推進いたしました、できるだけ早い時期に悪臭対策というものを実施に移せるよう進めてしまいたい、かように考えております。  
○政府委員(石川晃夫君) 科学技術庁といたしましては、最近の都市の過密化、さらに産業の発展というものが伴いまして、悪臭の問題が公害問題として出てきたわけでございます。これに対しまして、科学技術庁といたしましても、相当重大な問題であるというふうに判断をいたしたわけでございまして、現在科学技術庁の中でいろいろその研究の分類がございますが、その中の環境科学技術といふものの一環としてこれを取り上げたわけであります。昭和四十年から三ヵ年計画をもちまして、大気汚染防止に関する総合研究というテーマを取り上げたわけであります。その中で悪臭の問題を取り上げまして、悪臭の捕集分析——悪臭をつかまえることと分析という問題の研究を行なったわけであります。また昭和四十三年から三年計画で、本年度四十五年度まででございますが、ここで悪臭防止に関する総合研究というテーマを取り上げまして、当庁にございます特別研究促進調整費をもちまして、関係各省庁間の協力のもとに、この問題の研究に取り組んでいるわけであります。今後も、この関係各省庁の研究経費等の見積り方針調整ということが科学技術庁の所掌

が、この悪臭につきましては、第一には悪臭を発する物質というものをはつきり確認しなければならないという問題が一つございまして、これも現在研究を進めておるわけでございます。それから、その測定方法の研究が必要でございます。そういうことでございまして、この悪臭を発する物質がわかり、その測定方法が決定されれば、排出基準等規制もできる、かようなことになるわけでござります。そこで、現在厚生省におきましては、昭和四十年度から日本環境衛生センターに委託いたしまして、この悪臭の測定等につきまして研究を委託いたしております。それから国立公衆衛生院におきましても、またその悪臭の基礎的な研究を実施いたしておるような状態でございまして

としてござりますので、これを通じまして、この悪臭問題に関する研究を強力に推進してまいりたいと存じております。また必要に応じましては、特別研究促進調整費を配分いたしましてこの研究をさらに進めていきたいと存じておる次第でござります。

○中尾辰義君 私がお伺いしたいのは、地方公共団体によりましては、悪臭に対しても住民の苦情が非常にひんぱんに行なわれておるわけですね。ですから、国の法律に先立つてとりあえず条例でもつて規制をしておるわけです。そういうような現状において、政府は、いま皆さんが申されたように、いろんな化学的の分析ができるまで何もないのか、そういうことなんでしょう。ですか

ら、そうなれば相当長期間の間悪臭に対しても法的規制というものはできない、こういうようなことになるでしょう。その辺のところをやるにいたしましても、そう緻密な規制はできない、あるいは地方条例に盛られておる程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○政府委員(金光克己君) 公害対策の中での悪臭対策につきましては、率直に申し上げまして、研究しながら対策を進めておるというのが現状でござります。そういうことでございますが、最近の研究におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましても、実態がだんだんとわかつてまいっております。そういうふうなことでございまして、将来の見通しとしましては、測定方法等も確立されると私は考えております。ただ問題は、現在の段階におきましては、この悪臭を発するのはやはり大気汚染という形でガスとして大気中に出るもの、あるいは汚水としまして水質汚濁の立場で排出されるもの、そういうものの中に、ものによりまして悪臭が発生しておるわけでございますから、こういうものに対する対策を強化することによりまして、相當に悪臭の防止をはかつていくということがございますが、ただ悪臭の中の化学化合物を除去する方法におきましては、まだまだ学問的にもはつきりされてないという点がありまして、十分な対策はまだ行なわれていないというのが現状でございます。そういうのが現状でございます。したがいまして、研究しながら前進しておるという実情でございます。地方の条例につきましては、一部、宮城県におきましては臭度等をきめておるところがございますが、大部分の県は、一般住民に不快感を与えないような処理をしていくといふところを

わざましたことと同じことになりますけれども、地方などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましても、やはり住民から苦情が通産局に参ることがしばしばございますので、通産局としては、その省で申しますと、地方通産局でございますが、バルブ工場、製紙工場それから石油精製関係などでは、やはり住民から苦情が通産局に参ることがしばしばございますので、通産局とすれば、その際には、工場に対して改善するようにという勧告をし、指導するということは、しばしば実はそういうケースがあるそうでございますけれども、先ほどおきましては、この大気汚染のようにはなかなか規制の方法が法制として見つからない。鋭意いでおりますというものが現状のわけでございます。

○中尾辰義君 要するに地方住民の立場に立つて考えないと問題が出てこないと思うんですね。確かに地方条例は若干ありますけれども、ないところもある。ないところに非常な苦情が出てくる。その苦情を、都道府県なりあるいは市当局へ苦情を持つていく。ところが、これは手の打ちようがないのですよ、こういうような無責任なことでござります。したがいまして、研究しながら前進しておるという実情でございます。地方の条例につきましては、三十ヶ所の県で条例をつくつておると承知いたしておりますが、その条例は、やはり届け出の問題だとか、悪臭につきましては、一部、宮城県におきましては臭度等をきめておるところがございますが、大部分の県は、一般住民に不快感を与えないような処理をしていくといふところを

わざましたことと同じことになりますけれども、地方などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言

われましたことと同じことになりますけれども、地元などでも規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言われましたことと同じことになりますけれども、地元などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言われましたことと同じことになりますけれども、地元などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言われましたことと同じことになりますけれども、地元などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言われましたことと同じことになりますけれども、地元などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言われましたことと同じことになりますけれども、地元などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言われましたことと同じことになりますけれども、地元などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いするのは無理かもしませんが、せっかく通産大臣もお見えになつておりますので、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) いま環境衛生局長が言われましたことと同じことになりますけれども、地元などで規制している場合には、たとえば臭気の排出の許容の程度は、工場または事業場の周辺におきまして、悪臭を発生する化合物等につきましては、ある程度のものを見て法律化するとか、その辺のところの見解は、局長さんにお伺いのは

ことと、それから四十二年度からは、石油化学コンビナートにつきましての研究を進めてまいっております。そういうことでございますが、研究の成果といたしましては、たとえば化製場等でアミン類の物質がにおいとしての問題として発生する、と、こういったような問題に対しまして、まあその他の問題もございますが、こういったものの分析、それからこういったものに対してどうしたらいいかというようなことの研究をしてきたわけでございます。それから四十四年度におきまして一つの研究会をスタートしたわけでございますが、これは先ほど申し落としたのでございますが、専門家によりましての研究会を組織いたしまして、これはいろいろな現地に出かけて調査し、いろいろ実験するという調査ではないのでございまして、専門家が各資料を持ち寄りまして、悪臭につきましていろいろと検討していくだくという会でございまして、これによりまして総括的な一つの考え方というものを作り出していくかといふ点に考えておる次第でございます。

ているなあと思ひますね。非常にかわいそですが、そういう総合体制一元化というようなことはまだ考える余地はありませんか。その辺、参考人の御見解を……、これは大臣がいらっしゃるからやけに聞かなければなりません。

○國務大臣（宮澤喜一君） やはりにおいと色とが一番、分析といいますか、研究のおくれている分野だというふうに聞いておりますのですが、先ほど地方のことをちょっと申し上げました。著しく不快なにおいということで、地方の場合には実際それで行政ができる場合もございましょうし、それはいいことでございますし、私どももそういう発生源については指導いたしますけれども、かりにこれを国が法律なりあるいはそれに基づく政令なりで、著しく不愉快なというようなことを書いたいたしますと、それはたとえば訴訟などになりますしたときに、かなりに主観的なものでござりますので、ちょっと国の法制としてはなかなか書けないのではないか。現実に政府の中でも、おそらく法制局などでございましたら、ことにそれに罰則でもつくということになりますと、ちょっと法制としては書けないという感じになつてくるのではないかと思います。そこでやはり大事なことは、たとえば何々 P.P.M. というようなことを大気汚染や水質汚濁でます定量的に何かとられる方法を考えなければ、なかなか国の方令の対象になりにくいのではないかというような感じが、私しろうとでございますが、いたします。そこで、どうかしてこれを定量的にとらえたいという研究が先ほどから各省がやっております研究で、これは各省のおのの特異な分野でやつておるわけで、どこかでそのにおいての定性的な、あるいは定量的な測定方法がわかりましたら、これはもう国がそれを基準に規制することができると思うのですが、それまでに、鼻でもつてにおいをかいでのございますけれども、そこまでいらない。実は余談になるようですが、これがどうぞ、あのガス爆発のようなときに、鼻でもつてにおいをかいでのものは非常に原始的ではないかという御批判がござります。

さいますが、これもガスというにおいをかぎ出す検知器がないわけでございます。都市ガスとたとえば自動車の排気ガスとをかぎ分ける方法がないくらいでございますので、やはりその定性的、定量的な研究を進めることが当面の一番先に上げておりますように、実際には工場あるいは発生源に対しても、できるところは関係の各省がまさりとて、しかしそれができるまで何にも行政はしないのかということになれば、先ほどから申します。

○中尾辰義君 それじや質問は若干さかのぼりまして、悪臭の発生源につきましてはこれはいろいろあるわけですが、その発生源を大まかでけつこうですが、どういうものがあるか、これを各省別にひとつ。それからそれに対してどういうように手を打っているのか、通産、厚生、農林省、まあ三省でけつこうですから、大体代表的なものを、そうしてどういうふうな手を打っているのか、その辺のところをひとつ御答弁を願いたい。

○政府委員(柴崎芳三君) ただいま網羅的なデータを用意してまいりませんでしたので、特に特徴的な点だけを御説明申し上げたいと思いますが、先ほども触れましたとおり、第一はペルプ廃水、ペルプ廃水に対する対策は、その排水処理——水管規準に基づきます排水処理の過程におきまして相当程度は回収されるわけであります。ペルプを蒸解しております途中におきますにおいにつきましては、これは具体的な規制方法は持っておりますが、せんし、技術的にも非常にむずかしい点でござりますので、この点についてはあまりきめ手になる指導をやつていらないというのが実情であります。それから、第二番目に、硫化水素、これは石油化物質、この中に一つの対象として入つておる。事

○政府委員(太田康二君) 農林省の所管、特に畜産局の関係で申し上げますと、先生も御承知の通り、畜産の經營が非常に急速に多頭化した一方、從来、農業地域であったところが、いまだんん市街化するというようなことで、特に豚、鶏等の悪臭、それからこれの汚水処理の問題が大きな公害がござります。

あと、いろいろあるかと思いますが、主たる物質対策はそんなようなところでございます。

○政府委員(金光克己君) ただいま御説明ございましたバルブ工場等からの排出いたします悪臭でございますが、大体これは硫黄化合物を含んだ悪臭と、かように考えております。代表的なのがメルカプタンというようなものでございます。

それから、先ほど申し上げましたヘイ勧牧場等から出てまいりますもの、これは大体アミン類だとか、脂肪酸類だとか、そういうたのでございまして、窒素を含んでおる化合物、これが悪臭の一つの材料だと思うのでございます。

それから、先ほど御説明ございましたが、石油化学等は硫黄化合物も出ますが、たとえば炭化水素とか、アセトアルデヒドとか、こういったものも一つの排出されるにおいのものである、かように考えております。大体大きく分類しますと、そんなものじゃないかと考えております。それで、処理方法としましては、物理的な方法、あるいは化学的な方法というものがござりますけれども、現在実際に行なわれておりますのは、やはり水で水洗すると、あるいは部分的には酸とかアルカリで処理するといったよな問題、それから活性炭を利用するといった問題、その他いま学問的にいろいろと実験されておるというよな実情でございます。

問題になつておるわけでござります。

あるいは先ほど公害事業団で問題になつた魚腸骨の処理場、こういうようなものが最近町のまん中にあつたわけです。これが周辺に非常に異常な悪臭を出しておる。さつきも話しましたように、こういうのが地方団体に相当苦情があるわけです。実際処理には困つてゐるわけです。いろいろな政府のやり方もございましょうけれども、その辺のところ、こういう魚の臓器、残飯等をああいう養豚場あるいは鶏飼場あたりで練り回して、それがだんだん腐つてしまつたり、そうしておまけに鶏や豚のふんまでものすごくおうのがある。そういうものの交渉をやるんだけれども、どいどうしようもない。だから、周辺からわいわい言つてもらつたつてどうにもならないし、これはもうどうしようもない。こういうようなことで、これは持つていきようがなしに泣き寝入りといふようなこと、こういうようなケースをどうやって処理し指導していくのか。

○政府委員(太田康二君) 先ほども申し上げたわけですが、われわれといたしましては、一つは、先ほど申し上げましたような汚水処理の施設の設置をする。しかし、これでは根本的な解決にならぬ場合もあるわけでござりますから、できますならば、そういうものは経営の移転をしていただいく。その場合に、先ほども申し上げたわざでござりますが、団地の造成に対しまして公共事業費で補助をいたすということを実は四十五年度から始めておるわけでござります。この問題につきましては、実は地方公共団体もかなり切実な問題としてお感じになつておられますので、まあ開発公社等で土地を先行取得いたします。そこに経営を移すというような事業もすでにやつておられるところもあるわけでござりますから、こういった施策と相ましまして、これらを促進するという形で問題の解決をはかることが根本的な解決にならうと、いふことでございまして、とりあえず、四十五年度は三億六千万ぐらいの、そう多額な補助ではございませんが、こういった経費を組みまして、集団移

転に対する団地造成の助成ということによります。  
○中尾辰義君 あなたの答弁するんだからべらべら  
おっしゃるけれども、実際当事者はそろはいかない  
んですよ。金を三億六千万、そういうのは全国  
的予算であって、金を借りたて返さなければなら  
ぬ。そんなことをしておったのではとても商売人  
はもうからぬという、そういうのが現状なんです  
からね。そこで今度、政府の苦心の結果、公害  
紛争処理法案等もできたらしいんですが、時間が  
おそくなりますがから次に移りまして、公害紛争  
処理法案、こういうものははたして紛争の処理に  
実際間に合うのかどうか、その辺に私は焦点を合  
わせてお伺いしたのですが、この法案によります  
とすると、法案の内案は公害の被害を受けた、あ  
るいは加害者と、和解の仲介なり調停なり仲裁を  
して、それでけりをつけると、こういう法案です  
が、これで実際完全に解決ができるかどうかです  
な、やっぱり確信を持って政府はお出しになつた  
んだらうと思いますけれども、その辺のところを  
ひとつ質問したい。政府の確信のほどを聞かして  
いただきたい。それからまた質問いたしたい。  
○説明員(野村正幸君) お尋ねの公害紛争処理法  
案でございますが、ただいま本院の公害対策特別  
委員会において御審議中でございます。この法案  
は、御承知のとおり、最近におきます公害紛争の  
ケースの非常に多くなっていること、またその公  
害紛争が非常に技術的、専門的でございまして、  
たとえば裁判所におきましては、因果関係の立証  
とか、あるいは被害の明定とか非常にむずかしい  
問題がございます。こういう問題をこういう行政  
機関におきまして簡易迅速に解決するということで  
で、和解の仲介とか調停、仲裁制度を設けておる  
わけでございます。それで、いまお尋ねの、この  
制度においてどれぐらい解決するかということで  
すが、これは中央におきましては総理府に中央公  
害審査委員会を設けまして、地方にはそれぞれ都

道府県に公害審査会ないしは公害のそういう損害をする名簿をつくりまして、その問題があつた場合に委員会をつくつてやるということで処理する予定になつております。これは、いままでは当事者同士の話し合いですとなかなかエスカレートして話し合いがつかない、そういう場合に、学識経験者がこういう委員になりまして、専門的立場から判断していくことと非常に事態が進むと思います。特に公害の因果関係の究明ということがむずかしいわけですが、これがこの機関によりまして行政機関のいろいろ調査能力を動員しまして実態究明に当たるということで、公害紛争がかなりこれで解決していくと思います。

○中尾辰義君　だれか、いま答弁しているのは。

○委員長(西村尚治君)　総理府の野村参事官。

○中尾辰義君　私は審議室長を呼んだのです。審議室長はお見えになつていいですか。——審議室長は見えていない、それではけつこうです。

それで、この法案に盛られております中央公害審査委員会をつくつた、地方にも同じようなものをつけつて紛争処理に当たるということですね、その方法を、紛争処理の方法に和解の仲介と調停と仲裁と三つがある、これひとつ説明をしてください。どの程度の効果があるのか、また法律的な拘束力というものはどの程度あるのか、この辺のところをですね。

○説明員(野村正幸君)　まず、和解の仲介と調停でござりますけれども、これは両当事者が合意ができますと、民法の和解契約を締結するのであります。和解契約が履行されればよろしいわけです。が、それで、もしも不履行の場合には一般の民事訴訟の手続によりまして裁判所に契約不履行の訴えを提起しまして、勝訴できますと、あと執行文の判決をいたしましたとして執行官が執行する、強制執行する、こういふことになります。それから、仲裁の場合には、この効力が確定判決と同一の効力が与えられますので、これももしも履行されませんと、裁判所に執行判決をいただきまして、それで強制執行を

するという形になります。この場合にはもう確定判決と同一でございますから、内容的にはもう確定して、ただ裁判所は再上告といいますか、再びそれを審査するだけの内容があるか。形式的な審査だけしてすぐに執行できるということになつております。ただ、ひとつお断わりしておきますことは、これは調停とか、仲裁制度を設けるわけではなくしてござりますが、ほかの手続きはすべて民事訴訟手続によるわけでございます。したがいまして、これだけで全部解決するという制度ではなくして、そういう民制度を補完する制度として一応考えております。御承知のとおり、憲法におきましては、七十六条におきまして、「行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。」三十二条では「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」という規定がございますので、行政機関が最終的にすべてを解決するということはできないわけで、やはり民事訴訟への道を開かなければいかぬということをこういふことをやつておるわけであります。

心配があるわけです。そこで、これは何ですか、あなたの先ほどの説明もあったように、この両者が合意があった場合は、当然調停がとのうわけです。それから、やはり裁判所にこの執行判決を下す。求めなければ、その効力を期待することができないわけですね。

○説明員(野村正幸君) 和解の契約の当事者が締結するわけでござりますが、それは当然契約の不履行があった場合には、その契約不履行の訴えをしまして、それで契約内容を審査し、合理的な理由があれば、そこで裁判所は勝訴判決を下す。そこで、執行文を付与して強制執行できるという段階になつております。これは一般的の契約はみんなそういう形になつておりますが、そういう一般の契約と同じでございます。

○中尾辰義君 それで、私が心配するのは、いま申し上げましたような調停にしても、仲裁にしても、両者の合意を前提とするのでしょうか。そうでですか。両者の合意が前提であるということになりますか。

○説明員(野村正幸君) 和解、仲裁及び調停、調停は片方の申し出でいいわけですけれども、それが、和解契約が成立するということは、両当事者の合意が必要でございます。仲裁の場合は、申し出、その仲裁申し出をするときには、両当事者の合意が必要ですが、あと仲裁委員会の判断は、両当事者を拘束するということで、これは特に結果において合意は要りません。

○中尾辰義君 それですから、要するに調停にしても、仲裁判断にしてもですね、両者の合意がやはりこれは前提となるわけです。それと、先ほどから私が申し上げますように、やはり金の問題に密着していく、あるいは金で解決し得ない問題もある、あるいは五万、十万あるいは百万もらつたてどうしようもない。そういうもので百万もらつた、あるいは二百万もらつた、それで一生涯この事業があることを近所でがまんしなければならぬ。そうすると、承知できないものになる。ひとつ、においが何とか起らぬよう設備改善を

する、あるいはどこかに移転をもらう、そういうような話になりますと、場所とか金が必要。ところが、その金がない。政府でお貸ししますよ、こういう問題、一から十まで全部貸すわけじゃないでしよう。いまの公害事業団にしても、中小企業のいろんな設備改善の融資にいたしまして、これは融資額には限度がある。一から十まで全部お貸します、それも十年や十五年でつこります、そういうものではない。そうすると、あいう大企業は別として、もちろん案外地域住民に最も近い環境にあるような豚や鶏のくさいとうか、ああいうわりあいにスケールは小さいのですが、非常に問題なんです。案外かえ地ができるい。

そこで、私がお伺いしたいのは、一体資金の手当で、裁判をして調停なり仲裁をしたそういう資金の手当でとか返済方法、こういうものを今後公害対策の一環として一体これはどこが責任を持つてやるのか。その辺の問題はむずかしい問題でしょうけれども、そうしないというと、これはなかなか思うほど効果がないのじゃないか。あるいは都市周辺の畜産公害の発生源である畜産農家を、たとえどこか郊外のほうに団地化させるとか、先ほど農林省の方がおっしゃったのですが、そういうような責任体制をはつきりしてやらないと、こういう法規をつくってもあまり効果がない。その辺のところを私は心配をしておるわけでですね。ですから、ただ皆さん御存じでしょうけれども、相当、においもいろいろありますけれども、とにかくそのにおいをかぎに一べん、においで苦労しておるところを、その辺の体験をしてもらいたい。紛争処理法規をつくったからそれで解決だと、そとはいかなと思う。もう少しひとつ、においの問題、公害の中で一番取り残されておるにおいの問題をもう少し真剣に私は取り上げて、積極的な姿勢でひとつ取り組んでもらわぬことは、全くこれは問題はどうしようもないですよ。ほんとうにもう何べんも言いますが、切実なるこれは住民の願いです。泣きついたって取り

つゝ島がない。ですから、その辺はひとつ皆さんに、ほんとうは大臣がいらっしゃればいいのだけれども、通産大臣だけでは、鶏や豚はわしは知らぬという顔をしていらっしゃるから、これは話にならぬのですが、どうかひとつこれは閣議におきましても、においの問題を今後真剣に取り上げてもらいたい。私は時間がありませんから、きょうはこれで終わりたいと思います。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西村尚治君) 速記を始めて。

○岩間正男君 先に機構改革の問題で伺いたいと思いますが、今回の機構改革によつて現在とどのような違いが出てくるのか、その点まずお伺いします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今度の機構改革の件は、先ほどから御議論になつておりますのが、それだけが全部でござります。つまり、鉱山保安局を改組して公害保安局とする。そこに公害部を置きますことと、そこで従来の化学工業局等の公害関係もそこに統合する。第二点は、したがつて、従来、企業局にありました立地公害部を廃止する。こういうことでござりますので、結局私どもとしては、従来、公害——公の公害をやっておりました人々の知識と経験が、鉱山保安をやっておりました人々の知識と経験と一緒にになりまして公害行政を円滑にやっていくとともに、また鉱山保安行政も統けてやっていくことができる、つまり、行政の効率化になる。他方で立地のほうももう少し広い見地から、公害の関係はもちろんでございますが、全国的な工場立地、あるいは農村の工業化であるとか、水の利用であるとかいうようなことを総合的に考えていく、そういう行政にいたしたい、こう考えておるわけでござります。

○岩間正男君 大臣、おわりになつてけつこうですから。

次に伺いますが、今度の機構改革で、これは何人の人員があふれるのですか。

つゝ島がない。ですから、その辺はひとつ皆さんに、ほんとうは大臣がいらっしゃればいいのだけれども、通産大臣だけでは、鶏や豚はわしは知らぬという顔をしていらっしゃるから、これは話にならぬのですが、どうかひとつこれは閣議におきましても、においの問題を今後真剣に取り上げてもらいたい。私は時間がありませんから、きょうはこれで終わりたいと思います。

○委員長(西村尚治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西村尚治君) 速記を始めて。

○岩間正男君 先に機構改革の問題で伺いたいと思いますが、今回の機構改革によつて現在とどのような違いが出てくるのか、その点まずお伺いします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今度の機構改革の件は、先ほどから御議論になつておりますのが、それだけが全部でござります。つまり、鉱山保安局を改組して公害保安局とする。そこに公害部を置きますことと、そこで従来の化学工業局等の公害関係もそこに統合する。第二点は、したがつて、従来、企業局にありました立地公害部を廃止する。こういうことでござりますので、結局私どもとしては、従来、公害——公の公害をやっておりました人々の知識と経験が、鉱山保安をやっておりました人々の知識と経験と一緒にになりまして公害行政を円滑にやっていくとともに、また鉱山保安行政も統けてやっていくことができる、つまり、行政の効率化になる。他方で立地のほうももう少し広い見地から、公害の関係はもちろんでございますが、全国的な工場立地、あるいは農村の工業化であるとか、水の利用であるとかいうようなことを総合的に考えていく、そういう行政にいたしたい、こう考えておるわけでござります。

○岩間正男君 大臣、おわりになつてけつこうですから。

次に伺いますが、今度の機構改革で、これは何人の人員があふれるのですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 四十五年度予算で新規  
増員一名が認められただけでござりますので、合  
計九十三名で構成したいと考えております。

らざるを得ない。調査一つ考えたって、今までの  
ような非科学的な調査の体制、こういうことで  
はとてもこれは私はやつていけないんじやないか

て、この辺はもう総定員法のほんとうに平均的に頭を切ってくるというやり方、こういう体制で書問題と対決できますか。

いましたように、確かにこの廢鉱の問題につきましては、鉱山保安法におきまして、從来からも鉱業権の存続する限り管理、監督するというふうな

— 1 —

○岩間正男君 昨年の七月に決定した新通商産業政策の基本的方向、こういうのを見ますと、うと、「公害の防止と保安の確保」に万全を期する、こういうことを特にうたって、これを今後の通産

と思ひますか、どうなんですか。業務量について、これは検討されているのですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 通産省にも相当の数の公務員がおりますわけでござりますから、総定員法云々でなくて、それにかかわりなく省外でも動かせるわけでございまして、今度の場合もそういうふうに思つております。

たてまえになつております。たゞ、實際問題として、たしますれば、地方の監督局部におきましては、もちろんその鉱によりましていろいろの施策はやつておりますけれども、必ずしも本省ベースまで十分二十三ヶ所の監督につきましては、これが大

行政の重要な柱の一環としていくということを掲げた公書に対する姿勢の問題もこれは伺つたわけです。しかし、このような、ただ一人ふえるといふうような内容のない機構改革で、名前をいかに変え、機構いじりをやってみても、はたして先ほどあなたが言われたような目的を達成することができる、これで公害の防止と保安の確保に万全を期することができますか。こうお考えになつていらっしゃるのですか。この点お伺いしたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 昨年の七月にあいうち方針を私の前任者である大平大臣がお出しましたことは、これは人数一人員なりのことともざることでござりますが、やはり行政をやる者の頭の持ち方、考え方の重点の置き方というところに私は大きな意味があると思います。兼業でございませんから、また実際そういうところが行政の姿勢に大切な点であると思っておるのであります。しかし、いま岩間委員の言われましたこともよくわかりますことでござりますので、九十三人というところへ從来のよその局から何人か実は新しく異動をさせようかということで、ただいま内部調整をいたしておることはいたしておるのでござりますが、私は大体はやはりこの姿勢の取り方の問題であろうといふふうに考えております。

○岩間正男君 姿勢の取り方はけつこうですが、能率的な運営ということは、これはいつでも望ましいことですが、しかし、業務量はどうなるんですか。目的として掲げられた公書とはつきりと取り組む、こういう姿勢をほんとうに、最も重要な施策の一つとして取り上げるということになりますと、業務量から考えてもたいへんこれは膨大になら

じゃございませんけれども、そういう部分が多く多いわけでございますから、地方に相当の部分は委譲をして、地方には通産局もございますし、地方自治体の人間が何人もいなければ公害行政ができないと、いうわけのものではなかろうと思つております。  
○岩間正男君 そう言われますが、まあ頭の切りかえ、むるん必要でしょけれども、そこだけにこの問題を求めるということで、実際にいま非常に大きな社会問題になり、政治問題になつてゐる課題と対決ができるかどうか。私はここに、昨年われわれが当委員会で論議をした総定員法の問題がやはりひつかかってくる。非常に画一的なんですね。そして非常にいま国民が要望している公害との対決の問題、これを具体的に進める通産省の体制の中で人員がただ一人しかふえない。名前はとにかくちょっと変えた。こういうことでほんとうにこれは内容を盛ることができるかということになると、非常にやはり大きな問題があるのでござな  
いか。実は行管の長官も見えればよかつたわけでありますけれども、こういう問題について実際画一的な、全部頭並みに切つていく、そういう体制の中で一人でもふえたからいいじゃないか、こういう形ではこの問題とは対決できない。新しい時代の要請に対してもんとくに切ついくには、そのところはほんとうにその業務を遂行するに可能なだけのそういう改革はむしろやつしていくというんです。あなたは通産行政を担当するにあたつ

○岩間正男君 その点について、「これはまあ問題題として残しておきたいと思います。この問題題はいずれまた行管の出席を求めて論議をしてみなくてはならない内容を含んでいるというふうに考えます。」

そこでぜひお聞きしたいのですが、この廃坑の問題ですね、私は昨年八月の羽越の災害で山形県に参りましたし、山形の高旭鉱山の廃坑、そこから実は四つのノロを流しておった沈殿池があつたが、それが山水のために破れて、そこからたいへんなノロが流れてきて、下流を浸し、沿岸を埋めで耕地もやられた、この問題題を当時取り上げたわけです。すでにこういうケースはほかにあるだけです、全国に廃坑はたくさんあるはずだ。これは一体どこの管轄になっているかを私聞いてみます」というと、通産省の管轄だということで資料を求めたわけです。ところが一から出さないですね、資料を。今度は法案の審議だから、それで去年の八月ぶりですが、去年の八月ですから八ヶ月ぶりに手にしたわけです。これは昨日手にしたわけです。それも怠慢だと思うのですが、これは全く八ヶ月ぶりですか、去年の八月ですから八ヶ月ぶりに手に入ったわけです。さて、この廃鉱の問題題は公害とやはり非常に関係が深い。非常に公害の起きた可能性があるわけです。ところが、ほとんどこれに対する管理が的確になされていないのが現状だと思う。今度の機構改革ではこれはどこで扱いますか、この廃鉱の問題題は。

○政府委員(橋本徳男君) 廃鉱の問題題につきましては、やはり今度できます公害保安局というところで取り扱ってまいります。これは先生おっしゃる

○岩間正男君 大臣に伺いますが、これは私はやつぱりいま公害の問題で、この問題を忘れ去らされているのではないか。実際聞いてみると、思わぬときに出てる伏兵——公害の伏兵だと考えていいと思う。しかも石灰炭鉱の場合なんかは、その廢鉱に子供が落ち込むとか、あるいはキャンプにて行つた連中が落ち込むとか、そういう公害なんかもあるということを聞いているのですね、それからもう一つはカドミウムの問題が非常に最近大きくな問題になってきた。そうするとカドミウムの公害というものは、新たな問題として、今まで廢鉱の中流されたそういう鉱滓なんかの中に、これは相当眠っているのじゃないか。そういうものが除々に排出されているという問題も、これは新たな問題として提起されなくちゃならない問題だと思ふ。そうすると、この際この廢鉱を全面的に、しかも科学的に調査する必要があるのではなかいかというふうに私は考えるわけです。こういう点について、これは全般的な公害の問題と対決をされるというなら、この伏兵に対してもこれは手をいまでのうちに打つておくことが宮澤さんとして必要だと思うのです。どうでしょう。

第一回 内閣委員会会議録第十一号 昭和四十五年四月二十八日

近はまた廢鉱も多くなつておりますから、休耕止のときに、どういゝ措置を鉱業権者としてとるべきか、それを具体的にきめると同時に、それに對して監督をいたしますように、監督局、監督部に対して指示をいたしたところでございます。

それから、従来どもこの休廻止後 時間がたたまして、実態がはつきりしていないというものもこれ事実でございますので、今年度から三年計画で、休廻しました鉱山のうち、実態のわかつているものはようございますが、そうでないものを中心に、精密な調査を私どもでいたそうと思つております。岩間さんの言われましたような心配は私ども実は持っておりますので、そういうことをいたすようにいま考えております。

○岩間正男君 それは具体的に何ですか、そういう機構と、それからそれに対するいろいろの施策、あるいは調査陣、さらに科学的な調査が非常に必要だと思う。それから、できればA、B、Cぐらいのクラスに分けて、その中で非常に危険のあるもの、それからやや危険なもの、あるいはまたそれほど警戒の必要でないというようなふうにこれは考えることができると思う。この処理は明確にやはり一つの方針を立てて、そうして公害の伏兵と対決していくということは非常に私は重要だし、今度の新しい機構の中でもそういうことは確立することが必要だというふうに考えるわけですが、いかがですか。昨年の経験から私は考える。それからもう一つは、これは災害が起こつてからでは非常に被害がばかばかしいですよ。この間の高旭の鉱山は大した大きな鉱山ではないのですね。それでもこれは局長さんの説明によりますと、補償などを含めて、現在支出しただけでも三千万円以上出しているわけですね。もっとも、補償なんか年々やればもつと多額の金になるのはないか、こう考えれば、結局は鉱害に対してこつちから手を積極的に打つほうがむしろ私はこれは望ましいのじやないかというふうに考えますが、この点はいかがでしようか。

これについての休廃止鉱山の坑口開鑿ということを具体的にやつております。これはもっぱら県市、こういったところの協力を得てやつております。それに対しまして県、市が三分の一の金、それから国が三分の二の金というふうなことでやつております。

それから、ただいま問題のごときいました金属山のこういった専門的な調査でござりますが、大臣から答弁いたしましたように、本年度から三年計画によりまして休廃止鉱山を全面的に調査し、これにつきまして、もちろんカドミウムの排出状況、それからその他の重金属類、こういったようなものすべてにつきましての調査をし、そしてそれによりましてその山のランクづけをし、それに対するいかなる対策をやるべきか、坑口を開鎖するか、あるいは別個の措置をとるかという点につきましては、保安法に基づまして中央鉱山保安協議会というのがございます。これは専門の学識経験者並びに大学の先生も入っておりまして。こういったところの技術関係を中心にして、その対策案を出し、それからその実施面におきましては、やはり地元の県、市と国が一緒になります。こういったところの技術関係を中心にして、その対策案を出し、それからその実施面におきましては、やはり地元の県、市と国が一緒になります。こういったところの技術関係を中心にして、この対策をやつしていくというふうな考え方で、すでにこれにつきましての予算措置も本年度からできております。大体、三年の間には全国の休廃止鉱山をそういう形においてきれいな形にしたいというふうに考えております。

○岩間正男君 これは予算はどのくらいですか。

○政府委員(橋本徳男君) 本年度いたしましては五百万円でございます。これはもっぱら調査研究費でございますから、この所要資金としてはわざかでございますが、実際の事業というふうなことになってしまいますれば、またその段階におきまして事業の性格によってふえてくるものであろうと

○政府委員(橋本徳男君) 現在の保安法におきましては、鉱山をやめましても鉱業権が存続しておられますれば、すなわちある山がやめた、しかしまたとえば日本鉱業なら日本鉱業といふようなものの鉱業権がござりますれば、その日本鉱業に対しても鉱業権のある限りの間、管理責任の法律上の義務がございます。それからまた鉱業権がなくなりましても、これがなくなってから五年の間は、やはり鉱業権者と同じような形においてそれを管理保全する義務がある次第でございます。

○岩間正男君 私はこの問題を新たに提起するのは、さつき言つた伏兵なんですから、これに對して、ことに大臣が、鉱書に對決すると、いう決意をちょっと最近触れられたのだが、こういう問題まで対決できるのかどうかということを明らかにすることがあなたの姿勢のバロメーターになると思う。したがつて、この新しい次元の中で計画立案を立てて、その計画と、まあ五百万というような予算ではとてもこれは、私はほんとうに申しわけ的になると思うので、こういうものをはつきりとしたこの計画を資料的なものに、計画でいいですから、いまの段階、計画でしようが、プランで、それが一年おくれたら一年後に、どういうふうにこれを処理したかという報告までこれは含めねばならないんですが、そういうことを当委員会にこれは報告してもらえますか、どうでしょう。單にここでの答弁だけじゃわれわれはどうもだよりがないと思ってる。こういう問題はどうでしようか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 先ほど政府委員から申上げましたように、今年度は調査をするということでございますから五百万元といふ予算でやつておりますけれども、それに基づきまして明年度からはこれこれこういうものがあつて、それに基づいてこうこうこういう措置をとりますといふこと

すが、まあ通産大臣は、これは公害の発生と激化の原因ですね、これについて、この原因を何だらかいうふうにお考えになつていますか。これはまださうですが、そこで繰り返すのはあまりに幼稚な課題かもしれないが、この幼稚な課題の中に真実があるわけですから、あらためてお聞きするんですが、いかがですか、どうお考えになつていますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはやはり、一般的にわれわれが俗に文明と考えておるものを見つめた結果、その面として生まれたものだといふように考えております。わが国の場合でございまして、いわば終戦後、とにかく経済成長をいた、もう一度いわゆる物質的に満足な生活をとらふうに考えてまいりましたが、その裏側が公害これが離れてきた結果生まれたものであることに思つておりません。

○岩間正男君 まあ、一般的でなく、具体的には高度経済成長政策との関係はどうですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、高度経済成長によつて、いわゆる牧歌的な生活環境からわれわれが離れてきた結果生まれたものであることは間違いないと思います。

○岩間正男君 われわれはまあこう考えますが、これに対して大臣の見解をお伺いしたい。この最近の公害の激化は、これは独占大企業が重化工業中心の新しい大規模な工業地帯を造成して、政府的な生産を拡大して、これに伴つて膨大な有害物を発生させたが、それらを適切に処理することができなくて、ほとんど未処理のまま放出してきながらだ、それでもかかわらず、大企業は国際競争力を強化するために生産コストを下げる、そういうことの口実で労働者や地域住民の生命、健康、財産を守るに必要な当然の公害防止のための費用を出し惜しんだ、そしてそういうようなことが今

○政府委員(橋本徳男君) 確かに先生のおっしゃるところおりでござります。現に実は四十四年度から、いわゆる昨年度でございますが、石炭、亜炭関係の休廃止の鉱山につきましては、かつて子供が事故死したといったような事例もございましたので、

いうふうに考えております。  
○岩間正男君 これは管理保全の責任というのほ  
どにあるのですか。これは監督局もこの責任の  
一端を負わなければならないのですが、これはも  
との企業にあるのですか。

とを当然具体化をしてまいることになる。そういう計画でありますから、そういう段階になりまして、資料としてむろん委員会にそのつど御提出をすることができると思います。

○岩間正男君　まあ、一般的でなく、具体的には、高度経済成長政策との関係はどうですか。

○國務大臣(宮澤喜一君)　それは、高度経済成長によつて、いわゆる牧歌的な生活環境からわれわれが離れてきた結果生まれたものであることには間違いないと思います。

○岩間正男君　われわれはまあこう考えますが、これに対して大臣の見解をお伺いしたい。この最近の公害の激化は、これは独占大企業が重化工業中心の新しい大規模な工業地帯を造成して、無政府的な生産を拡大して、これに伴つて膨大な被害物を発生させたが、それらを適切に処理するところがなくて、ほとんど未処理のまま放出してきたからだ、それにもかかわらず、大企業は国際競争力を強化するために生産コストを下げる、そういうことを実で労働者や地域住民の生命、健康、財産を守るために必要な当然の公害防止のための費用を出し惜しんだ、そしてそういうようなことが今までの原因ですね、これについて、この原因を何だとさうふうにお考えになつていますか。これはまあ当然、ここで繰り返すのはあまりに幼稚な課題かもしれないが、この幼稚な課題の中に真実があるわけですから、あらためてお聞きするんですが、いかがですか、どうお考えになつていますか。

○國務大臣(宮澤喜一君)　それはやはり、一般的にわれわれが俗に文明と考えておるものを見つけてきた結果、その半面として生まれたものだといふふうに考えております。わが国の場合でございまして、いわば終戦後、とにかく経済成長を、また、もう一度いわゆる物質的に満足な生活をとくふうに考えてまいりましたが、その裏側が公害ですと、いう形になって出てきておるというふうに思つております。

日の公害を累積させた。そうして大きな、あなたがもう最も重点政策の一つだといわざるを得ないようなところに追い落した原因であるというふうに考へるわけです。この前シンボジウムが開かれて、よい環境の中で生きることは人間の基本的な権利である。これはまあ環境破壊に関する国際シンボジウムで採択された東京宣言の一部であることは、これはもう通産大臣御存じだと思いますがね。そうすると、いまの高度経済成長政策のこの十年間とられてきた政策が、はつきりこういうような東京宣言と対決させられているわけですがね。こういう問題についてどうお考えになりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 率直に申しまして、新しい技術は常に新しい危険を伴うということだというふうに私は思つております。で、これが大企業とかいうことと必ずしも関係がないと思ひますのは、先ほども豚とか鶏とかというものについての公害についてお話をございました。また昔で申しますと、屎尿というものはわが国では決して戦前十分に——現在でも十分でございませんが、露へて放置されておったなんという時代もさう遠くない昔のことです。農村では、それから決して強い国ではございませんで、これも一種の公害だつたらと思います。現在における公害は、現在われわれが持つておるところの文明の裏側として出てきたものでござりますから、現在のわれわれの文明をつくるのに大企業も寄与したことは、これはもちろん間違いません。したがつて、大企業は無関係だと申し上げているわけではございませんが、高度経済成長をつけてきた日本の経済なり、社会なりといふものがここにきまつて、その裏側である公害というのには直面しておる、こういうことではないかと思います。

○岩間正男君 いま抽象的におっしゃいましたが、大臣、イタイイタイ病、それから水俣病、これらはみなもう大企業が原因だということははつきりしている、これは。それから大臣は四日市に、こ

れは行かれたと思います。私も何回も行つております。あるいは川崎、まあ東京がそうですが、このような空気汚染。そして私は川崎に行ってこれは驚いたんですが、上流の多摩川のほうを見るといふと、これはたいへんなんだ、全部これは濁っています。そして安保成長論、繁榮論を盛んにやつておるね。そして安保繁榮論がほんとうにおかしいことになりますよ。私はすつとあの町を歩いて病院に寄つた。病院の医者が言うには、どうかといふと、もう小学校の生徒が毎朝注射をしなければ学校に通えない、そういう子供がたくさんいる、そういう言い方である。四日市に、これはごらんになつたでしよう。あすこの患者を収容している病院がございます。塩浜の病院、これはごらんになつたでしよう。あすこに小学生がいる。この小学生が、もう何人か毎日注射をして通っている。漁師の人たちが御承知のように注射をして、しかも生活のなかで得るために船に乗つている。夜は帰つてきてこの病院の中にいる。何人かはあすこで自殺者も起つていて、こういう姿を見てまいりますと、ほんとうに、これはやっぱり大企業との関連といふものは抜きにして——

○岩間正男君 そうしてなるほど豚のにおい、これはさつき言わされました。これも重要かもしれないが、直接、命と対決される問題でひんびんとして起つてゐる、これが大きな社会問題になり、政治問題になつた原因ぢやないですか。だから、私はこういふ点はあなたの立場もあるでしようが、はつきりやはり現実と明確に対決する必要があると思うのですね。とにかくどうですか。いま京都の下町に行つてみて、川崎に行ってみて、重工業地帯をほんとうに歩いてみてどうですか。あすこへ住む気になりますか。まあ名古屋でもそうです。

○國務大臣(宮澤喜一君) そういう問題がござりますことは御指摘のとおりであります。したがつて、われわれはだれかをのろつたり非難したりすることでの問題は片づけるのぢやなくて、ほんとうに企業が一体どういうふうな認識を持つ、そうしてどういう対決をするのか、ここにきましたが、大臣のこれに対する対処のしかたはいかがですか。

○岩間正男君 塩浜病院で長い間療養をして、それは大臣のこれに対する対処のしかたはいかがであります。あるいは川崎、まあ東京がそうですが、こ

れではございませんけれども、直接、命とおつしやいますと、戦前のわが国の平均寿命と現在の平均寿命と比べますと、これは申し上げるまでもなく、はるかに平均寿命は伸びております。幼児の死亡率も減つております。そのことは、やはりわが国が経済的に繁栄をして国民の生活水準が高くなつたからだと私は判断をいたしております。したがつて、今後くるべき問題としては、その長くなつた命をどれだけいま御指摘になりました。したがつて、前向きに対処することになったような病害から防いでいくかということが問題なのであって、私はこの経済成長というプロセスが全部なかつたならば、いまのようになればかなりの生活水準を持つて、昔よりも二十年長い人生を送れたかどうかと云はざいまして疑わしいといふふうに考えます。

○岩間正男君 私も反駁する気持ちはございませんけれども、しかし、イタタイタイ病とか、水俣病とか、それからぜんそくですね。最近のこういふものはこれは近代の所産ですね。こういう問題の反面をこれははつきり私たちはとらえなきや、いまのような平均年齢が延びた、それだけでこの問題とわれわれは対決することはできない。この点はあなたの立場もあるでしようが、はつきりや、

○國務大臣(宮澤喜一君) 私の申し上げますのは、わが国がこれまで経験した問題でないと言つたって、あの犠牲者の気持になつたことがありますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは人間あつての経験ですから、何回も繰り返して述べられたんだ

ですが、このことがはたして真実かどうかといふことを明らかにする一つのこれは鍵になると思いま

すが、いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは人間あつての経験だということは、もう申し上げるまでもなく全

く明らかなる事実であると思ひます。私どもはそのうに考えておりますから、一部の人間が他の人間を搾取するというようなことがあっていいと考えております。すべての国民が平等であるというふうに考えておりますから、一部の人間が他の人間を搾取するといふようなことがあります。さればもう疑いのないことあります。

○岩間正男君 人命優先だと、こういうことです。四日ですか、四日前ですね。四日前の本会議で、佐藤総理の最近のこと、ことに大阪のガス爆発があつたときに、本会議で佐藤総理は述べておるわけですね。それから、一昨日ですか、一月二十四日ですか、四日前ですね。四日前の本会議で、こういうことを言つてゐる。今後、心を新たにして経済性よりも安全性を優先する、こう言つてゐるのですね。これは通産大臣も同意見ですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはもう私は自明の理だと思います。ただ、申し上げるまでもないことでござりますけれども、汽車を全然やめてしまえば汽車にひかれる人間はないであろうということは、うまくなかつたということですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) いや、日に新たに、日に新たにという意味かと思います。

○岩間正男君 この中に、心を新たにしてといふのだが、今まで、そうすると、これはやっぱりうまくなかつたということですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) どうも苦しいじやないですか。あればちょうど京都の選挙のさなかでしたな、私は京都で聞いていたのだが、打ち明け話をすると、京都の選挙を目ざしてゐるのじやないか。大阪の選挙は隣ですから、これはたいへんなことになる。経済性が安全性か、いや経済性よりも安全性を先にいたします。これはいろいろそういう問題のおもんばかりがあつたろうと思ひますが、選挙が終つてからも、またそういうことを繰り返していく、心を新たに、心を新たにと。これはどうも認めてたということになるわけですね。心を新たにして、やっぱりことばというものはよく体をあらわす。

そういう点でそれを考へるわけですが。それで、私はここでお聞きしたいのですが、「一体、公害基本法というやつは、非常にこれはやつぱり問題を含んでいるのじやないかと思うんですね。第一、成立の経過についてわれわれもささかこれは知っているつもりですよ。これは、非常にこれに厚生大臣が見えると、なおいいわけですが、四十一年八月四日の厚生省公害審議会の中間答申では、現在の公害の中心は産業公害と考え、その対策のために、まず第一に、加害者としての企業の責任と公害防止費用の負担を明確にしたい、ういうことを答申したはずですね。それはそうですね。ここに厚生省の方、見えてますか。厚生省もう帰ったですか。さっきまでいたんですね。まあいいです。これは厚生大臣がいればならないわけですが、これははっきり答申からわれわれは客観的なものから見て、これに対しても、当時経団連では、公害政策の基本的問題についての意見というものを直ちに発表した。その中で、生活環境の保全という立場からのみ公害対策を取り上げ、産業の振興が地域住民の福祉向上のための重要な要素である一面を無視するのは妥当でない。どうもさつきの大臣の答弁とちょっと似ているんですが、こういう意見を言っているわけです。これは非常な影響を与えて、結局こういうような強力な意見があつて、そうして厚生省公害審議会の中間答申がいわば非常に変形させられた。その結果、国の環境基準や水質基準がきめられ、そして産業活動に影響したり、大企業の生産コストを高くしない程度のゆるやかな基準ということとでございましょうか。調和ということばも非常にあいまいだ。そして、このことばというのは非常にこれはごまかされやすい。しかし、はっきりこの問題は利害が対決する、両者が対決する場合においてどちらを選ぶのか、こういう点では、ことばの上で、なるほどこれは人命優先ということが言われて

いる。しかし、それをほんとうに行政の中で貫く  
かどうか、その政治姿勢ということこそが今日  
問われている。通産行政に対する、私は、これは  
世論のいま求めているところだと思ふんですね。  
そうすると、どうもやはり通産大臣の御答弁の中  
には私はすつきりしないものが出でてくる。さっき  
の経団連の何と非常に似てるんだな。私、聞いて  
いてどうもそういう感じがしたんですが、どうかな  
うですか。これは厚生省の公害審議会の中間答申  
とはずいぶん違っています。この点をどういうふ  
うにお考えになりますか。

ができますときに、私も知つておりますわけですが、まことに、この規定を置くことによってバランスを取つたという感じが、正直申しまして、いきさつとしてはあつたと思います。あつたと思いますが、もう、いまさらだれも、人の命と経済どつちが大事だというようなことを疑う者は、行政をやつております者の中にはおりませんと思ひます。そういう、過去十何年の間に意識の変化があつた、そういう沿革は私も率直に申しますと認めなければならぬと思います。

○岩間正男君 まあどうしても大臣の答弁の中に是一般論に戻られるところがあるわけですが、だれも経済の発展は必要ないなどということを考えている者は、これはないだらうと思う。それから、人命の尊重を考えない人もこはないだらう。問題は、経済の過度な、もうほんとうに独占本位の集中生産、そういう形で、それが人命に対して大きな被害を与えていた。そこから起るひずみに対するどう対処するかという課題で、この問題を具体的にこれは追及しないというと、私は経済が、人命が大切だから経済活動やめると、こういうふうな形で問題を提起しているわけじゃありません。そうすれば、当然ここで必要なのは、経済の発展にとって公害ということは、これは必然的にについてくる問題でしょう。しかし、それを最小限度どう食いとめるか、あるいはその公害をほんとうにない、この被害から守る、そういうあらゆる手段をとらなければならぬ。すると、生産のコストの中に、これは公害そのものを除去するためのそういう費用というものは当然必要になつてしまつよう。私はそういう点からいえば、この企業の中で、設備投資の中で一体この公害投資ですか、こういうものがどれほど必要かということですね、これは調査があるようです。私は昨年この調査されてこういうものを発表されました。これ

は昨年五月ですが、これも最近もらつたものであります。しかし、ここには出ておりますけれども、幾ぶん公害投資の傾向は一ころよりはこれは伸びてゐるというふうに出ておりますけれども、こんな一休段階でいまの公害、産業公害と対決できますか。そして過大に膨張していく、この高度経済の、そうして世界のほんとうにトップをいっていいるというような、こういう形の過度な成長の中で、どうですか、これだけの公害投資といふもので一体この問題は解決しますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 数字をお持ちのようでございますので申し上げませんけれども、逐年企

業の設備投資の中における公害投資というものが高まりつつあることは、これはもう当然のことでござりますけれども、そういう趨勢になつてしま

りました。それは企業にとっては、確かに企業だけから申せば効率の悪いことでございましょうけ

ども、それはもう国民全体の立場からいえば、私は当然なことであるし、その比重はますます高

まつてくるであろう。ガリガリの企業利益からいえば投資効率は悪くなる、これはもうしから当然のことであると思います。またしかし、そこから

新しい技術が生まれてくるといふこともこれも否定できないし、また、それが進歩であろうと思うのであります。ただ、いまの段階ではとにかくそ

れがまだ十数年という歴史しか持つておりませんので、十分に企業の力だけでそれをやりきれない

ところもござりますから、財政とか、税制とか、金融などで私ども助成をいたしておりますことを

また事実であります。G.N.P.は世界第二位だが公害も第一位だというようなことはもう決して自慢になることではないと思います。

○岩間正男君 それは経済の非常に過度な成長がそういうひづみをつくつて、そして公害が世界第一だ、こういうことについての反省を持つていらると思うのですが、しかし、それを私は公害基本法の調和というようなこの調和の解釈のしかたが非常にこれは多面的ななされるし、都合よくなされるので、だから、そういう点

○岩間正男君　ただいま公害部長さんですか、どういたしたいと考えております。

○岩間正男君　ただいま公害部長さんですか、どういたしたいと考えております。

○國務大臣(宮澤喜一君)　それはどこの国でも公害に関するそういう資料がございましたら、私も非常にほしいと思っております。

○岩間正男君　さて、問題もとに戻りますが、地城住民がこの公害に非常に積極的に前向きで対決する。そういうものを支持して、多数によつてそれが支持され、そして、しかもその公害の問題をどんどん解決しようとする。それでとにかくいまの公害基本法なんかよりもっと進んだ形をとることに対しても、原則的に、これは大臣どうですか。これをどういうふうに支持されますか。

○國務大臣(宮澤喜一君)　それは先ほど申し上げたとおりでございます。そこで、ただ申し上げましたことは、最善を尽くせば、関係者が守り得るような基準でございませんと、基準を定めた意義が逆になくなるということも考えておかなければならぬ。年とともにそれはきつくなることは当然のことであると思つております。

○岩間正男君　まあ結局利潤をどれだけ保証するのか、それから人命とそれとの対決になるのです。が、いまの答弁の中身は守り得るという、それはもう守り得るといえば、私はやはり一つの科学的なそういう基準というものを明確にしなければならないということを言つておられるわけですが、ただ守り得るというようなこととばで逃げてしまふと、これは一つの暗箱みたいになつてしまつてはまずいと思うんです。この問題の対決、むしろほんとうに、そういう点では当然これだけはという科学的な最低基準でも何でも、そういうものに対してもやることは、この問題の対決、むしろほんとうに、そういう点では当然これだけはという科学的な最低基準でも何でも、そういうものに対してもやることは、この問題の対決、むしろほんとうに、

そこでお聞きしたいんですが、東京都の場合、これはどうですかね、四月一日から公害防止条例と、それから規則を実施しているんですけど、通産大臣はこれに対してもうふうにこれはお考えになりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは詳しいことをよく存じませんけれども、排出基準について一事業場、つまりたとえば工場でございますが――ありますか。あるいは煙突一本ずつを考えるか、りを考へるか、あるいは煙突一本ずつを考えるか、というような点の考え方の違いではなかつたかと思ひますが、法律的には国が基準をきめておりますので、都がそれと異なつた基準を独自の立場できめたということは、厳密に言えば法律の文言に合はない。十分協議する等の道も開かれておったわけでござりますけれども、合わない結果になつた。しかし、もし実際上の効果として両者があまり違わないような排出基準に落ちつくのであれば、それは実際上の問題として処理してもよろしいのかと思ひますが、厳密に両者のものしさが非常に違つておつて、片方で国で認められておつたことが都では認められなかつたということになれば、企業等はどうちらに従つていかわからぬといふことになつては困る。いわば政令で二途に出たということでは困りますので、そういうことがありそうございましたら、東京都ともよく話しあつてみなければならぬと思っております。

○岩間正男君 私は先ほどこの基本法についての経過を述べた中で、これは厚生省のこの審議会、それから経団連のこれに対する反駁、横やりの意見、こういう形で、妥協の形で調和という形のあいう基本法がつくられたことを、これはいま現在は法律としてあるわけですから、これに満足できない状態でしよう、満足できない状態がたくさん出てきているし、現行の中でもそれは出でているわけでしょ。この法律そのものが非常にやつぱり不十分なところがあるわけです。ここでどうもこまかく論議する時間はありませんけれども、そういう中で東京都が、これは地元住民はこれを非常に支持して、そうしてそういう住民の要求とし

あのような離れているよりも、科学的なそういう基準の上に立っていますよ。これは最低限だと思うのです。これはもつと進んでもいいんだけれども、結局企業の側に立つか、ほんとうに国民の側に立つかということでの問題が私は決定されるところです。私はそういうふうな点からいいますと、たとえば東京都は条例の中で、大気汚染と水質汚濁と騒音の三公害 基本法に設けられておられるこれらの基準、それだけじゃないのですね。国が基準にはない有毒ガス、それから粉じん、それからこれは振動なんかもあつたと思いますが、こういうものを規制の対象にしておるし、それからたとえば国の法律が大気や水質について個々の煙突や排水口だけを対象にしておるのに対しても、工場全体の総排出量を対象にした基準を設けたり、また発生源者の報告を義務づけるというような方法をとつておる。公害を防止する見地からいいたら、私はこれが科学的であり望ましい、こういう形でなければやはりいまの公害基本法では非常に抜け穴がある。そうして、これはざる法になつておる面があるのでないか。そういうものではないだろうか、こういうふうに考へているのですが、これを推進するのか、それとも國の非常に不十分な法律の線でなければならぬとするのか。これは都議会においてもつくられているのではないか。だから、先ほどから通産大臣の言われている、とにかく人命尊重が第一だ、これはもういまさら論議の必要もないじゃないかというような意見を先ほどから述べておられるのですが、そういう問題と東京の条例とどちらのほうはどうも私はそぐわない。いまの答弁に對してそぐわないことになるのぢやないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(柴崎芳三君) 東京都の条例と法律との関連でございますが、これは問題を分けますと形式的な矛盾と申しますか、形式的に相いれない点と実質的に相いれない点と、その二つに分かれるわけでございますが、法律の範囲内で定めるというのが地方自治法、その他できまつておりますし、また、それぞれの公害防止法、公害関係の法律にもその旨が記載されておりますのでございますが、そういう意味におきまして、法で定められた、法で規制の対象になつておる施設については、これはもう法でいくんであって、それを条例でさらに二重に規制するのは二重規制になり、ただ単に法律上の矛盾だけではなくて、規制される相手方にも非常に大きな迷惑を及ぼすというような形で、法で規制されておる対象については条例は設けないと、いう一つの原則があるわけです。その点で形式的にひとつはずれてくるわけでございます。

それから第一の、これは形式的な点でございまが、大体國の法律におきましては、特定設備、特定施設というものを定めまして、その特定施設については届け出制をとっております。東京都の場合にはそれを許可制にしておりまして、その点相当強くなつておるわけでございますが、國の判断いたしましては届け出制にいたしまして、その届け出された結果につきまして、公害上問題がある場合には改善命令その他を出せば十分行政上処理できるという立場をとつておるんですが、東京都の場合は、それを認可制にいたしまして、びしゃっと押えている。そこで法律よりも行き過ぎておるという一つの形式的な矛盾があるわけでございます。

それから次に実質的な矛盾でございますが、これは実はあまりたいしたことはないわけでございます。一例を申し上げますと、東京都ではSO<sub>2</sub>にしまして、先生御指摘のとおり工場単位でやつておるわけでございますが、國は施設単位でございます。ところが、個々の施設に対する基準ととい

ものは、東京都も国も全く同じでございます。東京都が工場で押える場合には、その工場が持つておる煙突ごとの排出基準で許されるSO<sub>2</sub>量を全部足しまして、その状況に応じまして○・九から○・九五、それから一・〇という修正係数を掛けまして、それをもつて工場の許されたSO<sub>2</sub>の排出量ということにしておるわけでございますが、具体的な例で申し上げますと、この○・九を掛けられる工場といふものはほとんどございません。われわれが調査した結果では、東京電力と東京ガスに限定される。ところが東京ガスと東京電力につきましては、われわれも大気汚染防止法の規定に基づきまして相当強力な規制と指導を行なつております。現に割り当てられた排出基準よりは低い数値をもつてSO<sub>2</sub>を排出しております。したがいまして、○・九を掛けても実質上は現在の状態そのままだけつこうですということになるわけでございます。

それらの点を勘案いたしまして、東京都とも事前にすいぶんいろいろ話し合つたわけでございますが、東京都のほうも、ぜひ都としての態度を示したいということで、施設ごとに取り上げた場合には全く国とダブルのものですから、工場ごとに取り上げれば、これは違った観点から公害防止といふことに進み得るであろうという独特の見解をもちまして条例を定めたわけでございますが、しかし、政府部内でいろいろ検討いたしました結果、形式的にはこれはやはり法律と矛盾するという結論にはなっておるんですが、ただいま御説明申し上げましたように、実質的におまり問題がないものですから、具体的なケースでは十分配慮しながら、ひとつ慎重にやってくださいということで、現在さるにその具体的なケースがありますれば、いろいろと東京都とお話ししたいというような状況になつておるわけでございます。

○岩間正男君まあ形式的な法律をたてにとつて

いるというようなことなんですが、その法律が、先ほど来から言つよう非常に不十分であり、あ

いまいな点を持つていて。特にこの中で有毒ガス

や粉じんの規制を東京都が対象にするということは、むしろこれは進歩と考えなきやならぬ問題であります。こういうものを、法律にないから、母法にないんだから条例できめるのはけしからぬといふような、そういう論点にこれはいつたら話になります。

○政府委員(柴崎芳三君)ちょっとことばが足りなかつたんですが、法律できめられてないことを条例できめますのは、これは天下晴れでどこでもやつておることでございまして、われわれ決してこれに文句をつけるわけではございません。既存の法律と張り合うものについてだけ一応意見を申し上げておるということでございます。

○岩間正男君張り合うというのは基準の問題であります。その点、これは最初から非常に問題もあります。

○産業公害対策の特別委員会に一橋大の都留さんが出てきて、この問題やっぱり触れてますね。こ

れはこう言つてゐるんですね。国の基準だけで足りないとと思う場合に、そこの地域住民がこれくら

いきびしくしたいんだということをその地域住民の意思として決定した場合には、それほどきび

りないと思う場合に、それがどうなりますか。

○政府委員(柴崎芳三君)都留先生のその御意見は、おそらく都留先生の経済学者、あるいは社会学者としての公害問題の重要性を取り上げまし

て、そういう観点からの御意見ではないかといふ

ぐあいに考えますが、おそらくときに法律

関係のもう一人の先生が呼ばれておつたわけですか。

○岩間正男君それがどうだつていうのですか。

○國務大臣(官澤喜一君)誤解をしていただいて

いないとは思ひますけれども、このばい煙の排出

については、東京都は現実の問題として國よりも

きつい規制をやつしているわけではないのであります。

國がきめた規制の方法とは違う規制のしかた

をしよう、つまり工場単位であつて、煙突一本車

位ではない、別の独自の方法をやつたと、そのこ

とは形式的には法律に違反をいたすわけですが、それでたいへんきびしい規制になつたかと思つた

ら、そうではなくて、國が認めているものは東京都が独自の立場から規制をしますことは、これ

は一向に差つかえないと、それで違反、違法問題などは起つております。

○岩間正男君どうもあなたたちは法律を先に、法律方能のやはりそういう訓練を受けておるから、そういうことになるのですが、問題は先ほどか

ら問題にした生きた人命をどうするかという問題です。その上に立つて考えなければならぬので、國の不十分な法律でもつてそういう東京都の条例に抵触するところがある、これを否定する、そういう形をとつていくことは非常に望ましくない。問題は当然住民の安全を守るかどうか、その上に立つかどうか、そして科学的にはつきり見通すかどうか、そういうところに私はあると思いますね。だから、よくこの通産省、あなたたちの説明を聞くと、結局は奇妙な東京都の条例が國の法律か、どちらに、いずれに従うか、このういうことに心配することじゃなくて、ほんとうに住民の安全と生命が守られるか、こういう点できびしい、ほんとうに人命を安全に守ることでのきびしい、ほんとうに人命を安全に守ることでできるそういう条例に企業が従うよう自然これは説得し、指導するこういう基本的な立場に立つのが通産省の当然私は立場じゃないかといふうに思ひますが、どうでしようか。その点がどちらもやはり企業擁護、企業の立場ということからもので、経済学的の観点あるいは社会学的な観点からものを申しますというふうに言つておつたと聞いております。

○岩間正男君それがどうだつていうのですか。

○國務大臣(官澤喜一君)誤解をしていただいて

明瞭かにすでにできている法律にたがうようなことを条例できめるという態度は、私はそこまで

おつしやられればどうかと思います。そのことは違法であるかとおっしゃれば私は違法であると言

うではありません。しかも、それでできた結果がわざるを得ません。しかも、それでできた結果が

いいへんきびしい排出基準になつたかと思つたらそ

うではない。そうありませんから、これ以上この問題は私ども現実に深追いすべきかどうかと

思つておりますけれども、環境基準をよくしよう

という動機はそれはもうけつこうなことでござります。しかし、国の法律を破つてしまふと申さざるを得ないわけであります。

○岩間正男君 あなたは、現状ではそういう一つの形勢論が成り立つかかもしれません、これはどうですか。たとえば東京都民が一千百七十万あるのですね。ここでも最近、美濃部都政を支持する者は六八%ぐらいあるのです。そうすると、公害の問題はやはり大きな問題になつていて、現実の問題としてあらわれてきた。たとえば美濃部都政の中でいろいろ貢いてきたものがある、非常に大きな三年間の業績があるのです。そういう中で、公害の問題で対決するという姿勢の問題はこれは非常に都民の共感を買つていいわけですよ。そうすると、これは立法の府として、そういう古い不十分な法律というものに対して、われわれは当然これは対決せざるを得ない。そういう問題をこれ持つていてるわけです。ただ、現状はそういう法律があるが、ざる法でも何でもこれに従えといふような議論であなたがられるんだが、そななれば、われわれがやはり通産大臣に対して持つていてるイメージと少し違つているのですね。あなたが最初にはつきり言われた施策の最も最大の課題とするのは、それは人命尊重だ、経済性よりも安全性を貫くんだという、佐藤総理のそういうことばにも同感だ、こう言われたものと非常にイメージが違うようだ、こう思つてます。

○國務大臣(宮澤喜一君) いやしくも立法府において御決定になつた法律でございますから、ざる法といふようなことは私ども思つておりません。

○委員長(西村尚治君) 他に御質疑もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより討論を行ないます。——別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。——

ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西村尚治君) 速記をつけて。  
これより採決を行ないます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
本日はこれにて散会いたします。

午後七時十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月二十六日)  
一、許可、認可等の整理に関する法律案  
(予備審査のための付託は三月二十五日)

第二二三六一號 昭和四十五年四月十一日受理  
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願  
請願者 兵庫県相生市矢野町中野 古沢謙  
治外五十九名  
紹介議員 青田源太郎君

現職公務員の恩給・共済年金等に関する請願  
請願者 兵庫県相生市矢野町中野 古沢謙  
治外五十九名  
紹介議員 青田源太郎君

現職公務員給与水準と退職公務員恩給仮定俸給水準との間に相当の開きがあるのでこの間の調整に

関し、左記事項の実現を図られたい。

一、恩給法第二条ノ二に定める調整は、現職公務員給与(本俸)を基準として改正するよう制度化すること。

二、前項の調整制度の趣旨に基づいて現職公務員給与と現行恩給仮定俸給との格差を完全に是正する経過措置を講ずること。

三、前二項は、共済年金に対しても同時同様にこれらを行なうこと。

第一二七三七號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

第一二七三七號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

第一二七三七號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願  
請願者 愛知県一宮市千秋町町屋二、一〇  
七 岸延一外三十名  
紹介議員 櫻井 志郎君

第一二七三七號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

に關する請願(第一二三〇号)(第一二三一號)

(第一二四六五号)(第一二五〇〇号)

一、兵庫県浜坂町の寒冷級地引上げに関する請願(第一二四三三号)(第一二四六三号)

一、戦争犠牲追放警察官の救済に関する請願(第一二五〇一号)

一、長野県富士見町の寒冷級地引上げに関する請願(第一二五二七号)(第一二五四九号)

一、長野県更級郡大岡村の寒冷級地引上げに関する請願(第一二五三八号)(第一二五五〇号)

一、長野県小海町の寒冷級地引上げに関する請願(第一二五五一号)

一、山梨県の寒冷級地引上げ等に関する請願(第一二五九一號)

一、長野県富士見町の寒冷級地引上げに関する請願(第一二五九二号)

第一二七三四號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願  
請願者 長野県飯田市上飯田六、一三一  
牧内雅博外四千三百九十二名  
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一二二六一號と同じである。

第一二七三五號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願  
請願者 兵庫県水上郡市島町梶原四三〇  
久下久五郎外百七十九名  
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一二二六一號と同じである。

第一二七三六號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
門島宗一郎外三千六百四十名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二二六一號と同じである。

第一二七三七號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 愛知県一宮市千秋町町屋二、一〇  
七 岸延一外三十名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七三八號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七三九號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四〇號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四一號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四二號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四三號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四四號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四五號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四五號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四五號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。

第一二七四五號 昭和四十五年四月十六日受理  
退職公務員の医療給付制度等に関する請願  
請願者 富山市千歳町一ノ五富山教育館内  
之助外三千五百九十九名  
紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二四七五号と同じである。







四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払  
い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望す  
る旨をその組合に申し出たとき。

四 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛  
金を組合に払い込まなければならぬ。

五 船員組合員に対する前四項の規定の適用に  
ついては、政令で特例を定めることができ  
る。

六 前五項に定めるもののほか、任意継続組合  
員に対するこの法律の適用について必要な事  
項は、政令で定める。

第一百一十五条前段中「前条」を「第一百二十四条  
の二」に改め、同条後段中「同項第一号、第三号  
及び第四号中「国の負担金」とあるのは「組合の  
負担金」と、同項第一号中「国の負担金百分の五  
十七・五」とあるのは「国の負担金百分の十五、  
組合の負担金百分の四十一・五」を「同項第一  
号中「国の負担金百分の七」とあるのは「国の負  
担金百分の二十、組合の負担金百分の五十」と、  
同項第一号中「国の負担金百分の六十一・五」と  
あるのは「国の負担金百分の二十、組合の負担  
金百分の四十一・五」と、同項第三号及び第四  
号中「国の負担金」とあるのは「組合の負担金」  
に、「とする」と、前条第二項後段中「掛金の  
標準となつた俸給」とあるのは「掛金の標準と  
なつた運営規則で定める仮定俸給」とするに改  
める。

附則第十二条の次に次の二条を加える。

(退職した更新組合員等であつた者に対する  
短期給付の特例)

第十二条の二 国家公務員共済組合法の長期給  
付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二  
十九号)以下この条において「施行法」とい  
うの規定の適用を受ける者に対する第二百二  
十四条の三第一項の規定の適用については、  
同項に規定する組合員期間は、施行法の規定  
を適用し、又は準用して算定した第三十八条

第一項に規定する組合員期間とする。  
2 前項に規定する者が退職した場合におい  
て、施行法の規定によりその者に退職年金が  
支給されることとなるときは、その者は、第  
一百二十四条の三第一項の規定の適用について  
は、組合員期間が二十年以上である者とみな  
す。

附則第十三条の七の次に次の二条を加える。  
(年金者遺族一時金の特例)  
第十三条の七の二 衛視等であつた期間が十五  
年以上ある者に係る年金者遺族一時金につ  
いては、第九十三条の二第一項第二号中「組  
合員期間が二十年」とあるのは「衛視等であ  
つた期間が十五年」と、同項第三号中「二十  
年未満である者」とあるのは「二十年未満で  
ある者(衛視等であつた期間が十五年以上で  
ある者を除く。)」として、同条の規定を適用  
する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金  
の額は、同項の規定により算定した額が、同  
項の規定を適用しないとしたならば受け取  
こととなる年金者遺族一時金の額より少ないと  
きは、当該金額とする。

附則第十三条の九中「この条」の下に「及び  
附則第十四条の二」を加える。

附則第十四条の次に次の二条を加える。  
(衛視等であつた者に対する短期給付の特例)  
第十四条の二 衛視等であつた期間(警察職員  
であつた衛視等にあつては、警察職員であつ  
た期間を含む。)が十五年以上である者に対する  
第百二十四条の三第一項の規定の適用につ  
いては、当分の間、同項中「組合員期間(前  
二条の二 行法の一部改正)」を「第四十八条の三  
の二(第三十五条の五)」に、「第四十八条の三  
を「第四十八条の五」に改める。

3 この法律において「遺族」とは、新法の規定  
による年金たる給付(この法律の規定により  
新法の年金たる給付のみなされる給付を含  
む。)に係る場合は新法第四十二条の二に規定  
する遺族をいうものとし、新法の規定による  
置(第三十四条・第三十五条)」を「第三節 遺  
族一時金に関する経過措置(第三十四条・第三  
十五条)」に改める。

別表第一を次のように改める。

組合員期間	日	数
一年以上	二年未満	三〇日
二年以上	三年未満	六〇日
三年以上	四年未満	九〇日
四年以上	五年未満	一二〇日
五年以上	六年未満	一五〇日
六年以上	七年未満	一八〇日
七年以上	八年未満	二一〇日
八年以上	九年未満	二四〇日
九年以上	一〇年未満	二七〇日
一〇年以上	一一年未満	三〇〇日
一一年以上	一二年未満	三三〇日
一二年以上	一三年未満	三六〇日
一三年以上	一四年未満	三九〇日
一四年以上	一五年未満	四二五日
一五年以上	一六年未満	四六〇日
一六年以上	一七年未満	四九五日
一七年以上	一八年未満	五三五日
一八年以上	一九年未満	五六五日
一九年以上	二〇年未満	六一五日

一時金たる給付（この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む。）に係る場合は新法第四十二条の三に規定する遺族をいうものとする。

第八条第一項中「第四号」を「第三号」に改めること。

第十九条各号列記以外の部分中「新法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。」を削る。

第五章第三節の次に次の二節を加える。

第四節 年金者遺族一時金に関する経過措置

（公務傷病による死亡者に係る年金者遺族一時金の規定の適用）

第三十五条の二 新法第四章第三節第四款中第九十三条の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

（年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間）

第三十五条の三 新法第九十三条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金（公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く。）を受ける権利に係る組合員期間は、施行日の前日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

（特例による退職年金の受給権者に係る特例）第三十五条の四 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八条から第十条までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によら

ないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならばあつて、その死亡を退職とみなしたならば金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二第一項第三号の規定は、適用しない。

（特別による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金に係る特例）

第三十五条の五 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる

年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる

八条の五とし、第四十八条の二を第四十八条の四とし、第四十八条の次に次の二条を加える。

（衛視等の年金者遺族一時金に係る特例）

第四十八条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

一 衛視等であつた期間が十五年末満である者で第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 第一項第三号の規定は、適用しない。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

一 衛視等であつた期間が十五年末満である者、附則第二十一条第二号中「八年以内」を「昭和四十六年五月三十一日までの間」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法第九条第三項本文及び第一百十一条第四項本文の改正規定並びに第三条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（長期給付の給付額の基礎となる俸給に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に国家公務員共済組合法の退職（死亡）を含む。次項において同じ。）をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金（それぞれ国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定によりこれららの年金とみなされる年金を含む。）で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を、第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「新法」という。）及び第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「新施行法」という。）の規定を適用して算定した額に改定する。

二 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であった者で施行日以後三年内に国家公務員共済組合法の退職をしたものに係る年金たる

時金の額とする。

第五十二条第一号中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

一 衛視等であつた者で施行日以後三年内に国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法（以下「新施行法」という。）の規定を適用して算定した額に改定する。

二 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であった者で施行日以後三年内に国家公務員共済組合法の退職をしたものに係る年金たる

長期給付の給付額の算定について新法及び新施行法の規定を適用した場合において、これらの規定により算定した年金の額が第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この項において「旧法」という。）及び第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下この項において「旧施行法」という。）の規定により算定した年金の額よりも少ないときは、旧法及び旧施行法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

（遺族に対して支給する給付に関する経過措置）

第三条 新法及び新施行法中遺族に対して支給する給付に関する部分の規定は、前条の規定の適用がある場合を除き、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（掛金及び負担金に関する経過措置）

第四条 新法第九十九条第二項、第三項及び第五項、第一百一十四条の二第三項並びに第一百一十五条（新法第一百一十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（退職一時金に関する経過措置）

第五条 新法別表第一の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 前四条に定めるもののほか、国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第七条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条 「被保険者であるとき」の下に「

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十四条の三第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八条第一項中「昭和三十三年法律第二百二十八号。」を削る。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一項改正に伴う経過措置）

第八条 昭和三十六年十一月一日から引き続き国家公務員共済組合法に基づく共済組合（以下この条において「組合」という。）の組合員であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したもの（その退職の場合に国家公務員共済組合法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く。）については、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条中「退職の日」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）の公布の日」と読み替え

て、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再び組合の組合員となつて退職した場合において、国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかるわらず、その者は、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第二十一条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に国家公務員共済組合法第八十条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給

を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日前において消滅する。

（本案施行に要する経費）

本案施行に要する経費としては、約百二十億円の見込みである。

（公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案）

第一条 公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百三十四号）の一部を次のようにより改正する。

（公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律）

第一項各号の順位は、第二十五条第一項本文に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順位。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十八条中第十号を第十一号とし、第八号及び第九号を一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 年金者遺族一時金

第五十六条に次の二項を加える。

4 第二十五条の二第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、同項中「退職の際ににおける退職一時金基礎額」とあるのは、「退職の際ににおける退職一時金基礎額」とする。

第五十九条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

（年金者遺族一時金）

第五十九条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

（年金者遺族一時金）

第五十九条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

（年金者遺族一時金）

第五十九条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

（年金者遺族一時金）

第五十九条の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は

二 組合員期間十年以上二十年未満の組合員

組合員であつた者の死亡の当時その収入に間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日前において消滅する。

より生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

（第二十六条第一項を次のように改める。）

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。



(昭和四十年法律第二百五十五号)附則第六条第二項の規定により国鉄共済組合の組合員であつたものとみなされる期間は、第八十二条の二

第一項に規定する組合員期間に含まれるものとする。

組合員期間															日数	
十 六 年 未 滿 上	十 四 年 未 滿 上	十 四 年 未 滿 上	十 三 年 滿 上	十 二 年 滿 上	十 一 年 滿 上	十九 年 年 未 滿 上	九 八 年 年 滿 上	八 七 年 年 滿 上	七 六 年 年 滿 上	六 五 年 年 滿 上	五四 年 年 未 滿 上	四 三 年 未 滿 上	四 三 年 未 滿 上	三 二 年 年 滿 上	二 一 年 年 滿 上	
十 六 年 未 滿 上	十 四 年 未 滿 上	十 四 年 未 滿 上	十 三 年 滿 上	十 二 年 滿 上	十 一 年 滿 上	十九 年 年 未 滿 上	九 八 年 年 滿 上	八 七 年 年 滿 上	七 六 年 年 滿 上	六 五 年 年 滿 上	五四 年 年 未 滿 上	四 三 年 未 滿 上	四 三 年 未 滿 上	三 二 年 年 滿 上	二 一 年 年 滿 上	三十日
四 六 〇 日	四 二 五 日	三 九 〇 日	三 九 〇 日	三 九 〇 日	三 九 〇 日	三 九 〇 日	三 九 〇 日	二 七 〇 日	二 四 〇 日	二 一 〇 日	一 八 〇 日	一 五 〇 日	一 二 〇 日	九 〇 日	六 〇 日	三十日

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

(退職一時金に関する経過措置)

**第二条** 通算年金制度を創設するための厚生省規則の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のよろて改正する。

付事由が生じた給付について適用し、同日前に  
給付事由が生じた給付については、なお従前の  
例による。

附則第三十九条第一項第一号中「八年以内」を「昭和四十六年五月三十日までの間」に改める。

(政令への委任)  
第五条 前二条に定めるもののはか、公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置について

(施行期日) 附 則

て必要な事項は、政令で定める。  
（日雇労働者健康保険法の一部改正）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を経過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項の規定は本法の施行後五年以内に施行する。

**第六条** 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第一百七号）の一部を次のように改正する。

施行する。ただし第一項中公共企業体職員等共済組合法第十条第三項の改正規定並びに第一条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行

(遺族に対して支給する給付に関する経過措置)する。

（百三十四号）第八十二条の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき一を加える。

**第二条** 第一条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)中遺族

第十八条第一項中〔昭和二十一年法律第二百二十一号〕を削る。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)  
第七条 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律)

後に給付事由が生じた給付について適用し 同  
日前に給付事由が生じた給付については、なお  
差前の例による。

第三号)の一部を次のよう改正する。

(負担金に関する経過措置)

(新東京国際空港公団法の一部改正)  
第八条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律  
二〇九号)の一部を次のように改正する。

項の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金

第八条 新規の自動車登録(昭和二年三月一日以後)  
第一百五号)の一部を次のように改正する。

については、なお従前の例による。

める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一

部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 昭和三十六年十一月一日以前から引き続き

公共企業体職員等共済組合法に基づく共済組合

(以下この条において「組合」という。)の組合員

であつて、昭和四十四年十一月一日からこの法

律の公布の日の前日までの間に退職したもの

(その退職の場合に公共企業体職員等共済組合

法の規定による通算退職年金を受ける権利を有

することとなつた女子以外の女子及び明治四十

四年四月一日以前に生まれた者を除く。)につい

ては、第二条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項中「退職後」とあるのは「公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)の公布の日から」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が再びもとの組合員となつて退職した場合において、公共企業体職員等共済組合法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第二条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第三十九条第一項に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に公共企業体職員等共済組合法第五十四条第五項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日

の前日において消滅する。

本案施行に要する経費としては、約百億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、約百億円の見込みである。

昭和四十五年五月十四日印刷

昭和四十五年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局